

第一百五十一回国会

総務委員会議録第三号

平成十三年二月二十二日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

御法川英文君

理事

荒井 広幸君

理事

渡海 紀三朗君

理事

荒井 聰君

理事

若松 謙維君

理事

赤城 徳彦君

理事

河野 太郎君

理事

佐田 玄一郎君

理事

谷 淳一君

理事

菱田 嘉明君

理事

宮路 和明君

理事

伊藤 忠治君

理事

玄葉 光一郎君

理事

中村 哲治君

理事

山井 和則君

理事

渡辺 周君

理事

山名 靖英君

理事

大森 猛君

理事

矢島 恒夫君

理事

横光 克彦君

理事

片山 虎之助君

理事

遠藤 和良君

理事

小坂 憲次君

理事

山名 靖英君

理事

滝 実君

理事

砂田 圭佑君

理事

香山 充弘君

理事

景山 俊太郎君

理事

大久保 晓君

理事

鴻三君

理事

胤明君

理事

田並 勉君

理事

黃川田 徹君

理事

佐藤 鶴君

理事

左藤 勝人君

理事

阪上 善秀君

理事

橋 康太郎君

理事

野中 広務君

理事

平井 韶也君

理事

山本 公一君

理事

大出 彰君

理事

武正 公一君

理事

山村 健君

理事

高木 陽介君

理事

佐藤 仁君

理事

大森 健君

理事

春名 安正君

理事

重野 安正君

理事

野田 敦君

理事

同日 同日

あるのではないだろうかと思ひます。例えば、最近のあるマスコミの世論調査を見て、これはもう大臣も御承知のとおり、ひどいところでは四・何%という内閣支持率、一けた台についに落ちてしましました。これはもう国民の皆さん、森内閣は一日も早く退陣をすることが日本ため、国民のためになるのだという意思表示ではないか、このように考へるわけあります。

森内閣の主要閣僚の一人であります総務大臣として、森内閣を評価するというのは失礼な話なのです。が、どのように考へました。森総理に對して、閣僚の一人として、辞任をしたらどうだと、このくらい言う勇気を持つていただければ、次に大きな展望が開けるのではないか、このように思いましたので、失礼な質問かもしませんが、お考へをお聞かせ願いたい、このように思ひます。

○片山国務大臣 冒頭、田並委員から、総務省及び総務大臣に対する大変御丁寧なお言葉がありました。感謝申し上げたいと思います。

御承知のように、十二月五日に内閣改造で入閣いたしましたが、当初は郵政大臣、自治大臣、総務長官を兼務させていただきまして、一月六日中央省庁再編で総務大臣を拝命いたした次第でございます。大変大きな役所でござりますから、三つの省庁の今までの殻を脱ぎ捨てて、融和、結束してほしい、新しい省としてしっかりと仕事をしてほしい、こういうことを申し上げているわけであります。

今お尋ねがありましたら、私、今度入閣してしまって、この内閣は、大変見識のある有能な閣僚が本当に多いと思ひます。当面、いろいろなことがあります。が、当面する諸課題を各閣僚が持ち場であります。私がございましたが、私は、国民の御理解や評価が上がっていくのではなかろうか、そのため閣僚が一致して努力しなければいかぬ。森総理には、その先頭に立つて頑張っていただきたい、こういうふうに思つて、いる次第でございました。

○田並委員 閣僚としては、それ以上のことは言えないのではありますけれども、しかし、各閣僚が有能力であればあるほど、リーダーシップを握つてゐる総理が、さらにその有能な閣僚の才能を引き出すような努力をするべきだと思うのです。

いずれにしても、国民の意識というものは先ほど申し上げたところにある、こういうことをひとつ肝に銘じていただきまして、これから対応を期待するところでございます。

次に、郵政事業の民営化論について大臣の所見を伺いたいと思います。

こここのところ、日経新聞でも「郵政事業を再考する」ということで、きのうきょうと、きのうがして効率化をすべきだというのが出ておりました。が、以前に元郵政大臣をやられた、それこそ自民党の中では大幹部でございますが、森総理を支えていた方と、これは政治評論家というのでしようか、経済評論家というのでしょうか、マスコミの関係の仕事をやられた方との対談が文芸春秋に出でました。

これを見て、日本は民主主義の国ですから言論は自由ですし、表現は自由ですし、何を言つてもいいのかもしれません、ただ、その言つている中身が、少々私の認識と違う郵政事業論を展開されている、郵政三事業についての、どちらかといふと、あれを読んだ国民の皆さんのが誤解を受けられるよう、そういう内容になつて、いますから、大臣にぜひ事實をひとつお聞かせ願いたいと思うのです。私もそう思つのですが、聞かせていただきたく思つてます。

今お尋ねがありましたら、私、今度入閣してしまって、この内閣は、大変見識のある有能な閣僚が本当に多いと思ひます。当面、いろいろなことがあります。が、当面する諸課題を各閣僚が持ち場であります。私がございましたが、私は、国民の御理解や評価が上がっていくのではなかろうか、そのため閣僚が一致して努力しなければいかぬ。

森総理には、その先頭に立つて頑張っていただきたい、こういうふうに思つて、いる次第でございました。

○田並委員 閣僚としては、それ以上のことは言えないのではありますけれども、しかし、各閣僚が有能力であればあるほど、リーダーシップを握つてゐる総理が、さらにその有能な閣僚の才能を引き出すような努力をするべきだと思うのです。

それから、もう一つは、郵便事業も大赤字で、必ずや努力をするべきだと思うのです。

申しあげたところにある、こういうことをひとつ肝に銘じていただきまして、これから対応を期待するところでございます。

次に、郵政事業の民営化論について大臣の所見を伺いたいと思います。

こここのところ、日経新聞でも「郵政事業を再考する」ということで、きのうきょうと、きのうがして効率化をすべきだというのが出ておりました。が、以前に元郵政大臣をやられた、それこそ自民党の中では大幹部でございますが、森総理を支えていた方と、これは政治評論家というのでしようか、経済評論家というのでしょうか、マスコミの関係の仕事をやられた方との対談が文芸春秋に出でました。

これを見て、日本は民主主義の国ですから言論は自由ですし、表現は自由ですし、何を言つてもいいのかもしれません、ただ、その言つている中身が、少々私の認識と違う郵政事業論を展開されている、郵政三事業についての、どちらかといふと、あれを読んだ国民の皆さんのが誤解を受けられるよう、そういう内容になつて、いますから、大臣にぜひ事實をひとつお聞かせ願いたいと思うのです。私もそう思つのですが、聞かせていただきたく思つてます。

今お尋ねがありましたら、私、今度入閣してしまって、この内閣は、大変見識のある有能な閣僚が本当に多いと思ひます。当面、いろいろなことがあります。が、当面する諸課題を各閣僚が持ち場であります。私がございましたが、私は、国民の御理解や評価が上がっていくのではなかろうか、そのため閣僚が一致して努力しなければいかぬ。

森総理には、その先頭に立つて頑張っていただきたい、こういうふうに思つて、いる次第でございました。

○田並委員 閣僚としては、それ以上のことは言えないのではありますけれども、しかし、各閣僚が有能力であればあるほど、リーダーシップを握つてゐる総理が、さらにその有能な閣僚の才能を引き出すような努力をするべきだと思うのです。

それから、もう一つは、郵便事業も大赤字で、必ずや努力をするべきだと思うのです。

申しあげたところにある、こういうことをひとつ肝に銘じていただきまして、これから対応を期待するところでございます。

次に、郵政事業の民営化論について大臣の所見を伺いたいと思います。

こここのところ、日経新聞でも「郵政事業を再考する」ということで、きのうきょうと、きのうがして効率化をすべきだというのが出ておりました。が、以前に元郵政大臣をやられた、それこそ自民党の中では大幹部でございますが、森総理を支えていた方と、これは政治評論家というのでしようか、経済評論家というのでしょうか、マスコミの関係の仕事をやられた方との対談が文芸春秋に出でました。

これを見て、日本は民主主義の国ですから言論は自由ですし、表現は自由ですし、何を言つてもいいのかもしれません、ただ、その言つている中身が、少々私の認識と違う郵政事業論を展開されている、郵政三事業についての、どちらかといふと、あれを読んだ国民の皆さんのが誤解を受けられるよう、そういう内容になつて、いますから、大臣にぜひ事實をひとつお聞かせ願いたいと思うのです。私もそう思つのですが、聞かせていただきたく思つてます。

今お尋ねがありましたら、私、今度入閣してしまって、この内閣は、大変見識のある有能な閣僚が本当に多いと思ひます。当面、いろいろなことがあります。が、当面する諸課題を各閣僚が持ち場であります。私がございましたが、私は、国民の御理解や評価が上がっていくのではなかろうか、そのため閣僚が一致して努力しなければいかぬ。

森総理には、その先頭に立つて頑張っていただきたい、こういうふうに思つて、いる次第でございました。

間金融機関へ百六十四億円、資金移動が行われて

おります。

○田並委員 さらにもう一点聞きたいのは、郵貯資金と簡保資金、約四百兆あるけれども、そのうち、最大値で既に八割は不良債権化をしている、だから、郵貯や簡保に預けているお金は実際にはもう消えてしまっていて、通帳に記入されているの金額というのは既に使われて、なくなっているのと同じなんだ、こう述べているのです。

これは、もし民間の金融機関がこんなことを書かれたら、取りつけですよ。恐らくそんなことはないだろうというので、国民の皆さんは安心して預けているから取りつけ騒ぎは起きないですけれども、そもそも不良債権化して、預金通帳には金額は載つているけれども、実際にはもうそれはないのだ、存在していないのだ、こんな話になればすぐでも取りつけになりますよ。こういう、どちらかというと信じられないようなことがこの文書春秋に載っているということ自体、大問題だと思いますのですが、その辺、いかがなんですか。

○片山國務大臣 今のお話しの点も私は対談で読みましたが、今まで郵貯の方は、法律によって資本運用部に預託することが義務づけられておりまして、これは資金運用部の特別会計から、期間が来たら郵貯の特別会計の方にきっちり返還していくだけ、こういうことになつておりますから、法律上これは担保されておりますから、全く問題ありません。簡保資金の方も財投機関等へ貸し付けておりますけれども、これは一定の手続を経て承認されて、今まで返済が滞ったという例はございませんので、全くこの点も心配はない。

そういう意味では、あの発言は当を得ていない私には思っております。

○田並委員 この文書春秋に關係してもう一つだけ聞いておきたいと思うのですが、ペイオフが間もなく始まります、一年伸びましたけれども。これが行われることによつて民間の銀行が不利になつて、郵貯はさらに有利な状況になる、こういう記事が載つておつたんですね。これをよく見る

と、民間の銀行は一千千万までは保証されるけれども、郵便貯金の場合は、特に、振替を利用するども十億でも預けられると。

辰巳一郎の政治小説

○田並委員 大臣の見解はわかりました。

質問を終わります。

金のたぐいになるんですか、どうですかね。振替金とは言わないで郵便振替と言っているのですから、貯金という名前はついていない。たまたま郵時が取り扱っているだけです。したがって、これが果たして貯金としての機能というものを持つてているのかどうか。振替口座は無利子ですから、利子は一銭もつきませんから、しかも、自分の口座から他人の口座に振り込むときには振出料がかかります、払い出し料がかかりますし、いろいろな手数料がかかるわけですね。自分から分の場合は別ですが。ですから、これはちょっとこういうのが当たるのかどうかというと、非常に間違っているのじやないかというふうに思います。

最後になりますが、例の郵政公社になるための法律、中央省庁等改革基本法に基づいて、二〇〇三年にはよいよ郵政事業庁が公社に移行するということになりますが、この郵政公社化の準備状況は現在どういう状況で、制度設計がどの程度進んでいるのか、これについてございましたならばお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 御承知のよろい 時年の臨時議會で I.T. 基本法を通していただきまして、それに

るが、これは、民間の金融機関だつて地方公共団体が預けたものには利子に税金はつかないんですね。何かこの記述だと、郵便貯金だけが、地方公共団体が預けたものに対する利子に対して税金がかかるない、こういう言い方でだけ言つているような気がするのです。これは間違いなく民間の金

発足後直ちに、公社の制度設計を担当的ところをお願いしております、できれば本年中におおそらく制度の概要を固めたい、できれば来年の通常国会に郵政公社の法案を提出いたしたい、そういうふうに準備を進めていますし、基本的には公社の枠組みは行革基本法で書いていただいておりますから、国営三事業一体、国家公務員、今

ナレッジマネジメント

が、いかがですか。○片山國務大臣 今田並委員からお話しのようになります。

ます

の点は民間と一つも変わらない、遜色はない、
う思つておりますし、それから振替口座の話は
これは預貯金としては扱われません。利子もつき
ませんし、これは単なる決済手段ですから、それ
をその議論に持ち込まれるというのは、大変我々
としては不本意でござります。

一つは、例の I.T 基本法の第十八条に基づい
総務省、当時は自治省ですが、I.T の基礎技能達

習を推進するための費用を各自治体に交付決定をした。総額が四百八十四億六千四百万円。これは、各自治体に、四十五道府県ですか、交付決定をしたという記事が出ていました。

この予算でいきますと、基礎講習を受けられる可能人員というのが五百五十万人程度、このようになっておりまして、私は埼玉ですが、もう既に埼玉も、県あるいは市町村もその準備に入つておるのですが、この五百五十万人で基礎講習は終わらせてしまふのかどうか。

というのは、本年度の総務省の予算を見ますと、載つていません。予算に載つていないので、埼玉も、確かに昨年の年末の臨時国会の補正で通つたわですか、恐らくあれが十二年度、十三年度にまたがる基礎講習の費用だということで、多分その推移を見てからまた後は考えよといふことなんでしょうけれども、国民の皆さんがあまねく高度情報通信の恵澤を受けて、しかも、だれでも安く、早く利用できるような情報通信社会をつくろう、こういうふうにIT基本法は決めているわけですから、そういう意味では、果たして五百五十万人という数字が妥当なのかどうか、これについてぜひ聞かせていただくということと、自治体の取り組み状況、今始まつたばかりですから、まだ把握できていないと思います。何か、四半期ごとに全部状況報告を求めるのだとそうですが、この金額が大変大きな金額です、約五百億円になりますから。これがばらまきにならないように、本当に基礎講習かしきり受けられてその効果が上がるような、各都道府県の自主性に任せながらも、適切な指導体制といふものは必要なのではないだろうか、このように考えますので、その辺についてお聞かせを願い、私の質問を終わりたいと思います。

○遠藤副大臣 IT講習について御質問をいただきまして、ありがとうございます。これは、国民の皆さんにITの基礎的な技術を習得していただきたいという趣旨で、平成十二年度の補正予算で五百四十五億円計上いたしましたところでございま

す。この交付金について、御指摘のように、既に四十五道府県に四百八十四億円については交付を決定いたしましたところでございました、その後、残る二都県、これは東京都と千葉県ですけれども、ここからも交付の申請がございましたものですから、平成十二年中に合計五百四十五億円すべてを全都道府県に交付することを決定したいと思つております。

そして、この事業は確かに補正予算で計上したものがございますけれども、基金にいたしまして、平成十三年度末までの十五ヵ月間にについて事業を展開する、こういう趣旨にしておりまして、延べ五百五十万人の住民の皆さんに御利用していただけるように、地方公共団体にお願いをしているところでございます。地方公共団体では、既に具体的な計画をお立てになつておるようございまして、平成十二年度中、十二年の三月までございまますが、この二ヶ月間だけでも大体八千五百講座、十六万六千人を対象にいたしましたIT講習会が実施できる見込みになつております。

今お尋ねの五百五十万人でいいかどうかという御議論でございますが、これは十三年度が終わりました後、十四年度をどうするかという議論になりますので、慎重にお考えをお聞かせいただきながら検討を続けたい、こう思つておるところでございます。

○田並委員 ありがとうございました。終わります。

○御法川委員長 次に、荒井聴君。

○荒井(聴)委員 民主党の荒井聴でございます。

大変有能な方、そして決断力のすぐれた方とお見受けいたしまして、それ以来、また、役人として尊敬をしていたところでござります。そのようないい處で、國の財政も大変な大きな赤字を抱えていますが、しかし、実は、國の予算の大半は、な有能な方であつても、今の大変な、政局の難し

い時期、そして初めて総務省という役所を率いていくということは、大変御苦勞が多いかと思いますけれども、ぜひ頑張つていただきたいと思います。

ところで、今度の行政改革で最初に一府十二省という数を決めてしまつたがために、どうも行政改革で総務省という省をつくつた、その意義ですとか意味ですかが国民に大変わかりづらい。何となく、どこにも属さないものをみんな集めてしまつて総務省という省をつくつたのではないかという悪口さえ言われております。行政改革、地方自治、郵政、IT、これはどこにどういうふうに関係がある、これらをどういうふうにまとめていくのだろうかと大変危惧しているところでござります。

特に、かつての霞が関、今もそうだと思いますけれども、局あつて所なし、省なしと言われて、総合的な政策がそれぞれの省でできかねているのじやないだろうか、そういうような指摘もあります。

そういう意味では、この総務省の行政というのをまとめていき、そして、国民の皆さんに総務省の仕事はこういうものなんだ、こういうことを私たちちはやっていくんだというメッセージを出すお役目が総務大臣にはおありだと思ふんですけども、その点、お伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 荒井委員からも非常に御丁寧なごあいさつをいただきまして、大変感謝いたしております。

今回の中央省庁再編は、できるだけ行政目的別に大ぐくらに再編成をする、こういう基本的な考え方に基づいてなされたものでございますが、総務省の場合には、國の基本的な仕組みあるいは國民の経済社会活動を支える基本的なシステムを所管する、特に一番民主生活に身近な市町村の役場や郵便局も担当する、こういう行政機能を持つと

革、行政の簡素化をやる、総務省と自治省ですから。それから、これから二十一世紀はIT化、情報化の時代でございますが、これは政府部分が電子政府、電子自治体にならなければいけません。そのためには、これは総務省、自治省、民間は旧郵政省がやる。そういう意味では、國、地方、官民挙げての総ぐるみのIT化はやはり総務省といふ形がいいんではなかろうかと。

それから、今も申し上げましたが、一番国民に身近な行政機関は市町村の役場と郵便局でありますから、ぜひ私はこの両者に連携を持つてもらつて、さらに国民福祉のために相乗した効果をぜひ出してもらいたい、こういうふうに思つております。

確かに荒井委員御指摘のような御批判、御指摘も我々は聞いておりますけれども、それを乗り越えて、一つの省としてまとまつた効果を出せるよう頑張つてまいりたい、こういうふうに考えております。

○荒井(聴)委員 住民にとって、公的な権力あるいは公的な機関、一番身近に感ずるのが市町村であり、あるいは郵便というもののなんだろうと思うんですね。そして今、我が國の最大の政策テーマというのは、どうやって行財政改革をしてコストを下げるか、あるいは財政赤字を減らしていくのかということにかかるんだろうと思うんですね。

そのためにも、電子政府化という、ITを利用した行政改革の手段としてITを積極的に活用していくという方向も大変有意義な方向だと思ってますので、ただいま大臣のおっしゃいました、一番身近な公的な機関としてしっかりと行財政改革をやっていく、住民に十分なサービスをしながら、政府のあるいは地方自治体のリストラをやっていくんだ、そういう姿勢をぜひお示しいただきたいと思うんです。

ところで、國の財政も大変な大きな赤字を抱えていますが、しかし、実は、國の予算の大半は、な有能な方であつても、今の大変な、政局の難し

自治体がコスト削減といいますか、あるいは行財政改革を図ることが、私はある意味では国の財政赤字を改善していく上でも大変必要なことなのではないだろうかというふうに思います。

しかし、今的地方財政計画はここずっと大変な赤字続きで、赤字が累積をしております。この解消というのは、もしかすると国の財政改革、財政の赤字よりももっと重たいものなのかもしれません。なぜならば、独自財源が非常に不足をしていて、財政赤字を解消するのを交付税制度に頼らざるを得ないという側面を非常に強く持っている。独自財源についても、外形標準課税の議論はされていると思うんですけれども、この点についてもまだ見通しが立っていない。

そういう状況の中で、この地方の赤字解消といふものを、どういう点に照準を当てて、どのくらいの期間で、どういう方法でやろうとなさつているのか、その点についてぜひお聞かせ願いたいと思うんです。

○片山国務大臣 荒井議員御指摘のよう、現在の地方財政は毎年度大変な財源不足が続いていることをございまして、平成十三年度末の残高は百八十八兆円になろうと。国の方が四百七十兆ぐらいでしょか、両方合わせて六百六十六兆、こういうことになるわけで、極めて厳しい状況にありますし、赤字の総額は国よりは地方が少のうござりますけれども、地方財政というのは単一財政ではありませんで、三千三百のそれぞれの主体の財政を集合したものでございますから、見方によつては大変国よりも厳しい、こういうことが言えようかと思います。

からの行政サービスを充実するために、みずから経営基盤を安定させていくために市町村の合併を推進していきたい、こういうふうな機運が盛り上がってきてることは大変うれしいことだと理解をいたしておりますところでございます。

○荒井聰 委員 もう少しこの辺について御議論させてください。

総務省としては、今三千市町村、この三千市町村、どのぐらいの合併を考えておられるのか、あるいは、規模としてどのぐらいのものが先ほどの広域的な市町村行政としてふさわしいのかということを踏まえて、どのようなものをイメージされているのか、そういうものがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○片山国務大臣 合併につきましては、昨年の十二月に決めました行革大綱の中で、与党三党の方で千ぐらいを、今三千二百二十七なんですが、千ぐらいを、こういうことがありますから、その千ぐらいを念頭に入れて進めていくと。

その千という数字に根拠があるのかということですが、大体三分の一ぐらい、こういうことでございまして、昭和二十七、八年から三十年の初めぐらいにかけての合併のときは、新制中学校を設置管理できる能力という八千だつたんですね。これから進める合併は、人口は幾らだ、こういう議論があるんですが、それは私は、なかなか線が引けないだろう、こう思っておりますし、まだ一万以下の町村が五割ぐらいあるんですね。そういう意味で、できるだけそれ以上の人口を目指して、事務や権限移譲に対応できるようなしつかりした規模、能力を持つ市町村をつくっていこう、こういうふうに思つております。

○荒井聰 委員 私は地方分権推進法の設立のときにも随分議論させてもらつたんですけれども、そのときも、教育というものが地方分権化されないので、教育委員会があつて、知事部局が直接タッチできないというその状況はおかしいではないか、現実に私立高校や私立の文教施策については知事部局が一括やっているのにもかかわらず、

教育委員会制度という制度を地方分権の問題から

いつでもそろそろ改めるべきではないかと。

最近、教育問題が大変いろいろな点で深刻化していく、またその改善点などについてもいろいろなところで議論をされていますが、この教育の問題は、制度の面からあるいは地方分権という面から議論している点はないよう思うんですけども、大臣、この点はいかがでしようか。

○遠藤副大臣 地方分権改革につきましては、平成七年と今おっしゃいました地方分権推進法の制定というのが大きな契機になりました、その後同法の基本理念に基づきましてさまざまな改革がされまして、特に最近では地方分権一括推進法といふ形で推進がさらに強化されたところでございまして、今から考えてみますと、平成七年の地方分権推進法の制定ということが大変大きな意味があつた、このように評価をしているところでございます。

この中で、教育分野についてお尋ねがございましたが、特にこの地方分権一括法におきましては、教育長の任命承認制度の廃止をいたしましたり、あるいは公立図書館長の司書資格規制の廃止などを行いまして、二十一本の関係法律の改正を行いました、國の関与の見直し、必置規制の縮減とか権限移譲などの措置を行つてきたところでございまます。

今後さらにどうするかという議論はござりますが、教育委員会というのはやはり、教育の中立性を担保するという意味で設立された経緯がございまして、こういうことは慎重に検討をする必要がある、このように考えているところでございます。

○御法川委員長 次に、伊藤忠治君。

〔委員長退席、渡海委員長代理着席〕

○伊藤(忠)委員 民主党の伊藤忠治でございます。

省庁再編で総務省が新たに誕生いたしまして初の委員会の審議になるわけですが、その最初の日には質問をさせていただくということは、私にとっても、橋本政権以来一連の行政改革とりわけ行政改革特別委員会の省庁再編などにかかわってまいりました一人として、非常に意義深い機会である、このように思つておるわけでござります。

したがいまして、これまでの重要な問題の経緯がさまざまございまして、これからこの問題について、その経緯を受けて、これから二十一世紀に向

ところで、我が党は、景気対策として公共事業

がそれほど効果がなくなつてゐる、したがつて、

公共事業でじやぶじやぶ使つて財政を悪化させ、そういうような政策は間違いではないかといふ指摘をしております。しかしながら、今度の地

方財政計画あるいはここ数年の地方財政計画でも、國のこういう政策と軌を一にするようにして、公共交通の地方単独事業というのをかなり計上しているだうと思うんです。

しかし、実際は、市町村長は、景気対策もにらみながら地方単独事業を執行しているというのが実態だと思うんですけれども、その地方単独事業の実際の効果を余り認識をしていない、認識をしているのではないかと私は思つてゐるところではあります。

たが、特にこの地方分権一括法におきましては、教育長の任命承認制度の廃止をいたしましたり、あるいは公立図書館長の司書資格規制の廃止などを行いまして、二十一本の関係法律の改正を行いました、國の関与の見直し、必置規制の縮減とか権限移譲などの措置を行つてきたところでございまます。

この点、私は、むしろ市町村長の言う方が正しいのであって、総務厅や自治省はその意向を政府にはつきり言うべきなのではないか、公共事業の時代は終つたよということを政府の中で言う資格があるとすれば、総務省なのではないだうか

というふうに思つておるのですが、いかがでしようか。○遠藤副大臣 確かに、現下の地方財政は大変厳しい状況にございまして、地方単独事業につきまして、こういうことは慎重に検討をする必要がある、このように考えておるところでございます。

そういう中で、地方自治体の官製談合とかあるいは入札妨害罪といったような形で、公共事業にかかる人たちの間でどうもモラルハザードが非常に強く発生しているのではないだろうか。これなどは、入札の改善策も含めて、モラルの復活というのをぜひ総務省が中心になって旗を振つていただきたいということをお願い申し上げます。

時間が参りましたので、質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

しかしながら、この地方単独事業というのは、住民に身近な社会資本を蓄積していくという意味で大変重要なものでござりますし、地域経済の下支えにもなる大変重要な施策であると考えております。したがいまして、地方の実情に応じまして積極的に対応していただきたいという気持ちを持っております。

平成十三年度の地方財政計画につきましても、

けて、とりわけ重要な問題が発展をする。長い絆を背景に持つた問題も多いわけでございました。それで、そういう立場から問題点をピックアップして、きょうは、大臣初め皆様方に質問をさせていただきたい、このように考えております。

時間もございませんので、せいぜい一つか二つぐらいだと思うのですが、まず、二月二十一日の朝日新聞の記事にこういう報道がございました。政府の規制改革委員会は、二十日、三月下旬に閣議決定する新たな規制改革推進三ヵ年計画に、NTTの持ち株会社の廃止と、NHKの一部民営化につながる放送衛星放送の有料化を織り込む方針を決定した、こういう報道になつております。

この報道は、恐らく、レクチャーや受けられて、記者が記事に取り上げられたのだと思いますが、この規制改革委員会は、いわゆる行政設置法に基づきます三条委員会あるいは八条委員会、どのような位置づけになつて設置をされているのか。これは大臣、副大臣、そのことだけでは質問を事前に言つておりませんが、常識の範囲内でございますので、どういう委員会の性格なのがなということをまずちょっとお聞きするわけでござります。よろしくお願ひします。

○片山国務大臣 これは八条委員会でございます。それだけでよろしくございましょうか。

○伊藤(忠)委員 了解しました。八条委員会ですね。八条委員会は合計で随分ございます、百を超えますね。

これは諮問機関の一つなんですよ、そう理解していいわけです。だから、委員会のメンバーもおりましてというような格好になると思います。わかりました。

それで、実は、持ち株会社の廃止ということがどんどん前に出ているわけですが、この問題は、御承知のとおり、九六年の秋から九七年の通常国会にかけて行われましたNTTの再編論議に私自身も理事の一人としてかかわってまいりました。その国会審議当時の大臣答弁などを記憶しておりま

これが全く違うではないかということを、どうも私は腑に落ちないという感じがしたわけでございます。

当時、大臣や政府委員、担当の局長などはどのよう答弁をされていたかということなんですが、私も当時の資料を持つていてますので、それをゆうべ抜き出して見てみたのですが、読ませていただきます。これは堀之内郵政大臣が、当郵政大臣として、六月十日に答弁されておりますが、こういうくだりでございます。

この持ち株会社制度というのは、私は非常にいい知恵で皆さんに編み出したと思います。世界的には、さらには大きな資本の合同を図ることが世界的な流れにもなりつつあります。そういう面で、持ち株会社というのが浮かんできました。しかも、これはNTTのみへの特例ではなく、時代の要請というか、国会の方で独禁法の改正をする、こういう流れになつたわけがあります。最近の国際競争という問題、こういう事態を考えて理解をいただいたものと思っております。

このよう御答弁をなさつております。

ここで強調されておりますのは、こういう点だと思うのです。国際競争が激化する中で、大きな資本の合同を図ることが世界的な流れになつて、持ち株会社方式によって、資本の分散を図らない、つまり、非常にベターな案だと高く郵政大臣は評価をされていました。

したがつて、こういう答弁が出まして、私ども民主党としては、いろいろ問題点があるなどというので議論を重ねてまいりました。国会審議を通じて、このような郵政大臣の答弁、私たちの思つていました疑惑が解けましたので、最終的には、附帯決議をつけて民主党は賛成しました。そういう経過でございまして、非常にこの大臣の明快といいますか、考え方には私たちも評価をしたわけでございます。

にはドイツの通信改革法が制定をされる。十一月にはBT、これはイギリスの二大企業と言つていいのですが、BTは国営から民営化を図つたわけですが、BTとMCILが合併をする。そして、世界市場のメガコンペティションが本格的にどんどん進み出したという背景がございます。

第二は、そういう世界的な情報通信の流れ、国際競争の激化の状況をごらんになつた、時の橋本総理は、九六年の七月に、当時の郵政省に対しまして、大胆な規制緩和を行わなきやいかぬ、そして、NTTの国際市場進出を促進されたいという異例の指示を出されました。この指示を受けまして、郵政省と当該企業が協議会を開きまして、その後の国際対応を決めていくことは有名な話でございまして、そのことが、言つならば一連の、持ち株方式で新たな事業展開を図つていくこと、いう再編成の大きなインパクトになつたことは事実なのでござります。私たちはいまだにそのことを、橋本政権の、こういう国際的な視野で判断の時期を適切にやつていたいたいということについては、高く評価をしているわけでござります。これがまず当時の堀之内郵政大臣の一項目めの答弁でございます。

今のは参議院の答弁でございますが、さらに、衆議院におきまして、堀之内郵政大臣はこのよう答弁をされております。今回NTTを持ち株会社の方式に再編成するという案が出てきましたのは、これを完全に三分割するということになりますと、資本的には非常に弱くなつっていく、これが一番、NTTとしても今後の国際競争の中に見て大きな問題があるということが一つでござります。したがつて、そういうことを考えますと、資本は一つに統一をして、それぞれの分野での努力をさせていくという体制、つまり、持ち株方式でございますが、これこそ日本方式の一番いい案であつたと思います、このように、時の郵政大臣は答弁をされているわけでございます。

つまり、ここで強調されている点は、御承知のとおり、持ち株方式に再編成するというのは、完

全に三分割すると、資本的には非常に弱くなつて、国際競争においては、あれ以降、今日の動向を見れば、御案内のとおり、少し弱つたなと思つたら、外資が来てM・アンド・Aの対象にしてのみ込んだまうというのは、もう日常茶飯事、起つてゐるわけですが、当時の再編成議論では、そういうことを視野に置いて持ち株方式で再編成するというのが、その時点ではベターな方法であったというふうを強調なさつてゐるわけでございまして、今日においても熟読玩味すべき答弁である、私たちはこのよう考へておるわけでございます。

少し長くなりますが、第三点として、時の郵政大臣が強調されました点がござりますけれども、それは、基盤的な研究については、研究開発力を維持するために持ち株会社で一元的に行っていくという仕組みを大事にしたいというのは、谷電気通信局長もそのことを申されているわけでして、そういうさまざま角度からの議論を経て今日の持ち株方式が誕生したわけでござります。

ですから、これは、一番、関係者としても大変な御努力をいただいたわけでございますが、独禁法改正をやるというのは戦後の我が国では初めての試みでございまして、大変な抵抗がございましたが、それを何とか切り開いて新たなこういう方針をつくってきたという関係者の御努力は大変なものでございました。その点については、審議に終始参加をしてきました私としても、関係の皆さん御努力を大変高く評価をさせていただいているわけでございます。

そういう一連の再編成議論をやりまして、大きな組織を再編しますと、その後、落ちつくまでに大体三年ぐらいかかります。これはもう今回の省政府再編で皆さん方も随分そのあたりは身にしみられたと思うのですが、組織を本当に大改革するところをござりますね。しかし、それは、国家的な戦略企業としてそういう位置づけをいただいた

ということで、関係者はかなり努力をして今日を迎えてるわけでございます。こういう委員会の審議の中におきます大臣答弁あるいは当該局長の答弁について御理解をぜひともいただいておかないと、この改革委員会のように、そういう議論よりも何か別の観点からというか、別のサイドから議論をなさつて、もしそういう結論が出るということになりますと、つまり、国会は唯一の立法機関でござりますし、国会に対して政府は対応なさる責任を持たれるという立場からすると、これはいかがなものか、私はこのように考えましたので、そのように問題点といいますか、経過をくどくどと私は申し述べたわけでございます。

当時、遠藤副大臣はたしか同じ通信委員会ではなかったかと思いますので、そういう議論は頭にしかと入っていると思いますが、その点はどうぞざいましょう。

〔渡海委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤副大臣 確かに、平成九年度のNTT法改正におきまして、私も通信委員会の委員でございました時に議論をしたことを、今懐かしく思い返しております。

当時の国会の議論といったましては、ただいまお話をありました持ち株会社制度の採用についてとか、NTTを完全民営化すべきであるとか、東西の料金の格差をどうするんだとか、あるいはユーバーサルサービスの確保をどうするか、政府の株の保有の義務をどうするのか、株主の権利保障をどうするのか、多角的な観点から総合的に議論がされました結果、ただいまお話をありましたように、持ち株会社を基礎にいたしまして、NTTを東西の二社として長距離会社、このように分割することにいたしたわけでございます。

当時は、なぜ持ち株会社制度にするのかという角度から述べられまして、特にユーバーサルサービスを確保するという意味では、経営といったものが大きな資本のもとで一体的に行われるべきではないのか、こういうふうな議論もあった。ある

いは、研究開発というものが持ち株会社の中で行われることがよいのではないか、あるいは世界的な競争力を担保するためにもそうした方がいいのではないか、こんな議論がありまして現在の形になつた、このように理解をいたしているところでございます。

○伊藤(忠)委員 最後になりますが、時間の関係がございますので、あと七分間でしゃべりますが、いかがなもんでもう大臣にしてみれば当たり前だとと言われそうですが、ちょっとと述べさせていただきます。

それで、各省庁の大臣が諮問機関に諮られる場合は、恐らく、一定のテーマを設定されて有識者の意見はどうでしょうかと聞かれる、そういう場合と思うのです。諮問機関は答申という形でまとめることが意外と多いですね。しかし、それをしんしゃくするのは大臣の権限であり、責任ではないのか、こう思つておるわけです。

諮問機関、すなわちこれは審議会ということなんですが、行政上の権限や責任は存在していないと思うのです。にもかかわらず、最近の傾向としては、かなり声が大きくて、場合によつては何

か主客転倒するようなケースも時たま見られがちな、そういう感じを私はしておるわけでござります。

これも減らされてこの数なんです。省庁再編以前は二百数十あつたと聞いております。現在、百

数を拾い上げますと、これは議運の場でも大変問題になるわけですが、三条委員会、八条委員会の一覧を私は持つておりますが、大変な数ですね。

そうすると、そういう諮問機関の皆さんのが声も、ちょっととなんですね。

当然、声が大きいのはいいので、それは大いに賛成なんございます、そのためにお聞きするわけですから。それはいいのですが、何かそのとおりに話が時たま出ますので、それはいかがなものか。やはり責任を持たれて、権限を持つておるのは大

臣でございますから、だから私は、その点のけじめだけはきちっとしておく必要があるなど。そして、大臣が、言うならば法案として国会にお出しになると、立法府であります私どもとの対応になりますと、そこで議論が始まるわけでございます。本来そういうべきであるし、またそうなつていなきやいけない、このように思つておるのですが、いかがございましょうか。

○片山国務大臣 今伊藤委員からいろいろお話をございましたし、遠藤副大臣からも経緯を聞きました。

二月二十一日の新聞の報道は、必ずしも正確ではありません。規制改革推進二ヵ年計画を年度内にどうことは、来月中につくろうと、今総務省が中心で各省と協議しております、もちろん、規制改革委員会の意見をお聞きしますけれども、この計画は最終的には閣議決定でございます。閣議で政府が決める、こういうことになつております。その中には持ち株会社の廃止を必ず入れることを全く決めているわけじゃありませんが、現状で各省と協議しておられますから。その点はぜひ御理解を賜りたい、こういうふうに思つております。

そんな中で、當時だれしもが夢を持ちました。特に、地方においては、地域の活性化、地方の活性化という言葉の中で、みんなバラ色の夢を見たる、現在作業中でござりますから。その点はぜひ御理解を賜りたい、こういうふうに思つております。

総務省としましては、NTTの経営形態のあり方につきましては、昨年末に電通審、電気通信審議会から第一次の答申をいたしておりますので、その趣旨を体してやりたい。まずは現行経営形態のもとで最大限の競争方策を遂行することにより、可及的速やかに地域通信市場における実質的な競争を実現することを最重要課題、ちょっとと役所言葉でござりますから難しゅうござりますけれども、現行の経営形態のもとで最大限の競争体制をとつてもらう。そのためには、この国会に新たな競争政策を盛り込んだ電気通信事業法の改正案を提出するつもりでございますので、また御審議を賜りたい、こういうふうに思います。

○伊藤(忠)委員 ありがとうございました。

まず、このシーガイアの破綻、更生法を申請したということについては、さまざま理由は関係各方面からも言われております。新聞の社説等でもいろいろ言われております。今さらながらこれを聞いたたずつもりはございませんが、この更生が認められるとなれば、基本的に、メンバーや第一勧銀、金融機関の債権カットということになるわけであります。そしてまた、この第一勧銀が九九年に融資を打ち切った。そして、今度は宮崎県のシーガイア、第三セクターが華やかなりしころ、民活法あるいはリゾート法という法が制定されまして、その後こうした地域振興型、地域開発型の第三セクターが次々に設立をされました。特に、この宮崎県シーガイアは、リゾート法の適用第一号であったということで、全国的にも大変に注目を浴びた施設でございました。

私も、かつて静岡県の地方議会、県議会におましたときには、ちょうど開園前、開設前のシーガイアに行きました。この中心部にござります大変な高層ホテルの一帯トップに上がりまして、海岸線を見ながら、大変広大な敷地の中ですばらしいリゾート、またしばらくの高級ホテルを見させていただいたわけであります。

まさに、このシーガイアの破綻、更生法を申請したと

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺周でございます。

先日十九日、会社更生法の申請を行いました。

崎県のシーガイア、第三セクターが華やかなりし

ころ、民活法あるいはリゾート法という法が制定されまして、その後こうした地域振興型、地域開

発型の第三セクターが次々に設立をされました。

特に、この宮崎県シーガイアは、リゾート法の適

用第一号であったということで、全国的にも大変

に注目を浴びた施設でございました。

特に、この宮崎県シーガイアは、リゾート法の適

用第一号であったということで、全国的にも大変

に注目を浴びた施設でございました。

崎県が六十億円の救済を目的とした基金を積み立てました。二十五億円の緊急の経営資金を行いました。そして資金繰りをしたわけですが、例えばこの基金というものがどうなるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

また、会社更生法を今回シーガイアが選択をしましたということで、結果としてどのようなメリットが考えられるのか、先々どのような見通しを持つておられるのかということについて、まず、シーガイアについてお尋ねをしたいと思うわけでございます。

○遠藤副大臣 シーガイアと県、市とのかかわりについて最初に申し上げますけれども、出資金は県、市とも七千五百万円ずつでございます。貸付金の残高は三十四億四千万円でございます。これは平成十三年二月十九日現在です。それから、損失補償はいたしておりません。それから、補助金といたしまして、振興基金を通じた補助を二十六億五千万円いたしております。こういう事実関係でございます。

シーガイアの場合、今申し述べましたように、関係地方団体は損失補償は行つておりますが、受けの範囲に限られる、このように認識をしております。この出資金、貸付金の取り扱いでございますけれども、再生計画の中で明らかになるということございまして、現時点では、現実に損失が発生するかどうかということは未定でございます。今後の会社更生手続の推移を見守つていただきたい、このように思っています。

基金につきましては、関係地方団体や民間が出捐をして観光リゾート産業の支援の目的で設置されたものでございます。その一部が基金からシーガイアに対し支出されたところでございます。また、もう一点でございますけれども、シーガ

イアが会社更生法を選択したメリットについていかんというお尋ねがございました。

これは、会社更生法を選択したことによりましたとということ、結果としてどのようなメリットが考えられるのか、先々どのような見通しを持つておられるのかということについて、まず、シーガイアについてお尋ねをしたいと思うわけでございます。

○遠藤副大臣 シーガイアと県、市とのかかわりについて最初に申し上げますけれども、出資金は

県、市とも七千五百万円ずつでございます。貸付金の残高は三十四億四千万円でございます。これ

は平成十三年二月十九日現在です。それから、損

失補償はいたしておりません。それから、補助金

といたしまして、振興基金を通じた補助を二十六

億五千万円いたしております。こういう事実関係でござります。

シーガイアの場合、今申し述べましたように、

関係地方団体は損失補償は行つておりますが、受けの範囲に限られる、このように認識をしており

ます。この出資金、貸付金の取り扱いでございますけれども、再生計画の中で明らかになること

ございまして、現時点では、現実に損失が発生するかどうかということは未定でございまして、

今後の会社更生手続の推移を見守つていただきたい、このように思っています。

シーガイアの場合、今申し述べましたように、関係地方団体は損失補償は行つておりますが、受けの範囲に限られる、このように認識をしております。この出資金、貸付金の取り扱いでござりますけれども、再生計画の中で明らかになることございまして、現時点では、現実に損失が発生するかどうかということは未定でございまして、今後の会社更生手続の推移を見守つていただきたい、このように思っています。

○渡辺(周)委員 テーマパーク、売上高でいきますと、一位が東京のディズニーランド、二番目が長崎県のハウステンボス、実はこのシーガイアが、

日本の中のテーマパークとしては売り上げとしている次第でござります。

○渡辺(周)委員 テーマパークとして売上高でいきますと、一位が東京のディズニーランド、二番目が

長崎県のハウステンボス、実はこのシーガイアが、

日本の中のテーマパークとしては売り上げとしている次第でござります。

シーガイアの場合、今申し述べましたように、

関係地方団体は損失補償は行つておりますが、受けの範囲に限られる、このように認識をしており

ます。この出資金、貸付金の取り扱いでございますけれども、再生計画の中で明らかになること

ございまして、現時点では、現実に損失が発生するかどうかということは未定でございまして、

今後の会社更生手続の推移を見守つていただきたい、このように思っています。

シーガイアの場合は、関係地方団体は損失補償は行つておりますが、受けの範囲に限られる、このように認識をしております。この出資金、貸付金の取り扱いでござりますけれども、再生計画の中で明らかになることございまして、現時点では、現実に損失が発生するかどうかということは未定でございまして、今後の会社更生手続の推移を見守つていただきたい、このように思っています。

シーガイアの場合は、関係地方団体は損失補償は行つておりますが、受けの範囲に限られる、このように認識をしております。この出資金、貸付金の取り扱いでござりますけれども、再生計画の中で明らかになることございまして、現時点では、現実に損失が発生するかどうかということは未定でございまして、今後の会社更生手続の推移を見守つていただきたい、このように思っています。

○渡辺(周)委員 テーマパークとして売上高でいきますと、一位が東京のディズニーランド、二番目が

長崎県のハウステンボス、実はこのシーガイアが、

日本の中のテーマパークとしては売り上げとしている次第でござります。

○渡辺(周)委員 テーマパークとして売上高でいきますと、一位が東京のディズニーランド、二番目が

長崎県のハウステンボス、実はこのシーガイアが、

日本の中のテーマパークとしては売り上げとしている次第でござります。

シーガイアの場合は、関係地方団体は損失補償は行つておりますが、受けの範囲に限られる、このように認識をしております。この出資金、貸付金の取り扱いでござりますけれども、再生計画の中で明らかになることございまして、現時点では、現実に損失が発生するかどうかということは未定でございまして、今後の会社更生手続の推移を見守つていただきたい、このように思っています。

シーガイアの場合は、関係地方団体は損失補償は行つておりますが、受けの範囲に限られる、このように認識をしております。この出資金、貸付金の取り扱いでござりますけれども、再生計画の中で明らかになることございまして、現時点では、現実に損失が発生するかどうかということは未定でございまして、今後の会社更生手続の推移を見守つていただきたい、このように思っています。

うような指摘もあるわけであります。

実際、このシーガイアに見られるような第三セクター、特にリゾート型の破綻、結果としてこれが各地で、先ほど申し上げたような経済情勢、金融機関あるいは出資企業の今後の連結決算の導入によって今後はかなり厳しい状況に追い込まれるだろうということを考えまして、今回のシーガイアの例に限らず、大臣として、第三セクターの経営状況、そして今どのような状況になるかと

いうことについて、今どういう御認識を持つつらっしゃるのか。

あわせて、先日二十日ですか、閣議後、記者会

見で、せっかく大臣答弁いたくわけですから、例えばこのシーガイアについて、県全般の財政が困るとか仕事ができないという支障が出るような

対応を考えたいというようなことを御発言され

たようであります。宮崎県のみならず、今後ど

うな形で、自治体に対して、もしこういうこ

とになった場合に支援を考えいかれるのか。そ

してまた、地方財政の今後の見通しから含めて、御見識、御見解を伺えればと思います。

○片山国務大臣 今、渡辺委員からいろいろお話を

がございました。

最近の総務省の調査結果によりますと、対象は

そこで、シーガイアの際に記者会見で申し上げましたのは、シーガイアそのものの財政支援は全くできない、それはする必要もない。ただし、このように限らず、大臣として、第三セクターの経営悪化は地域経済や雇用に大変大きな影響を与えますし、地方財政そのものにも影響を与える。遠藤副大臣が言いましたように、基本的に出資の範囲内あるいは補助の範囲内、損失補償している場合は損失補償の範囲内、こうなりますけれども、そういう意味でいろいろな影響が大きくなるのではないかと思うのです。

シーガイアの経営悪化は地域経済や雇用に大変大きな影響を与えますし、地方財政そのものにも影響を与える。遠藤副大臣が言いましたように、基本的に出資の範囲内あるいは補助の範囲内、損失補償している場合は損失補償の範囲内、こうなりますけれども、そういう意味でいろいろな影響が大きくなるのではないかと思うのです。

そこで、シーガイアそのものではありません。

○渡辺(周)委員 まさに第三セクターが今後危機

的になつてくるだろうということは、もうそれは

御見識をされていると思いますし、実際、我々が

バブルの最盛期に夢を見たことが、ここへ来て、本当にいろいろな形でツケとなつて、負の遺産となつて残つてきた。そしてまた、それを本当に目

の前に今突きつけられているというところであります。

やはりいろいろ言われるのは、お互いもたれ合

いの中に生きて、共同責任と言ひながら、責任の所在があいまいであります。よく言われますのは、公の信用を背景に民間は出資をした。しかし、い

れ、場合によつては存廃を含めて適切な対応をとれ、こういうことを言つて指導してきているわけであります。

シーガイアの例に見ますように、やはり第三セクターの経営悪化は地域経済や雇用に大変大きな影響を与えますし、地方財政そのものにも影響を与える。遠藤副大臣が言いましたように、基本的に出資の範囲内あるいは補助の範囲内、損失補償している場合は損失補償の範囲内、こうなりますけれども、そういう意味でいろいろな影響が大きくなるのではないかと思うのです。

そういう時代がありました。これは、我々全員がいる意味、反省をしなければならないことがあります。

そんな中で今情報開示という言葉がございまして、ここでまた大臣にお尋ねしたいわけあります。

この第三セクターが経営悪化してきていることによって、地方財政に大きな影響を与える。今回も、宮崎の県議会に再建計画を出すという段階の直前に来て、更生法申請という手続がとられたわけあります。が現実問題において、我々も今回のこの破綻を調べたのですが、なかなか第三セクターについての情報というものが得られないわけあります。

情報開示を求めて住民の監査請求等が地方で幾つか行われているわけですが、それはいいながら、形式上が例えば株式会社であるということからして、なかなか情報開示がされない。ですから、結果として、ます不透明であるということが、ここまでいろいろな問題を先送りしてきた一つの大きな理由じゃないかと思うわけであります。

自治体の出資が二五%以上の法人が第三セクターである。実際、出資比率が五〇%以下の法人では、第三セクターには該当するんだけども、首長には議会に対する報告義務であるとか説明責任というものが課せられないわけあります。この点については、先般の指針の中でも、問題を先送りせずにできるだけ情報公開に努めよといふふうに、旧自治省の方でももう既にこういうふうな形で指針はされているわけでありますが、まだ残念ながらこの部分については徹底がされていない、そしてチェック機能もやはり働いていないというのが現状でございます。

そのことを考えますと、将来の負担リスク、そして経営状況の透明化ということを考えれば、最低でも議会への報告義務が生じる出資の割合を引き下げる、そしてまた、第三セクターの定義を変更して経営状況が明確になるようにしていくことがますは急務じゃないかと思うわけであります。

まず、この情報の開示、透明化という点について大臣はどのようにお考へなつか、その点についてお伺いしてこの質問を終わりたいと思います。

○片山國務大臣 今渡辺委員御指摘のように、今地方自治法では、地方団体の出資比率が二五%以上のものについては監査委員の監査を行う、五〇%以上のものは議会へ経営状況を提出する、こういうことになつておりますが、先ほど言いました平成十一年の指針では、たとえ自治法に基づく議会への報告義務がなくても必要に応じて定期的に議会に経営状況を説明しなさい、外部監査制度を積極的に活用するなど監査を強化しなさい、

それから第三セクターみずから開示を行うように指導を地方団体は強めなさい、こういうことを言つておりますので、現に滋賀県や沖縄県等では、出資が五〇%未満であつても公開する、議会に説明する、こういうことをやつている団体も出てきておりまして、状況の推移を見ながら、渡辺委員御指摘の点については検討してまいりたい、こ

ういうふうに思つております。

○渡辺(周)委員 状況の推移を見ながらというお言葉でございますが、そうではなくて、やはり今これだけ第三セクターについてはかなりのデータが、民間のいろいろな団体あるいはマスコミも含めて出ているわけであります。これを見ますと、今後はどの自治体においても第一、第三の、規模は違えど、このシーガイアのようなことが当然あるし、またそういう爆弾を抱えているということは、まず自治体の担当者はもちろん思つてゐるわけあります。

だから、投票所へ行きますと、今度は投票作業という部分におきまして、これは候補者の一覧といふものが当然張り出されるわけですね。ところが、これは各政党が、比例区におきまして、あれは四十八人までしようか、これを幾つかの複数の政党が出すとなると、大変膨大な数になる。この名簿登載者の一覧などというものが果たしてどのような形で準備されるのか、その点についてはどう考へておられるのか、事務作業の点について、基本的なことだと思いますが、確認の意味を込めてちょっとお尋ねしたい。

○遠藤副大臣 参議院選挙の即日開票が困難などいろいろ質問がありました。が、本年一月末現在で、十三都道府県の百八十五市町村でございます。これは、有権者数にいたしまして約三千万人でござりますから、総有権者の約三割ということでござりますが、やはりこの点についても早急な情報開示、透明化に努めるようぜひ働きかけをしていただきたいと思うわけであります。ただきたいと思います。第三セクターについては、

また後の機会に改めて委員会の中で御質問したいと思います。

もう一つの質問は、今夏参議院選挙が行われるわけでございまして、選挙制度のことと電子投票制度についてお尋ねをするわけであります。

非拘束名簿方式、我々野党がルール無視だといふことで反対をしましたが、それを押しのけて、与党としては非拘束名簿式を導入されました。そしてまた、これによつて事務作業が恐らく大変煩雑になる。先般も、新聞報道等によりますと、かなりの自治体が即日の開票が困難であるというふうなことを、アンケートなどをとると、大体言つております。

確かに、これは、候補者の名前を政党の名前として置きかえる作業をする。しかも、地方区を抱えて、全国の非拘束名簿式を抱える、大変な事務作業になるわけでありまして、これからまだまだ各政党が候補者をどんどん我が党も含めまして擁立をしていくわけであります。現段階で即日開票が困難だというふうに表明している自治体が一

体どのぐらいあるのか、それは全有権者数の割合でいはばれぐらに相当するのかということを、まずここでお尋ねしたいと思います。

それから、投票所へ行きますと、今度は投票作業という部分におきまして、これは候補者の一覧といふものが当然張り出されるわけですね。ところが、これは各政党が、比例区におきまして、あれは四十八人までしようか、これを幾つかの複数の政党が出すとなると、大変膨大な数になる。この名簿登載者の一覧などというものが果たしてどのような形で準備されるのか、その点についてはどう考へておられるのか、事務作業の点について、基本的なことだと思いますが、確認の意味を込めて

ざいます。

それから、ただいまお話をありました名簿の掲示の問題ですけれども、この法律では、投票の記載をするところに限定をいたさないで、投票所全体の中で適切な場所に掲示をする。こういうふうに法律にはなつておりますですから、比較的大きな字でわかつていただけるような形にして、政党別に名簿登載者の名前が皆さんにきちっと理解をしていただけるものになるよう工夫をしてまいりたいと思っております。

○渡辺(周)委員 この非拘束名簿式というのは、当然、ここにいるすべての委員もそうでございますが、一体どなたがどの党の方でと、大変に混乱をきわめて、まして有権者の方々にすると大変難解な制度、しかも個人名を書くという、かなりの疑問票やかなりの誤記名などがあるのかなと思ふわけですが、その点についてはぜひ徹底してやつていただきたいなと思うわけであります。

○渡辺(周)委員 この非拘束名簿式というのは、都道府県の三千万人、全有権者の三割が翌日になりますが、いろいろな、投開票作業において非常に煩雑であるということが今言われたわけでして、十三都道府県の三千万人、全有権者の三割が翌日になります。ちょっと時間がなくなりましたけれども、そういういろいろな、投開票作業において非常に煩雑であるということを、これまで正直言つて慎重だったけれども、新しいことも前向きに取り上げるべきだというような御発言をされました。森総理大臣も、IT時代だからやるべきだというふうなことを超党派の国会議員の研究会の中でも言われているということで、最後にお尋ねしたいわけであります。が、電子投票制度というものを法案として準備して導入する、この点について、現段階でどのような状況にあるのかということが

点。

そして、もし仮に導入された場合、実際投開票作業に携わる、特に人件費の部分と、機械を導入するということについて、そのコストダウンはどうぐらいのメリットがあるのかということを最後

に確認をしまして、私の質問時間が来ましたので、

○御法川委員長 次に、黄川田徹君。

考えたうがどうか。あるは外務関係の部

卷一百一十一

○片山国務大臣 今電子投票制度についてのお話がありましたが、電子投票はそれなりのメリットはある、こういうふうに私は思いますが、今の選挙制度は自書、自分で名前を書く、こういう仕組みになつておりますから、もし電子投票というとになりますと、法律の改正が要るわけですね。

○**黄川田委員**　自由黨の黄川田徹であります。
片山大臣は、岡山県で副知事をなされるなど、
自治行政に非常に明るい方と伺っております。私
は昨年の総選挙で国政に参画した者であり、一回
生であります。が、地元岩手県の県会議員を経験し、
常に住民の目線で地方行政に身を置いてきた者で
あります。

考えたらどうだろうか。あるいは外務関係の郵便局の職員の方が十四万人ですか、十四万が十五万おられますから、そういう方に過疎地におけるひとり暮らしの老人等のケアを、いろいろな代行をやつてもらおう、声をかけるとともに。今これも一部の郵便局でひまわりサービスということをやつておりますけれども、これをもう少し広げたらどうだらうかと。そういうことで総務省ができ、旧郵政省と自治省が一緒になつたことによつて国民の皆さんの利便が増大した、福祉が進んだ、こういう形ができればいいなというふうに思つておりますし、先ほども申し上げましたが、国、地方を通じる行政改革、行政の簡素化あるいは国、地方、官民を通じる情報化の推進といふことは大いにやつてまいりたい、こういうふうに思つております。

○黄川田委員 お話をありましたとおり、いろいろ検討されております。国の対応がおくれてゐることも、逆に自治体の独自課税を促す背景となつておるのでないかと私は思つております。

自主課税は自治体の財政民主主義の点で評価されますが、他方、地方税財源の充実という点では過大な期待はできないと思つております。

税源の充実は既存の税制の改革を前提として議論

はなりませんが、その上で、もしまとまるならばこの国会に出すこともある、こういうふうに考えております。

経費が大変楽になるわけでありまして、ただ開票の経費は、どうでしょうか、実際は六、七%でござりますから、例えば五百億かかるとすれば四十億とかそういうことになるのじやないでしょうかね。それは少し詰めておりませんので、見当としては開票の経費が大変ダウンする、こういうことでござります。

総務省は お話のように旧郵政省、旧自治省、旧総務省が一体となりまして、私は個人的にはかなり似通つたところがあると思っておりまして、

トライアルということについて、はちよと確認なんですが、やりたいという自治体があればやれるようにするという意味での改正、できるということですか。その法案をこの国会中に出すこともあるということでしょうか。そこでだけ確認して終わります。

○片山国務大臣　トライアルですが、やりたい団体がある場合に、やらせるということの道を開く、こういうことでございまして、希望が幾つかありますので、よく調整いたしたい、こう思います。

○渡辺(周)委員　ありがとうございました。

トライアルをやっていただきておりますけれども、これを正式に法律に根拠を与えまして、郵便局と市町村の合意の上で、例えば住民票の写しですとか納税証明書、印鑑証明書、戸籍謄本、抄本ですね、郵便局に行けば、役場なり支所でなくともそういうものの交付ができる、こういうことを

○片山国務大臣　法定外普通税、目的税もありましたが、法定外普通税の動きが、黄川田委員御承知のように、幾つか出てきておりまして、既に議会で議決を受けて、総務省の協議に持ち込まれたものもございます。例えば横浜市の馬券売上税等がございますとか、また幾つか、神奈川県の法定外普通税等が。

基本的には、課税自主権の強化ということは私には賛成でございます。ただ、税制はやはり安定性、時代を迎え、各自治体は独自の新税を工夫していると耳しております。法定外税をめぐる各地方公共団体における取り組み状況はいかがでしょうか。

〔委員長退席、若松委員長代理着席〕
○黄川田委員 大臣から御答弁いただきましたと
おり、郵便局員はひまわりサービスで高齢者への
元気づけあるいはまた日用品の買い物サービスで
すか、また最近ではバイクの自賠責保険の代行と
かいいろいろ、地域に密着した郵便局の存在が認識
されつつあります。今後とも市町村との連携をよ
ろしくお願ひいたします。
次に、旧自治省関係の質問をいたします。

されるのが筋だと私は思っております。
いずれにせよ、国から地方への税源移譲が最も
必要と考えるわけであります。税源移譲について
は、どうも前の大臣からも景気回復を待ちながら
という話でありますですが、すぐさま取り組みを進め
るべきではないかと考へるのですが、片山大臣
の御見解はいかがでしようか。

○片山國務大臣　法定外普選党、自由党もありま
　　カ。

時代をを迎え、各自治体は独自の新税を工夫してい
る耳にしております。法定外税をめぐる各地方
公共団体における取り組み状況はいかがでしよう

で、自律的回復軌道に乗りつつある段階で、国、地方を通じる財政構造改革の議論の一環として、税源移譲を含めて、国、地方の税財源配分の方について御議論賜りたい、幸い、経済財政諮問会議というのがありますて、御承知のように、こ
れは中央省庁再編の一環として、整備運営によ

すが、法定外普通税の動きが、黄川田委員御承知のように、幾つか出てきておりまして、既に議会

われに、另省戸再編の一項として、経済運営なり予算編成の大筋を決めていく。こういう諮問会議でござりますから、恐らく諮問会議の中で国と地

基本的には、課税自主権の強化ということは私は賛成でございます。ただ、税制はやはり安定性、通税等が

○黄川田委員　地方税財源の充実を目標とする第二の地方分権文革は、やがてしてこうなります。

で、積極的な対応をよろしくお願ひいたします。

次に、国庫補助金については、地方の自主性を阻害し、あるいはまた、超過負担を生む可能性があるなど、問題が多くあると考えますが、どうで

しょうか。

また、国から個別の事業に対する補助を行うのではなく、一括交付金を交付し、地方公共団体の裁量に極力ゆだねるべきではないかと考えます。が、この点についても御見解をお願いいたします。

○片山國務大臣 補助金についてはいろいろな見方がありますが、一つは、地方の自主性を阻害する、こういうデメリットがあります。国が補助金をつけるものを優先して地方が事業化する、施

化して対応する、こういうことがあります。地方の自主性をやはりそれは阻害する反面があると私は思いますので、最近は国の補助金も総合補助金だとメニューブラウジングなどになりまして、その中で地方に選択してもらう、選んでもらう、こういうことになってきたのは大変いいことだ、こういうふうに私は思っております。

今委員御指摘の一括交付の補助金ですか、交付金ですか、ちょっと中身が定かでございませんけれども、昔第二交付税という議論がございまして、今年の交付税を第一交付税としますと、ただ、この第三交付税についてはいろいろな議論が実はありますて、御提言は御提言として慎重に検討させていただきたい、こういうふうに思います。総合補

[若松委員長代理退席、委員長着席]

○黄川田委員 我が自由党としては日本一新において、財政構造改革の一環として補助金制度の原則廃止と補助金相当額の地方への一括交付を主張しておりますので、ぜひとも具体的な取り組みをお願いいたしたいと思います。

次に、最近、地方財政を圧迫しております第三セクターの問題に移ります。

先ほど渡辺委員さんからお話をありましたと

おり、リゾート開発の象徴的存在でありました宮崎市のシーガイアの経営が破綻しました。その原因はいろいろ根深いものがあるのでしょうが、観光市場分析の甘さ、国、県、市と企業間の責任区分が不明確であったことなどが挙げられております。

昨年十一月、旧自治省の調査によると、自治体が二五%以上出資する利益目的の三セクのうち四割が経常赤字だそうあります。経営が悪化しても、自治体の天下り先となっていることなどから抜本的対策をとらずに放置されてきたからです。

そこで、重複するところもありますけれども、具体的にお尋ねいたします。地方公共団体が出資している第三セクターの数と、その事業内容はどうなっているのでしょうか。また、リゾート施設行後、観光、レジャー関係の第三セクターがふえたのではないかと思いますが、その状況はどうであります。

○香山政府参考人 お答え申し上げます。

総務省では、地方団体が二五%以上出資している第三セクターにつきまして時系列的に把握をさせていただいておりますけれども、それによりま

すと、平成十一年一月現在で六千四百七十八法人ございます。

事業分野を見ますと、行政補完的なサービスを行

うものから地域開発連まで非常に多岐にわたりておりますけれども、主なものを申し上げま

すと、観光、レジャー関係が一七・一%、教育、文化関係が一七・〇%、農林水産関係が一六・七

%といったところに相なっております。

御指摘がありました観光、レジャー関係の第三

セクターの状況を見ますと、リゾート法が施行されましたが、これは昭和六十二年五月でございますけれども、その当時三百四十二法人でございましたけれども、平成十一年一月現在では千百五法人たれども、平成十一年一月現在では千百五法人となつております。七百六十三法人の増加となりております。

○黄川田委員 我が自由党としては日本一新において、財政構造改革の一環として補助金制度の原則廃止と補助金相当額の地方への一括交付を主張しておりますので、ぜひとも具体的な取り組みをお願いいたしたいと思います。

次に、最近、地方財政を圧迫しております第三

以上でございます。

○黄川田委員 大変多くの第三セクターがありませけれども、それぞれ厳しい経営、運営を強いらっしゃると思います。

そこで、地方公共団体が第三セクターに損失補

償を行うことなどが、顕在化しない負の遺産となつております。

そこで最初に、公社化について、どのような基

本的な考え方であるのか、そしてまた、どのような取り組んでいるのか、お伺いたしたいと思

います。

○片山國務大臣 総務省調査によりますと、損失

補償を行つている第三セクターは、六千七百九十四法人のうち七・七%に当たる五百二十法人。出

捐、出資はもちろん二五%以上しているものを対象にしておりますから、そういう出捐、出資あるいは融資、補助等があるものもあると思いますけれども、私は、地方財政そのものを大きく圧迫す

るようなケースは少ないので、こういうふうに思つております。

○黄川田委員 先ほど渡辺委員さんからも御質問があつたけれども、重ねて、総務省として、第三セクターの適切な運営が図れるよう、どのような取り組みをしていかれるのか。指針は、昨年ですか、出されたということになりますが、なお今後、本当に地方行財政、厳しい中にありますので、明確な、具体的なもの、すぐでとれるような形で指針に加えたものを出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新しい公社の基本的なフレームは行革基本法の中に書かれておりまして、独立採算制のもと自律的かつ弾力的な経営を賜れば、こう考えております。

○片山國務大臣 これも既に一部申し上げました

が、今年中に郵政公社の制度設計を考えたい、それを法案化しまして来年の通常国会に御提案させたいただいて御審議を賜れば、こう考えております。

○黄川田委員 まだ、あわせて、地域密着を図る

べく、郵便局ネットワークの新たな活用など、郵

政三事業の今後の展望について大臣にお伺いいたします。

○片山國務大臣 平成十一年の指針についても既に申し上げましたので、この指針のさらなる

徹底を図りたい、こう思つておりますが、黄川田

委員御指摘のよう、ケースによつては経営状況

が大変悪化していくいろいろな問題を起こしているよ

うなところがあるかもしれませんので、そういう

ものにつきましては、ピックアップして、個別に

協議に応じ、指導いたしたい、こういうふうに考

えておりますし、情報開示等についても、先ほど

言いましたように、さらなる強化、徹底を図りました

い、こう思つております。

○黄川田委員 時間も半分過ぎましたので、次に

旧郵政省関係の質問をいたしたいと思います。

今回の省令再編で、郵便、郵便貯金、簡易保険

の郵政三事業が、総務省の外局である郵政事業庁に移行されました。さらに、三事業は、二〇〇三年には国営公社に経営形態が変わる予定であります。

そこで最初に、公社化について、どのような基

本的な考え方であるのか、そしてまた、どのような取り組んでいるのか、お伺いたしたいと思

います。

○黄川田委員 時間も半分過ぎましたので、次に

旧郵政省関係の質問をいたしたいと思います。

今回の省令再編で、郵便、郵便貯金、簡易保険

の郵政三事業が、総務省の外局である郵政事業庁に移行されました。さらに、三事業は、二〇〇三年には国営公社に経営形態が変わる予定であります。

そこで最初に、公社化について、どのような基

本的な考え方であるのか、そしてまた、どのような取り組んでいるのか、お伺いたしたいと思

います。

○黄川田委員 まだ、あわせて、地域密着を図る

べく、郵便局ネットワークの新たな活用など、郵

政三事業の今後の展望について大臣にお伺いいたします。

○片山國務大臣 先ほども申し上げましたが、郵

便局は、今郵政三事業ですね、中心は、今後は、

市町村行政と連携をして、ワンストップサービス

をさらに拡充していくことが一つ。それからもう一つは、やはりこれからIT化を進める上

では、デジタルデバイドの解消ということで、地

方のIT化のかさ上げをしていかなければいけない。

そのためには、郵便局に地方の情報化の拠点に

なつてもらわう。今、地域LANのインターネット

整備というのをやっておりますけれども、この中

の拠点に郵便局は必ずなつてもらう、こういうことを考えております。

何度も申し上げますけれども、二万四千七百の郵便局のネットワークは国民の資産でありますから、この国民の資産は有効に活用してもらいたい、こう、こういふところです。

○黄川田委員 次に、さきの総理の所信にあつた
ように、ＩＴ基本法に基づく重点計画を三月末までに策定し、五年以内に世界最先端のＩＴ国家になることを目指すということではありますが、その達成について私は不安を持っております。特に、NTTは光ファイバーの全国整備に向けて取り組んでおりますが、光ファイバーだけではなく、既存のインフラである固定電話を使ったDSL、デジタル加入者回線なども活用して高速ネットワークを構築し、世界最先端のＩＴ国家を目指すべきであると思います。

このDSL方式は既に韓国など海外では広く普及しており、NTTがみずからサービスであるISDN方式にこだわり、他事業者がNTT回線を利用してDSLサービスを行うことに抵抗を示したため、その発展がおくれたと言われております。旧郵政省が世界の潮流に目覚め、NTTへ本格的指導を始めたのは、つい半年前であります。そこで、総務省として、規制緩和 市民サービス向上の観点から、このDSLの普及に今後どう対処していくのか、お伺いいたしたいと思います。

○小坂副大臣 黄川田委員貞御指摘のように、結論から申し上げますれば、世界最先端のIT国家とするためには、DSLを初めてとする広帯域加入者網の一層の普及が不可欠でございますので、そういった意味で全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

委員御指摘のように、半年前に自覚めたといふ御指摘でございますが、昨年の七月に先行しておきましたI-SDNというサービスとこのDSLといふサービスが信号の中でもぶつかるのではない、こういうような懸念がありました。が、そういうものはない、ということを確認できましたので、

この後、NTTを指導いたしまして、全国展開に向けて他事業者に対応するように指導をいたしま

また、その後の、昨年末でございますけれども、加入者回線のいわゆる開放、アンバンドルと呼んでおりますが、このルールにつきましても省令を改正いたしまして、一層の他事業者の、多様な事業者のDSLサービスへの参入を可能としているところでございます。現在、一月で一万六千の加入者数に、一気に、半年ぐらいの間に五倍ぐらいにふえているわけでございまして、これからさらに加速度的に普及を図れるものと照料しているところでございます。

まだ、今後、つらナーチャーズは共事業者に付

ましては、税制上、財政上の措置を講ずることとしておりまして、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案を今国会に提出させていた

図つてまいりたいと存じております。これらの取り組みを一体的に推進することによりまして、DSLの普及が一層促進されるように努力を重ねてまいりたいと存じます。

○黄川田委員 先日、NTT東及び西からしモードについての申請があったと思います。

このサービスについては、KDDIなどの他社業者から問題があるとの声があります。巨大なTTによる電気通信市場の独占につながるのでないかと危惧するものであります。が、総務省としてどのような方針でこれに具体的に対処されるの

か、お伺いいたします。
○小坂副大臣 委員御指摘のように、レモードと
いう、この東西NTTの起案いたしましたサービ
スにつきましては、当初言われておりましたその

内容は、いわゆるNTT法の期待しております事業分割の効果に抵触するのではないかという懸念がございましたので、指導いたしまして、NTT東西から二月十五日に許認可の申請がありまして、十六日に情報通信審議会電気通信事業部会に諮問をいたしました。現在、検討中でございます。

C、先生御指摘のような問題につきましては、N.C.、いわゆる新規事業者の方からも、一括して料

金請求を行うようなことは実態上東西NTTの一体サービスではないかというような指摘もありました。市場支配力をを持つ地域会社がしモードを埠其のまゝ、ソニーモード、ひも等の連合で行うべき

が阻害されるのではないかという懸念が指摘をされております。

このため、事業部会におきましても、契約形態や料金回収のあり方、一体的営業の問題、接続要求への対応、そしてまた、インターネットのサービスプロバイダー、そういうたサービスとの競合等の点を論点といたしまして審議が行われている、ということを認識いたしております。今後、事業部会におきまして、三月六日に関係者のヒアリングを行い、その上、三月十六日開催の次回の事業部会におきまして審議が行われると考えております。

総務省といたしましては、審議会の答申を踏まえて適正な判断を行っていく所存でございまして、基本的な考え方といたしましては、高齢化社会を迎えて、インターネットが、身近な機器によりまして、だれにでも使いやすい環境を整備することは早期にすべき、このような認識を持っておりまして、同様のサービスがいろいろな事業者によりつて提供されることを私どもは推進してまいりたいと存じます。

○黄川田委員 そろそろ時間ですので、最後の質問になります。

NTTの政府保有株式の配当を原資とする基盤技術研究促進センター制度に関して、これまで、経済産業省分を含めて百九件に約二千七百億円を既に出資しております。今般、同制度を改革し、出資から委託に変更すると聞いておりますが、この制度改定でどのような効果が期待されるのでしょうか。そしてまた、これまでこの出資事業はどうか。そしてまた、これまでこの出資事業はどうか。かつまた、第三セクターへの出資は何社あるのでしょうか。政策統括官にお伺いいたします。

○高原政府参考人 最初に、第三セクターへの出資の件数だけお答えいたします。

基盤技術研究促進センターから第三セクターの出資は三十四社、三十五件でござります。○小坂副大臣 御指摘のように、基盤センターの出資を受けて、これまで、四百六十三社の会員企業が設立されています。

た。プロジェクト採択時と途中、そして事後に評価を実施することによりまして、さらなる、今までの反省に基づいた効果を出してまいりたいと思います。

従来の、言ってみれば金銭的リターンに依存したものから、いわゆるパブリックリターンといつた幅広い有形無形の知的資産の形成あるいは研究の人材育成、新たな研究領域の開発、そういった新たな効果を期待いたしていらっしゃいま

す。

○黄川田委員 昨年四月に地方分権括法が施行されました。地方も国と連携をとつてこの財政危機を乗り越えたいということなんあります。

まず第一に、仕事の中身は、国と地方を明確にします。次には、税財源もきつちり明確にしていかなきやいけない。それからまた、かつては地方は国の中下請みたいな形で認識されていたが、これは非常に困る、国と地方は対等の立場で、パートナー・シップでやつてきたい。そしてまた、総務省も、最も身近な、具体的な国の行政機関といいますか、郵便局という二万四千のネットワークを持つておる。そういうことでありますので、どうぞこの地方分権と一体となつた政策が、具体的に、明らかに、明快に進みますことを強く望みまして、私の質問を終わりります。

以上です。

○御法川委員長 次に、左藤章君。

○左藤委員 自由民主党の左藤章でございます。

まず、二十一世紀の最初で、かつ省庁再編後、新たに発足した総務委員会での質問をさせていただける時間をお祝い申し上げたいと思います。それでは、質問に入らせていただきたいと思ひます。

本年の一月六日の省庁再編により、総務省は、旧総務庁、郵政省及び自治省が一緒になつてできました。職員数から見ますと、十二省庁の中でも群を抜いて巨大な官庁となりました。当然、これまでの業務を遂行しながら、さらに統合のメリットを生かし、国民によりよいサービスを提供するためには各種施策を展開する必要があると思いま

す。

ところで、総務省は、地方行政の新たなシステムの構築、地方分権の推進、行政改革、IT社会の合理化、恩給行政、消防行政等、国民生活に広くかかわる行政を行う役所でもあります。そして、旧三省庁の職員の融和を図りつつ各種施策を展開する一方では、平成十一年の閣議決定で国家公務員の定数を二〇一〇年には二五%削減など、みずから改革を行なうことが必要な課題も抱えていることは事実であります。

そこで、まず初めに片山大臣にお伺いしますが、職員数で見ても三十万人を超える巨大な官庁となる総務省が、他省庁の模範となって、統合メリットを生かしながら、国民によりよいサービスを提供するためには各種施策を展開する必要があると思

います。初代総務大臣としての片山大臣の御見解を伺います。

○片山国務大臣 左藤委員から、冒頭、大変御丁寧なご回答をいたさうございました。どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

昭和六十年にはNTTが民営化をされました。そのときニユーメディア元年と言われたわけであります。そして今日、今やIT化の時代と言われている中、本年は各省庁の再編が行われ、統合メリットを生かすべきときとなつたと考えます。すなはち、日本新生の実現のかぎとなるIT革命を推進する者として、情報通信を活用して地方公共団体の実務を、全国に張りめぐらされた約二万四千七百の郵便局において取り扱うことが可能となります。

昭和六十年より、先ほど申し上げましたように、将来は可能となると言われた住民票や納税証明書等を取得する法案が準備されているようですが、これは、わざわざ遠くまで出かけることなく、全國どこにでもあり、身近な郵便局を活用した国民サービスの典型的なものと考えます。

そこで景山大臣政務官にお伺いしますけれども、郵便局を、住民へのワンストップサービスと言われる、行政サービスの窓口機関として活用することが必要だと考えます。現在、検討中のワシントップ法と言われる法案の概要をお伺いします。

○景山大臣政務官 冒頭、左藤先生から御激励をいただきましたことを、心から、身を引き締めて一生懸命頑張りたいと思います。

御指摘のように、地方公共団体と郵便局が一層連携をし、地域における行政サービスを充実させ、また効率的に提供していくことは大変有効な手段であると思っております。今回の省庁再編のメ

ます。よろしくお願ひします。

○遠藤副大臣 常磐地域は、昔から産炭の地域で一つのまとまりがあつたわけでございまして、生活圏も一緒である、経済圏も一緒であるということで、昭和三十七年に新産業都市建設促進法ができたことをきっかけにいたしまして、この地域が一つにまとまつていこうという動きが出てきました。三十九年の三月に常磐と郡山地区が新産業都市の指定を受けたわけでございます。それが大きなはずみになりまして、この地域で十四市町村が協議をいたしまして、その結果、昭和四十一年の十月にいわき市が誕生した。

いわき市の名前の由来ですけれども、これは、聖徳太子の十七条憲法の「和を以て貴し」ということをそのまま読むとイワキと読めるということで、平仮名でございますが、いわき市という名前にしてというふうに聞いております。

どのようなメリット・デメリットがあつたのかということでございますが、いわき市自身が平成十二年度に作成をいたしております「いわき市の発足について（合併の経過と状況）」という資料によりますと、メリットといたしましては、広域的、合理的な視点から都市整備が計画的に進められたということをございます。

具体的に申し上げますと、まず、広範な観点から上下水道の供給体制を整備できた、二つ目としては、主要道路の交通網や広域交流施設を整備することができた、それから三つ目といたしましては、スケールメリットを生かした大規模なプロジェクトを推進することができた、四つ目といいたしましては、人件費など行政経費を大幅に削減することができた、こういうことが挙げられております。

一方、デメリットといたしましては、とにかく地域が広いございまして、一千二百余平方キロメートル、日本一の大きな市でございますから、しかも、その中に過密の地域と過疎の地域が混在しております関係がございまして、行政執行上は困難性があつたというふうなことでございます。

現在は、平成十一年の四月に中核市になりまして、新しくキヤツチフレーズもつくりまして、「人々が自然が輝く交流ネットワーク都市」ということで将来都市計画を進めている、現在も各

地域から市町村合併のお手本という形で見学者が来ている、こういう状態でございます。

○左藤委員 ありがとうございました。

昨年、東京都が外形標準課税を打ち出して、我々与党三党の中でも税調で大議論になりました。これに倣い、赤字に悩む各地方自治体は、この外形標準導入すべきという動きがあります。総務省としてのその方向性をお伺いしたいと思います。

また、従来の地方税、または税率と地方交付税、そしてこの外形標準課税方式以外の財源の確保をどのように考えておられるか、あわせて片山大臣にお伺いを申し上げます。

○片山国務大臣 今左藤委員御指摘のように、東京都と大阪府が銀行業等に対する外形標準課税に踏み切られたわけであります、経済省の立場からいいますと、資金量が五兆円以上の銀行業をねらい撃ちにした、それだけを対象にしているという点は、あるいは普通の法人事業税は所得課税でござりますから、所得課税の場合の税負担との均衡がどれでいるかどうか、こういう問題点があると

いうことは指摘いたしたわけでありますけれども、東京都も大阪府も議会で同意されまして、外形標準課税に踏み切られたわけであります。

総務省としましては、外形標準課税というのは重たい立場と、税の中立、公平、統一性、共通性という立場を踏まえながらぜひ判断をしてもらいたい、こういうふうに思っておりますし、それぞれの地方団体でも、法定外普通税採用については議会あるいは住民の皆さんで十分な検討と論議を重ねていただきたい、こういうふうに思っております。

○左藤委員 ありがとうございます。さすが自衛のペテランの大蔵でありまして、すごいわかりやすい答弁で感謝を申し上げたいと思います。

ところで、現在全国の自治体は、先ほどお話をありましたように三千三百ほどあります。平成十七年度には市町村合併で約千にするとの目標があり、これが達成されると、合理化と効率のよい充実した広域行政サービスを図ることが可能と考えます。昨年四月から地方分権一括法が施行されましたが、地方分権を推進するために権限や税源の移譲の推進をさらに図るべきだと思います。

例えば、四十七都道府県制を廃止し道州制を検討すべきとも考えます。このことにつきましては、全体で広く薄く負担していただく、受益に対する対価としてそういうことをしていただく、そこ

ういう外形標準課税が望ましい、こう考えており

ますが、来年度からの実施につきましては大議論がございまして、早期に導入を図るということでお税制改正大綱がまとまつた次第でございます。関係方面と十分論議しながら、外形標準課税導入についてさらに全力を挙げてまいりたい、こういうふうに思っております。

また、地方交付税につきましてもいろいろな議論がござりますけれども、現在の地方交付税は、全地方団体にとっての財源保障の仕組みであり、同時に、財政調整の仕組みでございますから、この根幹を揺るがすことはできない、私はこういうふうに思っておりますが、いろいろな御指摘があれば、地方交付税の算定方式、その他よりよいものにするための議論は進めてまいりたい、こう思っております。今、幾つかの地方団体で進められております法定外普通税の導入につきましては、先ほども申し上げましたが、課税自主権の尊重という立場と、税の中立、公平、統一性、共通性という立場を踏まえながらぜひ判断をしてもらいたい、こういうふうに思っておりますし、それぞれの地方団体でも、法定外普通税採用については議会あるいは住民の皆さんで十分な検討と論議を重ねていただきたい、こういうふうに思っております。

○左藤委員 ありがとうございます。さすが自衛のペテランの大蔵でありまして、すごいわかりやすい答弁で感謝を申し上げたいと思います。

ところで、現在全国の自治体は、先ほどお話をされましたように三千三百ほどあります。平成十七年度には市町村合併で約千にするとの目標があり、これが達成されると、合理化と効率のよ

連合会、日本青年会議所等が提案をしていますよ

うに、小さな政府を原則として、地方自治体の主体性の尊重と自己責任の原則に基づく真の地方自治の確立のための改革のかなめだと思います。

そこで、今私が申し上げたように、将来、都道府県制を廃止し、道州制を検討、実施すべきだと考えますが、片山大臣の御見解をお願い申し上げたいと思います。

○片山国務大臣 左藤委員御指摘のように、市町村合併が大々的に進みまして、基礎的な地方団体である市町村の規模、能力が拡大した場合、左藤委員が言われるような議論が出てくる可能性は大変強い、私はこういうふうに思いますが、今まで経済団体や地方制度調査会が提案しております道州制は、今の四十七都道府県を廃止して、八つの

委員が言われるような議論が出てくる可能性は大変強い、私はこういうふうに思いますが、今まで経済団体や地方制度調査会が提案しております道州制は、今の四十七都道府県を廃止して、八つの

委員が言われるような議論が出てくる可能性は大変強い、私はこういうふうに思いますが、今まで経済団体や地方制度調査会が提案しております道

州制は、今、幾つかの道州を置く、首長さんは公選でやることになりますと、一種の連邦制なんですね。

日本に連邦制を導入したらという意見もあるのですが、私は、これだけの高密度でコンパクトな国家が連邦制をいくのがいいのか、アメリカやドイツやオーストラリアや、連邦制の国は幾らでもありますけれども、その辺、もう一つ私自身が踏み切れないないところがございます。

いずれにせよ、今言いましたように、市町村合併が進んでいた場合に、今の都道府県の規模のまでいいのかなという議論が出てくると、ただ、長い間、もう百何十年この都道府県は国民に定着しておりますから、高校野球だって都道府県単位でみんなを応援していますから、その辺意識の上

でどういうことになるのか、こういう気がいたしますけれども、長期の課題としてはぜひ御提言、承っておきたいと思います。

○左藤委員 昨年の十二月からよいよ衛星データ放送がスタートしました。NHKと民放との目標として、一千日で一千万台を目標に上げていますけれども、長期の課題としてはぜひ御提言、

ナーナーが買えないとの声も聞きますが、この取り

組み状況を副大臣にお伺い申し上げたいと思いま

す。

○小坂副大臣 左藤委員にも御支援をいただいて

おります衛星デジタル放送でございますけれども、開始以来、一千日一千万台という目標を掲げて、普及に取り組んでおるわけでございますが、

各社個別に見ますと、地上放送を利用したり、そ

ういった広報の活動によりまして衛星デジタル放送の周知徹底を図るとともに、各社共同のパンフレットを作成し、あるいは共同で配布をして、また、イベントに参加するなどして活動を実施して、普及に努力をいたしているところでございます。

放送時間数につきまして、NHKと有料放送であります株式会社WOWOW、それからスター・チャンネル、これらは二十四時間放送でございま

す。また、無料テレビジョン放送を実施しておりますB.S.民放各社の方は、平均で二十時間強でござります。

こういう状況でございまして、本年一月末で、

普及台数といましましては、内蔵テレビが十七万台、チューナーが三十一万台の合わせて四十八万台と、いうふうになつています。

その品不足があるというような御指摘がございました。B.S.デジタル放送の受信機の品不足は、半導体の供給体制等により若干影響を受けているというふうにも聞いておりますが、これも一、二週間のうちに解消すると言われておりまして、本年末には百九十万台の普及が図られるものと期待をいたしているところでございます。

総務省におきましても、B.S.デジタル放送の受信機をより一層普及させるために、本年末にサービス開始が予定されている東経百十度CSデジタル放送の受信機との共用化、あるいは二〇〇三年開始の地上デジタル放送との共用化、こういった受信機の共用化を一層進めまして、民間団体、受信機メーカーに要請をして、一層の普及に拍車をかけてまいりたいと存じます。今後とも、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○左藤委員 今お話をありました地上デジタル化

の問題なんですが、三大都市圏では二〇〇三年、全国では二〇〇六年までに放送を開始し、二〇一〇年ごろには映像機もほぼ買いかえられて、完全実施での放送をするという認識をしております。

つまり、アナログからデジタルに完全に変わることです。この方向性でよいのかどうか。

そして、このアナ・アナ変換は、全国の影響世帯数は二百四十六万世帯、また、来年度予算にそ

の対策費として百二十三億を計上していると思

ます。これで間違いないのか、また、今後の対策

の見通しも含めて、副大臣にお伺いをしたいと思

います。

○小坂副大臣 結論から申し上げますと、委員の御指摘のとおりでございまして、大変によく御理

解をいたいでいると思うわけでございます。平

成十三年度分として百二十三億円を確保いたしま

して、対象世帯数が五十五万世帯ということで対

策をとつております。

さて、このデジタル化という問題でござります

けれども、一つは、周波数の有効利用が図られる

ということです。また、高品質な映像、

音声サービスが提供できる、データ放送が可能に

なり、また、通信網と連携をした高度な双方向サー

ビスが提供できる、安定した移動受信など、多く

のメリットが国民にもたらされるということです、

私どもも精力的に取り組んでいるところでござ

りますので、ぜひ推進をさらに進めていただき

たいと思います。

今お話をありましたデジタル化に伴いますと、

アナログの周波数帯があくわけであります。この

周波数帯の活用を、今後どのような方向性をお持

ちでおられるか、副大臣からお願いを申し上げた

いと思います。

○小坂副大臣 時間もあれでござりますので、手

短にお答えを申し上げますが、先ほど御指摘のあ

りましたように、アナログからアナログに変換し

てくださいとあります。そこで、総務省におけるITを活

用した少子化対策に関する取り組みはどのような

ものがあるのでしょうか。片山大臣にお伺いをし

ます。

○片山国務大臣 今御指摘のように、本格的な少

子高齢化社会を迎えるに当たりまして、ITを活

用して少子化対策に取り組むことは極めて重要で

あります。

特に、子育てと仕事を両立させる、こういうこ

とにありますと、在宅で勤務するとか身近なところで勤務する、これをテレワークだとSOHO、

スマートオフィス・ホームオフィスなどと言つて

おりますけれども、こういうことをもっと普及、

奨励する必要があるのではないかろうか。

ある協会の調査によりますと、二〇〇〇年にお

ける我が国のテレワーカーは二百四十六万人と

推計されております。そういう中で、総務省では、

共同利用型のテレワーカーセンター施設を整備する

場合には、そういうことを整備する自治体に補助

してやろう、あるいは、いろいろな便利な仕組み

のための研究開発を進めよう等を考えております

て、今後とも、少子化対策とITを結んだ施策に

思っております。

これにつきましては、電波のオーフショットの実

施状況とか、そういう外国における例を見ながら、

我が国における電波の再分配のあり方というものを研究してまいりながら、また同時に、電波の特

性に応じた最適な利用システム及び最適な周波数割り当ての方法など、技術的、制度的な研究を進めてまいりたいと存じます。

○左藤委員 ありがとうございました。

今日、国を挙げてIT革命に取り組んでいると

ころでございます。よろしくお願いします。

ますと、非常に便利で、かつスピーディーになり、

国民と行政との距離はぐっと近くなつてまいり

ています。

ところで、今日は少子高齢化社会と言われます。

特に少子化は、日本の将来の担い手が少なくなる

ということであり、日本の経済、社会生活に大き

く影響をもたらすことは言うまでもありません。

何とかこの少子化の歯どめをかけるために、国と

して、あるいはあらゆる施策を考え、実行しなけれ

ばなりません。そこで、総務省におけるITを活

用した少子化対策に関する取り組みはどのような

ものがあるのでしょうか。片山大臣にお伺いをし

ます。

○片山国務大臣 今御指摘のように、本格的な少

子高齢化社会を迎えるに当たりまして、ITを活

用して少子化対策に取り組むことは極めて重要で

あります。

特に、子育てと仕事を両立させる、こういうこ

とにありますと、在宅で勤務するとか身近なところ

で勤務する、これをテレワークだとSOHO、

スマートオフィス・ホームオフィスなどと言つて

おりますけれども、こういうことをもっと普及、

奨励する必要があるのではないかろうか。

ある協会の調査によりますと、二〇〇〇年にお

ける我が国のテレワーカーは二百四十六万人と

推計されております。そういう中で、総務省では、

共同利用型のテレワーカーセンター施設を整備する

場合には、そういうことを整備する自治体に補助

してやろう、あるいは、いろいろな便利な仕組み

のための研究開発を進めよう等を考えております

て、今後とも、少子化対策とITを結んだ施策に

思っております。

これにつきましては、電波のオーフショットの実

施状況とか、そういう外国における例を見ながら、

我が国における電波の再分配のあり方というものを研究してまいりながら、また同時に、電波の特

性に応じた最適な利用システム及び最適な周波数割り当ての方法など、技術的、制度的な研究を進めてまいりたいと存じます。

○左藤委員 ありがとうございました。

今日、国を挙げてIT革命に取り組んでいると

ころでございます。よろしくお願いします。

ますと、非常に便利で、かつスピーディーになり、

国民と行政との距離はぐっと近くなつてまいり

ています。

ところで、今日は少子高齢化社会と言われます。

特に少子化は、日本の将来の担い手が少なくなる

ということであり、日本の経済、社会生活に大き

く影響をもたらすことは言うまでもありません。

何とかこの少子化の歯どめをかけるために、国と

して、あるいはあらゆる施策を考え、実行しなけれ

ばなりません。そこで、総務省におけるITを活

用した少子化対策に関する取り組みはどのような

ものがあるのでしょうか。片山大臣にお伺いをし

ます。

○片山国務大臣 今御指摘のように、本格的な少

子高齢化社会を迎えるに当たりまして、ITを活

用して少子化対策に取り組むことは極めて重要で

あります。

特に、子育てと仕事を両立させる、こういうこ

とにありますと、在宅で勤務するとか身近なところ

で勤務する、これをテレワークだとSOHO、

スマートオフィス・ホームオフィスなどと言つて

おりますけれども、こういうことをもっと普及、

奨励する必要があるのではないかろうか。

ある協会の調査によりますと、二〇〇〇年にお

ける我が国のテレワーカーは二百四十六万人と

推計されております。そういう中で、総務省では、

共同利用型のテレワーカーセンター施設を整備する

場合には、そういうことを整備する自治体に補助

してやろう、あるいは、いろいろな便利な仕組み

のための研究開発を進めよう等を考えております

て、今後とも、少子化対策とITを結んだ施策に

思っております。

これにつきましては、電波のオーフショットの実

施状況とか、そういう外国における例を見ながら、

我が国における電波の再分配のあり方というものを研究してまいりながら、また同時に、電波の特

性に応じた最適な利用システム及び最適な周波数割り当ての方法など、技術的、制度的な研究を進めてまいりたいと存じます。

○左藤委員 ありがとうございました。

今日、国を挙げてIT革命に取り組んでいると

ころでございます。よろしくお願いします。

ますと、非常に便利で、かつスピーディーになり、

国民と行政との距離はぐっと近くなつてまいり

ています。

ところで、今日は少子高齢化社会と言われます。

特に少子化は、日本の将来の担い手が少なくなる

ということであり、日本の経済、社会生活に大き

く影響をもたらすことは言うまでもありません。

何とかこの少子化の歯どめをかけるために、国と

して、あるいはあらゆる施策を考え、実行しなけれ

ばなりません。そこで、総務省におけるITを活

用した少子化対策に関する取り組みはどのような

ものがあるのでしょうか。片山大臣にお伺いをし

ます。

○片山国務大臣 今御指摘のように、本格的な少

子高齢化社会を迎えるに当たりまして、ITを活

用して少子化対策に取り組むことは極めて重要で

あります。

特に、子育てと仕事を両立させる、こういうこ

とにありますと、在宅で勤務するとか身近なところ

で勤務する、これをテレワークだとSOHO、

スマートオフィス・ホームオフィスなどと言つて

おりますけれども、こういうことをもっと普及、

奨励する必要があるのではないかろうか。

ある協会の調査によりますと、二〇〇〇年にお

ける我が国のテレワーカーは二百四十六万人と

推計されております。そういう中で、総務省では、

共同利用型のテレワーカーセンター施設を整備する

場合には、そういうことを整備する自治体に補助

してやろう、あるいは、いろいろな便利な仕組み

のための研究開発を進めよう等を考えております

て、今後とも、少子化対策とITを結んだ施策に

思っております。

これにつきましては、電波のオーフショットの実

施状況とか、そういう外国における例を見ながら、

我が国における電波の再分配のあり方というものを研究してまいりながら、また同時に、電波の特

性に応じた最適な利用システム及び最適な周波数割り当ての方法など、技術的、制度的な研究を進めてまいりたいと存じます。

○左藤委員 ありがとうございました。

今日、国を挙げてIT革命に取り組んでいると

ころでございます。よろしくお願いします。

ますと、非常に便利で、かつスピーディーになり、

国民と行政との距離はぐっと近くなつてまいり

ています。

ところで、今日は少子高齢化社会と言われます。

特に少子化は、日本の将来の担い手が少なくなる

ということであり、日本の経済、社会生活に大き

く影響をもたらすことは言うまでもありません。

何とかこの少子化の歯どめをかけるために、国と

して、あるいはあらゆる施策を考え、実行しなけれ

ばなりません。そこで、総務省におけるITを活

用した少子化対策に関する取り組みはどのような

ものがあるのでしょうか。片山大臣にお伺いをし

ます。

○片山国務大臣 今御指摘のように、本格的な少

子高齢化社会を迎えるに当たりまして、ITを活

用して少子化対策に取り組むことは極めて重要で

あります。

特に、子育てと仕事を両立させる、こういうこ

とにありますと、在宅で勤務するとか身近なところ

で勤務する、これをテレワークだとSOHO、

スマートオフィス・ホームオフィスなどと言つて

おりますけれども、こういうことをもっと普及、

奨励する必要があるのではないかろうか。

ある協会の調査によりますと、二〇〇〇年にお

ける我が国のテレワーカーは二百四十六万人と

推計されております。そういう中で、総務省では、

共同利用型のテレワーカーセンター施設を整備する

場合には、そういうことを整備する自治体に補助

してやろう、あるいは、いろいろな便利な仕組み

のための研究開発を進めよう等を考えております

て、今後とも、少子化対策とITを結んだ施策に

思っております。

これにつきましては、電波のオーフショットの実

施状況とか、そういう外国における例を見ながら、

我が国における電波の再分配のあり方というものを研究してまいりながら、また同時に、

については精力的に取り組んでまいりたい、こういふうに思つております。

○左藤委員 ありがとうございました。

もう質疑時間がございませんので、これにて終了させていただきますけれども、片山大臣初め、兩副大臣、また政務官、三人の先生方含めて、総務省の日本のIT社会の扱い手としての御活躍を念じて質問にかえさせていただきます。どうあ

りがとうございました。(拍手)

○御法川委員長 次に、若松謙維君。

○若松委員 公明党の若松謙維です。

私が主に旧自治省、そして総務庁、同僚議員の高木委員が郵政省、こういった形で質問をさせていただきますので、片山大臣、お疲れのところ恐縮ですけれども、あと四十分間、よろしくお願ひいたします。

そこで、まず財政状況について、これは大臣にお伺いしたいんですけど、巴ブル経済崩壊後、御存じのように国、地方を通じて財政状況は大変悪化しております。さらに、公債依存度を見ますと、ちょうど平成十三年度末でしようかに、予想としては、地方が「三・三%」国が「三・三%」と、開きが「一〇%」以上あるわけですから、特に地方債というのは償還が大体十年ぐらいで、借りたら返して借りたら返して、こんな形で、非常に結果的には財政状況はよくなっている。よくなっているというか、国は償還六十年ですから、十年と六十年ではどう考えたって國の方が借金が膨らむ構造になつている。では、なぜ地方は十年償還ができるのかというと、これがこれらの議論になるわけすけれども、こんな前提がある。こういうことを見ますと、いずれにしても、國の方が地方よりも財政状況の悪化は著しい、こういふ問題意識を持つております。

そこで、国の歳出決算すれども、委員の先生方には資料をお配りすれどもよかつたんですねけれども、昭和四十九年、いわゆる第一次オイルショック前後でしょうか、それと平成十一年度の國の歳出決算を見ますと、特に、四十九年が社会保障費が

対GDPで二・八%が、平成十一年には四・一%に

なっております。一・三ポイントふえている。こ

れは当然、社会保障関係費、高齢化等によつてふ

えていた。さらに国債費ですけれども、昭和四十一年〇・八%が、平成十一年には四・七%にふえております。うち、建設公債が三%といふことで、いわゆる国債費、社会保障関係費が国はかなりふえている。

そこで、これは財務省にまずお伺いしたいんで

すけれども、近年の國の財政悪化の要因は何にあ

ると考えておられるのか、大変基本的な質問で恐縮ですが、お願いします。

○砂田大臣 政務官 お答え申し上げます。

財政状況 大変厳しい状況であります。平成十三年度予算におきましては、財政の効率化、質的改善を図り、公債発行の額を可能な限り縮減し

たところでありますけれども、公債発行は約二十八兆三千億円、公債依存度は三四・三%と、我が

國財政は依然として極めて厳しい状況にあるとこ

とであります。こうした中で、地方財政に関しましては、地方財政の運営に支障を生じることのないよう、一般

会計において、地方交付税金等の、対前年比一二・七%増となる十六兆八千二百二十億円を計上したところでございます。

その原因については、御承知のとおり、今、國におきましても税収の減少、そういうところに根本的な原因是あるんではないかというふうに考へておられるところでございます。

○若松委員 では、やはり片山大臣にちょっと表へ出ていただいて、地方歳出、これにつきましても先ほどの昭和四十九年と平成十一年を比べます

と、昭和四十九年は、先ほどの地方歳出、特に對GDP比で一・九%がふえているのが、土木費が昭和四十九年は四・四%と、それが平成十一年は五・八%と一・四%がふえてお

ります。それと、民生、衛生、労働費、これも、

当然高齢化とかさまざまな住民のニーズに対応す

るために、昭和四十九年は三・八%がふえてお

成十一年は五・四%が、平成十一年は一・六%もふえております。それで、公債費、これは国と同じな

いんですけれども、先ほど、國の昭和四十九年と平成十一年、さらに地方のを同じく比べまして、い

一ポインツふえている。こういったところが地方の財政支出増ということで、いずれにしても、民

生費、土木費、公債費が著しくふえているという

ことです。

この福祉の充実、また高齢化対応、こういったところはやむを得ないとしても、公共事業拡大、やはりこれが何といつても現在の財政悪化の原因になつてゐるのではないかと思うんですけれども、この地方財政悪化の要因について、総務大臣にお考へを聞きたいと思います。

○片山国務大臣 今、若松委員からいろいろ御指摘がございました。

バブルが崩壊まして、以降はずつと我が國は景気が悪いわけですね。景気が悪いということは、

地方税収が伸びない、国税収入も伸びない。国税

収入の約三二・三%が地方交付税ですから、地方

税収と地方交付税が伸びない、これが一つですね。

しかし、景気が悪いことはほつとおけませんので、財政出動をして公共の需要を増大していく。

いい悪いの議論はありますけれども、これがフィスカルボリシー、財政調整政策でございまして、

景気が悪いときには公共事業や単独事業をふやし

て景気に刺激を与える。そのためには、税収が引つ込んでおりますから、借金で、國債や地方債で仕事をやる、税収は落ちているのにもつと仕事をやる、借金でやる。だから、公債費がふえるのは私

は当然のことだと思ひますし、また、今の高齢化社会ですから、社会保障、社会福祉の経費は伸ばさなきやいけません。これももちろんふえてくる。

そこで、話が前後しますが、財政出動は、やは

り一番手つ取り早いのは公共事業、単独事業、こ

うなりますから、土木費がふえる、こういうこと

だらうと私は理解しておりますが、財政出動は、やは

り、この財政悪化を食いとめるためには、一日

も早い景気の回復ということだと一つは考えてお

ります。

○若松委員 それで、再度片山大臣にお聞きした

いんですけれども、先ほど、國の昭和四十九年と平成十一年、さらに地方のを同じく比べまして、い

ずれにしても、今公債依存度の悪化の状況はともに高まつてゐるわけです。特に國の財政悪化の方

が要は地方よりも深刻だというの数字であらわれています。これについて、いわゆる特

会債入れですね。これは四十兆円ぐらいあるわ

けです。これをどこに入れるかということですけれども、最終的にはやはり國が負担せざるを得な

いのかな、私はそう認識しているんです。

そういうことを考えますと、國の財政悪化の方

がやはり地方よりも深刻と私は認識しているんですけども、その裏、その表裏一体として地方の

存在がある。先ほどの不景気要因がある、こういふことですか? それとも、片山大臣はどんなふうに認識されておりますか。

○片山国務大臣 国の財政と地方の財政とどつちがより悪いか? こういう議論は前からあります。が、なるほど公債依存度だと借金の累積だと見ますと、國の方がはるかに数字は高いんですね。

ただ、地方財政は先ほども言いましたけれども、単一の財政じやありません。アジサイの花なんですね。一つ一つの小さな花びらが財政で、それがまとまって大きな花になる。だから、地方財政と

いうのはアジサイの花だと思えばいいんですね。一つ一つの花びらが都道府県や市町村財政ですね。一つ一つの小さな花びらが財政で、それが

まだ、これは國と同じように議論できないんですね。一つ一つの花びらを見ると、相当悪い地方

団体がたくさんある。

それからもう一つは、今も言いましたが、自力

調達が國はできるんですね、いろいろなことで、ところが、地方はこれはなかなかできないようになつておりますし、特に地方財政は國の裏負担というの

があるんですね。國の大きい支出を見ますと、公

共事業でしょう。これは必ず裏負担がある。社会保障でしょう。これは、公共事業ほどではないけれども、地方負担がある。それから教育でしょう。これらも地方の負担がある。だから、地方財政というのは、独立しているようで、国と一体になっているんですね、国に依存している。

そういう意味で、やはり地方財政をよくするためには、国の財政もよくなつてもらわにやいかぬ、こういうふうに私は思つております。

○若松委員 それで、では今度は、地方自治体の歳出面を減らそうじゃないか。またこれもいろいろ問題があるんですねけれども、特に、昨年十二月一日の行革大綱で、現在の三千三百自治体を千にする、これが、与党、そして政府主導で決意をいたしました。

実際に、いわゆる町村合併ですね、この効果が特に人件費面でかなり大きい。昨年の地方行政委員会で、利尻島、あそこは富士山みたいな山があります。島がちょうど真っ二つに分かれ、二つの町があります。そこを見ますと、五千人ぐらいの、五千人弱の町が二つあって、当然町長も二人いるし、議会も二つある。これを二つにして、九千人ぐらいの一つの町にしただけで、どれだけの合併効果があるかということで、通常、地方財政は経常経費と投資的経費と二つに大きく分けられるわけですけれども、その中でも、人口指標と面積指標ですけれども、いすれにしても、面積指標は、幾ら合併しても合併効果がない。人口指標だけでも、これでやりますと、いわゆる町村の合併ですと、大体、人件費二〇%ぐらい削減できるんですね。

同じく、これも最近、合併が行われました西東京、田無と保谷市ですけれども、大体十万、これを、では十万規模を、三つの市を集めて三十万人ぐらいの市をつくりますと、先ほど、人件費約一割ぐらい削減できる。

特に町村合併というのは、やはりこれは早急にすべきではないか、そう思つんすけれども、大臣のお考へはいかがでしようか。

○片山国務大臣 そうなんですね。交付税特会で金運用部もなくなりましたから、私は、もうそん

○片山国務大臣 今、若松委員御指摘のように、町村合併というのはコストを下げるという大きなメリットがありますが、同時に、私は、やはりこれまで二十世紀は地方の時代、その地方の中でも、基礎的な、住民に身近な地方団体である市町村の時代。そのためには、さらなる権限移譲、事務移譲、さらにはそれに連関した税財源の移譲をやらないといかぬ。そうすると、今の市町村の規模、能力では不十分である。

私は、二つの効果があると思いますね。地方分権を進めるために、受け皿としての市町村を強く市、十年間で百九十億ということを遠藤副大臣が言いく。特に人件費ですね。先ほども若松委員が言が言われましたけれども、田無と保谷の合併で、片山大臣に最後の質問をさせていただきたいんです。

これは通告していないので、でもやはり触れざるを得ないかなと思うんですけども、今借金をしているところはどこがあるかというと、国と、あと、国の国債と地方債と、そして、いわゆる先ほどの特会借り入れ、この特会借り入れがあると非常にわからなくなる、責任も明確になる。それで、これでやりますと、この返済計画がたしかつたんだですよね、二三十年ぐらいの。あれをもつと早期になくして、特会借り入れはやはり早急に、可能な限り廃止すべき方向に考えるべきでしょうか。

○片山国務大臣 そうなんですね。交付税特会で資金運用部から今まで借り入れまして、それをまた地方団体に配分しておつたんです。それがもう三十八兆円になつていてるんですね。それから資本のうち、もう大車輪でこの準備をしておりまして、近日中に骨子を発表できるのではないか、あるいは法案をきちっと国会に提案いたしまして、皆様の御審議をいただきたいことが明記されたところでございます。

ただいま、私ども総務省の中で、もう大車輪で

なことはできないし、やるべきでないので、だから、来年度から、御承知のように、国と地方の責任を折半しまして、国は一般会計で自分で調達をして入れてくれ、地方の方は自分で地方債を起こして、赤字地方債ということになりますけれども、特例地方債で措置する。これによって、国の方も地方の方も大変わかりやすくなつた、責任も定かになった、こういうふうに思いますので、委員御指摘のように、もうこれ以上交付税特会の借り入れというのではなく方がいい、私はこういうふうに思つております。

○若松委員 ということでお考へ方は恐らく一致したと思いますので、ぜひ早急な対応をよろしくお願いしたいと思います。

そこで、残りの時間、遠藤副大臣にお伺いいたします。されども、これは公明党が、実は私が、行政評価法、すつとこの制定のために頑張らせていただいたんですけども、よいよこの行政評価法、法制研究会の意見も出ましたし、恐らく今月にもその骨格が見えるのではないか。

そこで、特に公明党が推進してまいりました行政評価法、閣僚側に入つて、副大臣も頑張つていらっしゃると思うんですけども、制定に当たつての決意を改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○遠藤副大臣 行政機関に対する政策評価、これを義務づける、あるいは公表させるべきだ、そういう御主張は、かねてから熱心に若松議員が国会を義務づける、あるいは公表させるべきだ、そう決議を見まして、昨年十二月ですが、政府の閣議決定の中でも、行政改革大綱の中で、政策評価法をもつと早期になくして、特会借り入れはやはり早急に、可能な限り廃止すべき方向に考えるべきではないかと思いますが、その考へはいかがであります。

○御法川委員長 次に、高木陽介君。

○高木(陽)委員 公明党の高木陽介でございます。大臣所信に対する一般質疑ということで、大臣及び副大臣、本当に御苦労さまでござります。ありがとうございます。

先ほど、同僚の若松議員の方からお話をありましたけれども、総務省、総務厅と自治省、そして郵政省、これが一緒になっていくという流れの中で、かなり分野が違うところでございました。そんな中にあって、ただいま若松議員の方からは、旧自治省、総務厅関連の質問、私の方は旧郵政関連の問題ということで、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、昨年来というかここ最近、I-Tといふ言葉がずっと言われ続けておりまして、昨年、I-T基本法、臨時国会で成立をいたしました。I-T基本法、臨時国会で成立をいたしました。また折々に御意見をいただきまして、すばらしい法案の中身になるようにお知恵を授かりたい、このように考へているところでございます。よろしくお願いいたします。

○若松委員 この行政評価法、まさに日本の画期的な法律で、これは非常に国民の期待度が高い法律でありますので、片山大臣も、では一言、この行政評価法についての、略称行政評価法ですで、ひとつよろしくお願いいたします。

○片山国務大臣 今御指摘のように、私も、この行政機関政策評価法というのは画期的な法律だ、こういうふうに思つております。

問題は、仕組みよりも、できた後どうやってそれを実効あらしめるものにするかということが、一番努力が必要ところだろうと思つますし、ぜひその評価を予算編成その他と連動させたい。そのためには、御指摘を十分受けとめて頑張つてまいりたい、こういうふうに思つます。

○若松委員 時間が来ましたので同僚の高木議員に移したいと思いますが、残りの質問については次回の委員会でやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

本部が、五年以内に世界最先端のＩＴ国家になろう、こういう目標を掲げた。すばらしいことなんですねけれども、そういうイメージというのがなかなかわきづらい。そんな中で、出井さん、ＩＴ戦略会議の議長、ソニーの会長が、料金が安くスピードの速いインターネット網の実現、これはすごくわかりやすいなと思うんですね。

こういった中で、多くの人たちがインターネット

トを使うようになつてきて、ただよく言わるのは、特に画像を取り込むときに、動画になりますと大変な問題になりまして、インターネットがなかなか遅い。そのためにはやはり高速インターネット、DSLだとさらには光ファイバーを実させていかなければいけないんですけども、これも二〇〇五年、あと五年の間にこの光ファイバー網をしつかり敷設していくこうという流れがあると思うんですが、これはやれと言つてできれば何の問題もない。これはもう十年前から光ファイバーの話も出ておりましたし、そういうたたかいで、具体的な手順、方法さらにはそくなつてきて、民間がかなり主導的にやらなければいけないとは思ふんですが、市場原理に基づいてやりますと、営業ベースというのを考えなければいけない。

トランマイル」と言われていて、首都圏の方はかなり敷設状況はいいと思うんですが、山間部ですとか地方の方になりますと、光ファイバー、光ファイバーと言つたつて、全然届いていないじゃないですか。五年以内にこういう高速、そして超高速インターネット網ということを考えていった場合に、逆に民間主導でどんどんやらせていく場合には、光ファイバーの過疎地への格差、デジタルデバイス、どういう言い方をよくしておりますけれども、この地域間格差をどうやって解消していくか、こら辺のところを大臣はどういうふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○片山国務大臣 今高木議員御指摘のよう、IT国家戦略、e-Japan戦略で、二〇〇五年までに世界で最も進んだIT国家にする、そのた

われには光ファイバー網を初めとする超高速ネットワークインフラを整備する、こういうことでございまして、現在、今もお話をございましたように、民間主導で事業者ができるだけやつてもらうように税制や財政上の支援をやっている、こういうわけでございます。この結果、中継系のネットワークについてはほぼ光化が完了、加入者系ネットワークについては平成十一年、ちょっと数字が古うござりますけれども、整備率三六%と着実に上がってきておりますが、お話しのように、人口別に見ますと、人口が少ないほど低いんですね、極めて顕著な一種のデジタルデバイドの様相を呈している。

これをどうしても我々は克服しなければならないと考えておりますので、二〇〇一年度から、十三年度から超低利融資制度を過疎地域を対象につくりました。ぜひこれを活用したい。それから、地域インターネット基盤整備事業、これは補助事業ですけれども、地域LANですね、これもできるだけ地方における光ファイバー網に対する需要喚起のために実施していく、こういうふうに思つておりますし、御指摘のように、我々は今後とも最善の努力を尽くしたい、こう思つております。

○高木(陽)委員 今大臣も決意を述べられましたけれども、基本原則はやはり民間なんですけれども、今申し上げたように、民間だけではどうしてできないところ、特にこれから情報化がもつともっと進む、これはまさに私たちの生活に直結する問題ですから、これに対しても特に地方格差ですか、地方の方々が不便を感じることにならないようにするのはまさに国の役割であるな、こういふうに感じますので、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。

それとともに、インターネットの問題で、これは昨年の秋の臨時国会の代表質問で我が党の神崎代表も料金問題をちょっと触れられました。実は、私たちの党も、一昨年から、例えば青年党员の方々が署名運動をやって、通信料金を下げてもらいたい

い、特にインターネットの接続料を含めて、普及させるためには料金の低廉化が必要である、これはまさにそのとおりだと思います。

ただ、これはそれぞれの事業者がやっている料金ですから、旧郵政省として総務省が幾ら幾らにしなさいといふように言うのは、また行き過ぎの部分もあるとは思うんですけども、代表質問のときに、またはうちの党の方もずっと主張しているのは、例えば定額制で三千円程度だとみんな使えるのかな、こういうような考え方をいろいろと言つておりました。一体、どれぐらいの額というのが普及していくのか、そこら辺のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○小坂副大臣 高木委員御指摘のように、御党の皆さんいろいろな御支援もいただきながら、インターネットの低料金化というのを着実に進んでいると思料しております。今三千円とおっしゃいましたが、大体一日百円で一ヶ月三千円、大変いましたが、そういった意味では、内容によって料金にはある程度幅が出てくるものと思います。コンピューターを通じてのインターネット接続は、いろいろなサービスがインターネットでは可能でござります。そういう意味では、内容によって料金にはある程度幅が出てくるものと思います。ところが、一ヶ月幾ら使つても同じというのは理想的なところではないか、世界の流れもそのような方向にいつていています。

ただ、メールサービス等あるいは文字サービスだけであれば、もっと簡単に固定電話からもというような要請も出てきておりまして、新しいサービスも企画をされているようでございますので、そういう面から考えますと、一ヶ月三千円でも高い、こういうふうに思います。

そういう意味で、内容と速度によつて料金には幅が出るものと思いますが、大体メール等であれば三千円をはるかに下回る安いもの、また、画像等のサービスであればフルサービスで三千円から五千円ぐらい、こういうことで、いわゆるDSL

と呼ばれるサード、あるいはISDNから始まりましたけれども、今後光ファイバーへ向けてのいろいろなサービスが今出てきておりまして、こどじゅうにはいろいろなサービスが、メニューになるよう、私ども期待し、そのための政策的な誘導を図つてまいりたいと存じます。

○高木(陽)委員 今小坂副大臣がおっしゃられた中で、政策的にもという言い方をされました。まさに料金の問題というのは幾ら幾らというふうに規定できない中で、やはり市場の原理に任せながらやっていただくのが一番理想的なのかなと思います。そういう観点からいうと、価格問題となりますが、どうしてもこれは競争政策を促進していくにかななければいけない。競争政策というのは、これも昨年來、その前からずっと論議されていました。そういうN T T問題にも絡まざるを得ないのだろう、N T Tが独占状態だから料金がなかなか下がらないんだ、こういうような論調もあることは確かだと思います。しかしながら、N T TはN T Tで努力もしている。

そういった中で、携帯電話の売り切り制というのが、今から七年ぐらい前ですか、行われて、今携帯電話の本体というのではなくて、N T Tが競争政策の成果だと思うんです。そういう形でやつてまいりますと、昨年、電通審で答申もありました。なかなかこの問題、さわりますと、やけどする部分もあるみたいな感じもしますけれども、こちら辺のところ、現状で低料金化というものは可能なのか、それともどういうような方策でやつていくのか、なかなか言いつらい部分もあるかもしれません、よろしくお願いしたいと思います。

○小坂副大臣 委員御指摘のように、競争政策は着実に進展をし、また料金も着実に低廉化に向かっておると思います。当初、インターネットを利用するには高過ぎると言われた通信料金でござ

いますが、今申し上げましたようなインターネットの利用部分においても、約一年間で五五%安くなっています。また、通信料金の部分をとりまして、e—Japa戦略あるいは今御指摘の電気通信審議会の第一次答申、「IT時代の競争促進プログラム」と言つておりますが、これにおいて指摘をされましたように、電気通信事業者による線路敷設円滑化のためのガイドライン、すなわち、できるだけ開放して、電柱等も開放して敷設しやすくしない、あるいは管路の開放を行つていいきなさい、というようなことを行つたり、自治体や公益事業者等の既存ファイバー網の有効活用を促進する制度の導入、こういったことによりインフラ整備の促進、例えば電力会社が保有している光ケーブル、こういったものを開放させる、こういうふうな形の中で一層の低層化へ施策としても誘導してまいりますし、また、支配的電気通信事業者、今はNTTの東西ということになっておりますが、こういった支配的電気通信事業者の反競争的行為を防止し、除去するための制度の導入と、非支配的電気通信事業者、すなわち、新規参入の事業者等に対する規制緩和を実施しております。さらには、地域通信分野の一層の競争促進を実現する光ファイバーの開放、アンバンド化といつておりますが、開放の接続ルールを整備いたしまして、外から見てわかりやすいルールにしていく。

これらの新たな競争政策等を通じまして、電気通信事業者が新規参入に意欲的に取り組んでいただける、新しい事業者がどんどん入ってくるようないつた市場にして、事業者間の競争が一層促進されて、結果として効率化、合理化が図られて、低廉で高速な通信サービスが国民に提供される、こういうふうに図つてしまいりたいと思って努力をいたしております。

○高木(陽)委員 しっかりとやつていただきたいなと思います。

もう一つインターネットの問題で、これは総務省だけじゃないと思うのですが、著作権の問題、

これは文化庁になるのかなと思うのです。インターネットがさらに普及していく、そして超高速、まあ光ファイバー等の敷設がなされて、大容量の情報が流れてくれる、動画も流れてくれるという形になりますと、いろいろな情報が、今でも情報があふれているのですけれども、個人がいろいろな発信ができるようになれば、そこら辺のとこで、例えばここにあった映像、ここにあった情報をこうやって次に移そう、それがもう世界規模でどんどんネットワークで結ばれていくという形になつてくるわけです。

ここら辺の著作権、いわゆる知的所有権、これは本当に重要な問題で、例えば商売の流れになつてこれがいろいろと広がると、あつ、これ、この著作権の問題ね、ということで発表されたりするのですけれども、インターネットの場合ですと、何億という数になるわけですから、そんな中での著作権問題というのは本当に真剣にやらないと、一番最初にこの著作権、そのものをつくった人または発想した人たちのその権利というのがどんどん侵害される可能性がある、これは重要な問題であります。さらに思うのですけれども、そういう中での著作権保護への取り組みについて、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○小坂副大臣 委員御指摘のように、良質なそして魅力的なコンテンツが流通するためには、著作権法の処理というものが欠かせません。その意味で、御指摘のように、文化庁あるいは経済産業省と連携をとりながらこの問題に意欲的に今取り組んでいるところでございまして、放送のデジタル化、またインターネットの大容量のネットワーク化、こういったものをして円滑なコンテンツの流通を図るために、放送の番組等のコンテンツが二次利用しやすい環境づくりとか、そういう

中で的確に著作者の権利が保護されていく、こういった意味で、どのようにしたらこれが円滑に図られるか、こんな意味で、私ども、デジタルコンテンツのネットワーク流通市場形成に向けた研究会というものを今月中に発足させたい、このよ

うに考えておりまして、今詰めておるところでございます。近々に発表させていただきたいと思うわけでございます。

こういった取り組みを通じまして、放送番組の二次利用のデータベース化等の支援をして、著作権の保護の充実に向けてさまざまな角度から支援措置を講じてまいります。

ただ、一部新聞に報道をされました内容の中に、総務省は著作権を共同管理するシステムの開発に乗り出すというふうに書いてございますが、私も役所が直接データベースを運用して著作権を管理するということはございませんで、あくまでも民間の事業者により競争的にこの分野におけるサービスというものが充実をいたしまして、的確に著作権が保護され、また二次利用に対しての流通促進が図られる、こういった枠組みを支援してまいりたい、このように考えて政策説明をしてまいります。

○高木(陽)委員 この著作権の問題、もう一つ大きな問題、これはお答えは要らないのですけれども、インターネットの場合は国境がなくなつてしまますので、日本だけではなく、他の国でもございまして、BSデジタル放送が始まると、全国一律に空から番組が降つてくる、こういうことでございまして、そうすると、それぞれの地域においてそれぞれのスポンサーを募らなくとも、ナショナルスポンサーは衛星にだけばんと送ればみんなが見られるチャンスがある、だからローカルスポンサーがなくなつちゃう、こういうような考え方もある一部にはあります。

しかし、この分野は、逆に言いますと、今度は、地上放送の役割は、地域に密着した放送という内

容になつてまいりますし、また地域の地方局もそういう面でサービスの強化を図つてくる、また番組内容の企画というものを進めてくると思います。

そうしますと、そういうローカルの視聴率の高いものについてスポンサーがまた出でてくる、こういうことにもなりまして、必ずしもBSで全部スポンサーを吸い取られてしまっている、ローカル局にスポンサーが来ない、こういう状況にはならないのではないかとも考えられます。

民放連の研究所の試算によりますと、地上波のテレビ広告費というのは、昨年は二兆三百四十四億円でございました。二〇一〇年にはどうかといいますと、一兆九千九百一十三億円になるだろうとかなり細かい数字まで出ているのですが、実際に

るいは至れり尽くせりのKSD側のもてなしだつたというのもあります。要するに、この古闘虫男という人がKSDというものをつくって、そらく関連財團をどんどん広げていった、その応援團として議連がつくられる。例えはものつくり大学の設置の準備財團、ここに議連の皆さん方が応援する、準備段階から國の予算がつく、いわゆる國家予算を獲得する、そうしかけてきたのがいわゆる古闘虫告ですね、現在は、彼を中心となつてつづってきたものです。

メディアのデジタル化を円滑に推進してまいります。
そこで、きょうお聞きするのは、細かい問題じやうで、
ありません、地上波デジタル化というものについて、
これは電波法でやればいいこともありますので、
政治家としての大臣のお考えをお尋ねしていく
く、こういうことで考えていただければいいかと
思います。

そこで、この地上波のデジタル化をどういうスケジュールで進めていくのか。これは国民の重々大な関心事であるわけです。また、それは国民だけではなく、地域社会にとっても大きな影響があるため、早く実現されるべきです。

ではなくて、総務大臣としてはその計画をつくる
なければならない責任者ですし、総務省としても
大きな課題となつていてると思います。アナログからデジタルへということは、国民の生活や文化
さらには福祉の向上、こういうものに寄与するものとして歓迎されるものでなければないと想
います。

そこで、現在の地上波放送というのは、テレビでさえあれば全国どこでも見ることができるわけですね。しかも、テレビ受像機というのは現在ほぼ全世帯に普及しております。ということは、国全体の基本的な情報獲得手段にこの地上波放送というのよなつていてるわけなんですね。

おりますけれども、やはりこういう疑惑について国民の前にはつきりさせると同時に、特定の個人や団体と密着したりあるいは便宜供与的なことを引き受ける、あるいは金銭的な関係をつくる、ういうことをきっぱりと断る、断ち切る、これが肝心だということを申し上げて、次の質問に入ります。

大臣の所信に対する質問に移ります。まず、多くの国民が今いろいろな関心を持つているのが情報や通信や放送、こういう問題であります。

時間がありませんので、私これだけに入りますけれども、大臣は所信表明の中で、地上テレビジョン放送のデジタル化というのに触れた部分があります。そこで言つていらっしゃることは、全放送

○片山国務大臣 デジタル化の必要性は矢島委員長も十分御理解いただいていると思いますけれども、大変品質にする、あるいはデータ放送ができる、双方向サービス、安定した移動受信ができる

は、関係者の合意を得ながら進めしていくべきではなかろうか、こう思つております。

そこで、その前にやはり周波数の交換のアナ・アナ対策が必要だ、こういうことでございますので、来年度から五ヵ年でアナ・アナ対策を進めていこうと。その上で、御承知のように、二〇〇三年から三大広域圏を中心には本放送を開始していくべき、その他の地域は二〇〇六年の末から本放送を開始していただきたいと、一〇年から一年ぐらいうまではスマーズな移行を果たしていこう、こういうことを考えておりまして、その間のいろいろな支障については、精力的に支障がないように努めましてまいりたいということで、現在いろいろな話し合いをしている段階でございます。

○矢島委員 私の申し上げた基本的な原則というのは大臣もお認めいただけると思うのです、やはりそういうものでなければならぬということについては、今お話をありましたように、日本経済新聞の二月八日の一面に、「全廃二〇一一年目標」というのが出たのです。ですから、今国民の間でいろいろな話題が出てきているというわけなんですね。

大臣が今おっしゃられましたように、二〇〇三年までに関東広域圏と近畿、中京の広域圏、これはデジタル化、デジタル放送を開始する、二〇〇六年になりますとその他の地域をやる、二〇〇七年を目安として。実は、このスケジュールが出ているのを政府がどこで決めたのかなといろいろ見ましたら、政府が決めたのじゃなくて、地上デジタル放送懇談会がこのスケジュールを出していいって、今のところこれだけなんですね、一応こういうスケジュールでやつていきますよというのが出しているのは。もちろん、これはガイドラインですから、電波法や放送法に定めているところの放送普及基本計画とか、あるいは今アナ・アナ交換の問題が出来ましたが、周波数割り当て計画、こういうものに書き込まれることによって政府の正式な決定となるんだと思うのです。

る等の多くのメリットがありますから、これは私は、関係者の合意を得ながら進めいくべきではなかろうか、こう思ております。

そこで、その前にやはり周波数の変換のアナ・アナ対策が必要だ、こういうことでございまするで、来年度から五カ年でアナ・アナ対策を進めていこうと。その上で、御承知のように、二〇〇三年から三大広域圏を中心的に本放送を開始していたが、その他の地域は二〇〇六年の末から本放送を開始していただきたい、一〇年から一年ぐらいうまではスムーズな移行を果たしていく、こういうことを考えておりまして、その間のいろいろな支障については、精力的に支障がないように努力してまいりたいということで、現在いろいろな話し合いをしている段階でございます。

○矢島委員 私の申し上げた基本的な原則というのは大臣もお認めいただけると思うのです、やはりそういうものでなければならないということについては、今お話をありましたように、日本経済新聞の二月八日の一面に、「全廃二〇二一年目標」こういうのが出たのです。ですから、今国民の間にいろいろな話題が出てきているというわけなんです。

そこで、私がお聞きしたいのは、つまり国民が心配しているのは、はたと打ち切られるんだなという感じなんですよ。つまり、高いテレビに変えなきやならないんだなということなんですよ、一番心配になつてるのは。

ですから、この問題では、私が、九九年四月の通信委員会だったと思ひますけれども、世帯普及率が八五%という問題を取り上げまして、絶対に足切りにならないようについてことで質問させていただいたわけなんです。当時の野田聖子郵政大臣は、そのことに対して、八五%普及によつてアナログ放送を終了するというのではないんだ、その時点になつて具体的に終了時期を決めるというものであると理解している、つまり、八五%がゴールではなくて、その時点でいつ打ち切るかを決めるのでと理解しているという答弁だったのです。それで、一〇〇%に向けて、放送事業者または郵政省初め国、さらにはメーカーの努力が今求められておりますと答弁されたのです。

つまり、デジタルテレビの一〇〇%普及を目指すことを基本にしながら、廃止時期を、現在ではなく一定の普及状況、八五%がいいのか悪いのかというのはいろいろな論議がありますけれども、一定の普及率になつたときに決めるんだ、こういう当時の考え方、基本的な考え方だと思うのです。私は、こういう考え方は極めて常識的な考え方だなと思うのですが、大臣、このことに対するはどんなようなお考えでしようか。

○小坂副大臣 矢島委員は大変この分野について御存じでございますが、私も同時に、当時の野田大臣のころの委員でもございました。当時は、確かに世帯普及率を一つの基準として、その時点の状況を踏まえて終了時期を決めていく、そういう検討方法をとつておつたと思うのですね。

しかしながら、その後、デジタル放送の普及といいますか、全世界における動向を見ておりますと、諸外国の動きが大変急速になつて速まつておりまして、また、電波の有効利用の観点から、ぜひともこれを早めてでも、その方が国民全體のい

いろいろな総合的な電波利用サービスの向上には資するのではないか、こういうことになりまして、むしろ、普及率という一つのその状況を待たないと把握できないような不確定の基準よりも、より明確に政策的にその終了時期を決めて、そこへ向けて政策誘導をしていく方がよろしいという考え方方に変わってまいりました。

したがいまして、私どもは、二〇一〇年にアナログ放送を終了して完全にデジタル放送に移行する、こういう目標を立てて、今その普及に当たっているところでございまして、その中ににおいて、委員が御心配の部分は、ある日突然やめられて、手元にはいっぱいアナログのテレビが残っちゃつた、これでは困るじゃないか、こういう御意見でございます。

今、BSデジタル放送が始まりまして、機器の開発がされました。いよいよ普及が始まりましたが、この先、地上波デジタルの始まるまでに、共用の端末、またケーブルもデジタル化されますし、インターネットの方からいろいろな情報が流れてきてホームサーバーという形でテレビにも入つてくるこうなりますと、そういういろいろなサービスに対応するための受像機が早期に開発をされ、価格的にも非常に求めやすいものに変わつてしまります。そうしますと、二〇〇六年にその他の地域の地上放送が始まるころには、市場にありますテレビはデジタル対応がほとんどになつてくる、そして、その価格も非常に安いものになつてくると考えられます。

そうしますと、残った期間の中で一般家庭に十分に普及して、二〇一〇年にはデジタル放送へ完全移行しても大きな混乱がなくできるのではないか、そういう予想も立つてしましました。

さらに、コンバーターといいますかセットツップボックスの価格低廉化に向けて、メーカー等の協力を仰ぎながら、また技術的にも支援をして、そういった政策誘導をさらに進めて、混乱のないような方向を模索してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○矢島委員 私の心配しているのは、ある日突然始まっちゃつてアナログテレビが残っちゃつたというのではなくて、アナログテレビというので見ていたけれども、いよいよ映らなくなつてデジタルのテレビに買いかえなければという事態についての問題として、もうこれは大臣一般的な考え方でいいのですよ。デジタルテレビに移行する、いろいろなメリットがある、これはわかります。だからこそ、国民視聴者の自発的な選択によって移行する、ということは非常に重要なだ。

それで、アナログ放送を打ち切ることでテレビの買いかえをせざるを得ないという事態が起きたとすれば、今小坂さんの話だと、希望的予測かもしませんが、もうそのころは大丈夫だと。それは、十年後にどうなつているか、というのはなかなかか、いろいろな面から検討しなければならない部分もあるし、果たして電波が全国に一〇〇%地上波になって行つているか、北海道の隅まで全部一〇〇%網羅できるかどうかは、これもアメリカあたりの今の状況を見ますと、大変苦労している。イギリスも、大体一〇〇%になるには、十年じゃなくて十五年という線も今出ていますね。イギリスは九八年に放送を始めましたから、ですから、実際にはそれから十五年という意味ですけれども。

それで、そういう事態になったときに、国民はテレビを買いかえなければならない。私は、こういうことがあつてはならない。買いかえさせられることは、大臣にお答えいただかなくていいのですが、今、テレビの買いかえの周期が七年から八年、それは大体そういうことなんですね。しかも、いわゆる関東とか近畿とか中京、この地域は二〇〇三年ですから、八を足して一年といふことになつて、これはちょうど周期なんですよ。問題はその後の方なんですよ。二〇〇六年なんですよ、今度はその他の地域というのは。そこで五年しかないのですよ。そうすると、せっかく、買いかえは七年、八年なんですよ、だから大丈夫なんですよという理由をつけても、それは理由にならないのですよ。もっと別の方法でなければ意味をなさないのでです。ここで私は、だから少なくとも一つには、この七年とか八年という買いかえの周期があるならば、その他の地域と呼ばれていた二〇〇六年開始のところにあつては、二〇一一年まで五年しかないのだから、これはその理由は成り立たないなど。

そこで、私、イギリスでどういうことをやつておられる。まだうちのテレビはアナログで見えるんだ、やはりそれはテレビの買いかえを強要することにやがれでしよう。だから、この問題は、やはりそれに対する万全の対策を立てなければならぬし、なるのだから、そういうことがあつてはならないなど。大臣、やはりそういうことはない方がいい

○片山国務大臣 言われることは私もよくわかる

のです。ただ、テレビの受信機は大体八年ないし十年のサイクルで買いかえる、こういうことでございまして、今の時点でも、恐らく二〇一〇年にさまである推計だとデジタルテレビが六千万台を超えるだろうと言われているのですね。アメリカも、何か二〇〇六年までだそ�ですね、一九九八年に始めまして。

そういうことからいきますと、もう今CSがやつているBSも始めたそれからケーブルテレビやいろいろな関係からいいますと、日本人の皆さんは適応が早いですから、私はそう心配しなくてもスマーズに乗りかえていくのではなくらうかという気がいたします。矢島委員言われますように、無理な形はいけません、合併と同じで。これはひとつスマーズに乗りかえていくようになら努力したいと思います。

○矢島委員 これは大臣にお答えいただかなくていいのですが、今、テレビの買いかえの周期が七年から八年、それは大体そういうことなんですね。問題はその後の方なんですよ。二〇〇六年なんですよ、今度はその他の地域というのは。そこで五年しかないのですよ。そうすると、せっかく、買いかえは七年、八年なんですよ、だから大丈夫なんですよという理由をつけても、それは理由にならないのですよ。もっと別の方法でなければ意味をなさないのでです。ここで私は、だから少なくとも一つには、この七年とか八年という買いかえの周期があるならば、その他の地域と呼ばれていた二〇〇六年開始のところにあつては、二〇一一年まで五年しかないのだから、これはその理由は成り立たないなど。

そこで、私、イギリスでどういうことをやつておられる。まだうちのテレビはアナログで見えるんだ、やはりそれはテレビの買いかえを強要することにやがれでしよう。だから、この問題は、やはりそれに対する万全の対策を立てなければならぬし、なるのだから、そういうことがあつてはならないなど。大臣、やはりそういうことはない方がいい

○片山国務大臣 それでは、今の矢島委員の言われる国民の意見というところでございますが、いずれにせよ、これは来月末までにつくる例のe-Japan戦略の重点計画の中に、私はしっかりと盛り込まなければいかぬと思つてゐるのです。そういうことの過程で、もちろん、国民の皆さんの意向を何らかの形で聞くとすればその後になるかもしれませんけれども、御提案の趣旨はしっかりと受けとめて、検討させていただきます。

○小坂副大臣 私も、実はイギリスへ先月参りまして、イギリスの担当でありますスマス大臣、ま

ンサルタント会社に調査を依頼した。その調査結果は、デジタルテレビが九〇%から一〇〇%普及するのは放送開始後十五年、つまり二〇一三年と予測した。そこで、アナログの廃止は十年から十五年後が適当とこれは結論づけたわけなんですね。

そうしましたら、イギリスでは、さらにこういふこともやつてゐるのです。開始後、年たつて、国民の意見を聞いた上で、デジタル放送の受信が可能な地域が全人口の九九・四%、デジタル放送の専用受信端末、STBの利用者が全人口の九五%に達した時点まで十二年間だと。これは、国民にいろいろと直接聞いているのですね。それで、いつから始めようかというあたり、つまり十年ではなくて、十五年かかる可能性もあるぞという指摘があるのです。ですから、相当この点は慎重にやつしていく必要があるのです。

そういう意味では、大臣、放送事業者やメーカーは、それに向けてやりましょうということになつたようなんですよ、意見を聞いたたら。ところが、国民視聴者にもう少し、直接意見を聞く方法や機会をつくつていく必要があるのだろうと。こうやりますということをこれから秋までの間に大臣が結局計画をつくつて決定するのですから、そういう意味から、その間に十分いろいろな意見を聞くチャンスができるのじやないか。ぜひそういうふうにしてもらいたいのですが、大臣、いかがですか。

○片山国務大臣 それでは、今の矢島委員の言われる国民の意見というところでございますが、いずれにせよ、これは来月末までにつくる例のe-Japan戦略の重点計画の中に、私はしっかりと盛り込まなければいかぬと思つてゐるのです。そういうことの過程で、もちろん、国民の皆さんの意向を何らかの形で聞くとすればその後になるか

た上級のヒューリック大臣と直接話をしまいました。かなり長い時間費やしてこの問題について議論をしたのでございますが、イギリスの場合は、高画質の放送を行っていないのです。したがって、国民の側から見ますと、何のためにデジタルにかえなければいけないのかというインセンティブが十分に働いていないのでございまして、そのために普及率が当初予定よりもはるかに下がっています。その関係もありまして、オンラインでデーターというものは同時にスタートをいたしております。

デジタルという会社は無料で端末を配っているのですね。にもかかわらず、十分に普及してまいりません。一方、我が国においては、高画質とそれから多機能というものが同時にスタートをいたしておりまして、そういう意味でインセンティブがかなり強く働いております。

また、先ほど申し上げましたが、二〇〇六年以降、二〇〇六年にアナログだけの新しいテレビを買うという方はほとんどないと思うのですね。そのころには、もう市場はほとんどデジタル共用テレビでございますので、そういう形の中で、その残存時間が二〇一〇年にはほぼ切れているだろうということござります。

また、国民の意見も、御指摘のように聞く機会を持たなければいけないと思つております。ただ、実際のサービスが見えていないところで意見を聞いてもわかりませんので、一たん始まりましたところでも皆さんの認識がふえたなら、そこでそういう機会をつくりながら、御意見を聞きながら進めまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○矢島委員 時間が来ましたので終わりますけれども、円滑な移行ということを大臣は所信の中でも言つていらっしゃるわけで、これがやはり国民との合意、そぞろうと思います。スケジュール、スケジュールということでいろいろあるわけで、二〇〇三と二〇〇六と二〇一一というのが今まで出てきているわけですけれども、こういうスケジュールだけで突進するということではなくて、國

民的な合意、これが非常に重要なことを申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○御法川委員長 次に、重野安正君。

片山大臣に質問をするのは、もちろん初めてであります。我々総務委員会所管の総務大臣として、今後ともいろいろな意味でおつき合いいただくわざであります。

○重野委員 そこで、これも確認しておきたいのですが、片山大臣も、選挙あるいは政治資金、そういうものに非常にかかわりを持つ省庁の大臣とならぬたわけでございます。したがって、今後、こういう機会がもしめぐつてきた場合にどういうふうに対処するおつもりか、お聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 その時点では、KSDという団体の内容や性格を私は全く存じ上げなかつたわけですね。だから、今、重野委員御指摘のように、そういうことを所管する大臣になりましたので、今後は、仮にパートナーをやつたりいろいろなことをお願いするときには、やはり相手の素性をできるだけ調べて、遺憾なきを期したいと思います。

○重野委員 そこで、改めてその時期にございました。やはり私も、政治というのに不透明さがあることが国民の政治不信の端緒となるわけです。だから、我々政治家ももちろんあります、大臣も、社会的、道義的、政治的に一点の曇りもない、そういう姿をしっかりと引きまえて対処していただきたい、このことを申し上げておきます。

○片山国務大臣 そこで、KSDと大臣、その当時は大臣じやなかつたのですが、片山大臣との関係ですね。特に理事長と深い関係があつたのかどうか、そういう

方を知つておりましたのでお願いしたら、一枚一枚とか個別に売るのは大変だろうから、まとめて引き受け、うちの方で適当にそれはさばくからといったことで、五十枚、ということは、二万円でござりますから百万円引き受けていただきました。

○重野委員 そういうことがありましたので、私は報告を受けたときに、私の事務所の者が豊政連の事務局の成八年の秋でございましたが、私のパートナーをやつたりいたときには、私の事務所の者が豊政連の事務局の関係を持つに至つたその関係、どういうきっかけでそういうふになつたのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 私が言つたのはそういうことではないに、それぞれがやはり政治家として発言された内容が記事になつておると私は理解をしておりまします。であれば、そのことの関係という観点ではなしに、総務大臣としてあの出来事に対してもうふうな見解をお持ちなのか、そのことを聞いておるわけです。

○片山国務大臣 これは、衆議院の予算委員会でも何度も問題になりました。森総理は、各省庁に対する措置は万全を期したが、ゴルフ場という場所にてその判断をしたことに御批判があればおわびしなければならない、こういう発言をされておりますから、ああそうかということでおざいましたが、平成十一年の方は事務所の方でやつた、國際技能工芸大学の議連に参議院議員の親しい人に勧められて入りましたから、そういうことどう

つかけは何だったのか、KSDと大臣との当時の関係を持つに至つたその関係、どういうきっかけでそういうふになつたのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 私は、古閥理事長とは、頗る知つておりま

森内閣の一員でございますので、そうした総理の御発言を尊重したい、こういうふうに思つております。

○重野委員 その点については、これ以上言つても、多分これは同じところをぐるぐる回るんだろう。私は、総務大臣のそういう見解を是とするものではありません。

それともう一つ、私も岡山に友人が何人かおるのであります。大臣は大変ゴルフがお好きなようだという話を聞きました。多分ゴルフもうまいんだろうなと思うのですが、問題はやはり総理のゴルフ、あの事件。もしかしたら、この潜水艦による沈没事件は日本とアメリカの関係にぬぐいがたい傷を残すのではないか。戦後の日米関係といふものを見直すとまではいかないまでも、ああ、やはり本音はそうなのか、こういう大きな国民的な不信感というものを醸成していく一つのきっかけになるのではないかというほどの、私はあの事件は大きい事件だったというふうに思つておる。今の大臣の総理に対する、総理に仕えている大臣だからということだと思うのですが、それにしても、私はやはり、この間の総理大臣の行動といふのは非常に深い傷を残すことにつながるのではないかという意味で、大変危惧をしているわけです。

そういう意味で、私は、これ以上大臣の答弁はその件に関しては求めませんが、そうであつても、大臣としてそういう国民感情というものを受けとめて、今後の総理との関係において、やはりきちんと言つべきことは言う、そういう関係を今後とも醸成していただきたいな、このことをお願いしております。

それから、これは私が事務方に聞いたら、どうも認めてる、新聞の記事はそうなつておるんですね。言うなら、その後の予算委員会における財務委員会議録第三号 平成十三年二月二十一日

務大臣あるいは国税庁の次長等々の答弁、贈与税の対象となる旨の答弁等々を総合的に考えると、私は感じるのであります。この間の新聞報道、あれは真実なのか、いや、どうも勘違いがた。だとするならば、この間の経過というものをやはりはつきりしておかなければならぬなということを私は感じるのであります。この間の新聞報道、あれは真実なのか、いや、どうも勘違いがた。だとするならば、この間の経過というものを

あるということなのか、その点も含めてはつきりしていただきたいと思います。

○片山國務大臣 御指摘の点について、自治省の方は相談を受けていないという事務方のあれでござりますので、官邸の方に確認しましたところ、二月十五日、記者からの質問に対しても官邸とかに相談したとの総理の発言があつたことは事実のようですが、その後、その発言の趣旨は森事務所において所管のところに相談したという趣旨であつて、自治省に相談したという部分は総理の勘違いであった旨、官邸の方で事務を通じて記者に訂正した、そういうふうに私は聞いております。勘違いであったと。

○重野委員 勘違いというふうに簡単に片づけられる問題かどうかといふのは、これは議論が多くあるところだろうと思うのです。残念ながら、私は、官邸からこの間の総理の発言に対する訂正がなされたという記事を余り見ていないのですからこういうことを申し上げるのですが、いずれにしても、それはそれとして、だからといってあの行為が妥当であるということにはならぬわけですね。今後とも、この問題は引き続き、いろいろな角度から議論がされていくだろうと思うし、私もさらにその辺の確認をしていきたいと思います。

ます。

○片山國務大臣 今、重野議員御指摘のように、それまでそれぞれの歴史、伝統、文化を持つ三省庁が一つの省になりましたから、それは一つの省になったから、その日からすぐお互い連帯意識ができる、一体でということはなかなか難しいところだと思います。

これも新聞に出ていた記事ですが、資産公開時

にも専門家に聞いて、届ける必要がない、自治省

も認めてる、新聞の記事はそうなつておるんですね。言うなら、その後の予算委員会における財務委員会議録第三号 平成十三年二月二十一日

善意に思うのであります。

そこで、総務省の役割といふものは一体何なのかという点について大臣の認識を聞いておきたいと思うのです。

新しい自治法第一条の二第二項に、国は、「地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようにしなければならない。」このようにされ、地方自治に関連して総務省設置法で、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、地方公共団体及び地方公共団体間の連絡協調、これをうたい上げております。私は、そうだ

ろうと、これを評価する立場に立ちます。さて、これまでの、戦後あるいはその前から、自治省あるいは郵政省は別個の省で、俗に言う縦割りという枠の中でやってきたという長い歴史があるわけです。果たして、この三つの省が総務省という束ねの中で、うまくそれが重層的に縦から横から機能していくのか。そしてその結果、本当に二十一世紀、新しい百年にたえ得る地方自治というものをつくっていく、あるいは自治の尊重、そういう点を含めて具体的に、新しい、その三つが一緒になった総務省の責任者として、その辺の展望といいますか、あるいは期待と申しますが、そのことを明らかにしていただきたいと思います。

○片山國務大臣 今、重野議員御指摘のように、それまでそれぞれの歴史、伝統、文化を持つ三省庁が一つの省になりましたから、それは一つの省になったから、その日からすぐお互い連帯意識ができる、一体でということはなかなか難しいところだと思います。

私は思いますけれども、一月六日に統合しまして、これで一ヵ月半以上過ぎましたけれども、私は、やはり顔を合わせてやるということは、だんだん心が合ってきて、力を合わせる雰囲気になつてきています。

次に、新しく一府十二省庁体制ができました。総務省は、かつての自治省、郵政省それから総務省、巨大な官庁になつたわけです。私は、新しい百年がスタートし、そして国の省庁体制も新しい体制になつた、それは、今後の新しい百年にたえて、でも、ぜひ、この巨大巨大と言われる総務省が一体として機能するような努力を重ねていきたい、こ

ういうふうに思つております。

総務省は、基本的には、国、地方を通じた国家がかりと守るところであります。それから、名前が総務ということですから、そういう意味では総括的な、それぞれの個別の課題を持つ省に比べてやや包括的な、例えば公正取引委員会など、日本学術会議などもその所轄に入っているわけでありまして、そういうものをうまく丸めて内閣全体が十分機能する、もちろん内閣府や内閣官房がありますが、それに次いで総務省も潤滑油的な、各省庁をまとめる、例えば行政評価や情報公開をやるわけですから、私は、そういうことのしっかりと努力を今後していきたい、こういうふうに思つております。

○重野委員 具体的に、私は大分の二区、もう田舎ですが、五カ村が合併をした町に住んでおります。その昔の五カ村、村ごとに郵便局がありますね、簡易郵便局とか。そして一方、役場があるわけですね、町にある。どうなんでしょうか。そういう村々にある郵便局、それから役場、その機能が具体的にどういうふうに融合し、つながつていくのかな、そして、一つの総合的な力をどういうふうに發揮していくのかなというイメージがなかなかわいてこない。

大臣、そういうふうなことを頭の中に浮かべながら、郵便局、それから役場が中央においては総務省の束ねの中に入つたということが、末端においてはどういうふうなイメージとして機能していくのかという点、それをちょっと聞かせてください。

○片山國務大臣 きょう本会議でも議論になりましたが、予算委員会でも、あるいはこの委員会でも議論になりましたが、我々は、二十一世紀は地

方の時代、その地方というのは市町村の時代、そのためには市町村がいろいろな意味で主体的に物が決められ、仕事ができるようになります。そのためには、今の市町村では規模、能力がやはり不足しているからできるだけ市町村合併をしてもらつて強い大きな市町村になつてもいい。そういうことを考えておりまして、何度も議論がありましたように、今、約三三千三百でございますけれども、千ぐらいを念頭に合併を進めていこう。時間はかかるかもしませんよ。すぐ簡単にばたばたできるとは思えませんけれども、千ぐらいを念頭に。

そうしますと、今度はコミュニティーと市町村の役場というのはかなり距離ができるわけあります。ただ、コミュニティーというのは自治の基礎でありますから、コミュニティーはしっかりと守つていかなければいかぬ。ちょうど今、郵便局が一万四千七百あるということは、やはりコミュニティーぐらい、言われました旧村単位ぐらいで郵便局があるわけで、私は、コミュニティーのセンターみたいなことに郵便局はなつてもいいんじゃないかなうか。

コミュニティーのセンターになるとともに、市町村の支所的な機能、例えば、ここで何度も議論がありましたが、住民票その他の証明書の交付を受けたり、あるいはいろいろな届け出ができたり、あるいは場合によってはひとり暮らしのお年寄りのケアをやつたり、そういうことを、市町村とその郵便局が望むならば、合意できるならやってもらつたらどうだろうか。

コミュニティーのセンターはむしろ郵便局で、郵便局があるわけでも、やはりコミュニティーを超えないわざ社会経済的な大きな共同体が市町村で、その市町村は地方分権がさらに進み、中央からの税財源の移譲も受け、しっかりと決まりして、自己決定ができ、自己責任を持つて仕事をやれる、こういうことかな。これは役所の皆さんと相談したわけではありませんけれども、私はそういうイメージを持っております。

○重野委員 これも経験的なことですが、私の大

部分の郵便局の組合、全通という組合があります。全通大分は、ふれあい郵便と称しまして、ひとり暮らしお老人のところなんかに郵便配達へ行ってちょっと声をかけるわけですね。ばあちゃん、元気しとるか、こういうふうなことをやつておるんです。非常に地域のお年寄りから頗もしく受け止められているんですね。一軒一軒郵便を配達していく中で生まれるそういう価値、これをこのシステムの中はどう位置づけていくかということですね。

そういう点についても、そういう経験的ないいものがありますので、ぜひ、積極的に大臣も実際聞いて、あるいはその実態を調べてもらつて、そういうふうなものをやはり融合的に生かしていくことが、いよいよ郵便局もそういう意味では総務省の中に入つて役場と一体になるわけですから、私は、そういう意味での認識が変わつてくると思うので、そこら辺をひとつ要望しておきたいと思います。

最後に、マルクマールの法令化について、ちょっとお願いというか意見を申し上げておきたいと思うです。

○重野委員 地方分権推進委員会の扱いについては、これが延長されるのか、もうこれで終わるのか、それがいいか悪いかということをここで申し上げる気はありませんが、この間この委員会で積み上げられてきた議論の成果というものはたくさんあるわけですね。それを現実化していく、そのかぎを握っているのは大臣だと私は認識しています。

マルクマール、具体的に説明する必要はないと思うんですが、これを、私は提案ですが、法制化するというような考え方あるいは発想というものはお持ちでないか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 地方分権推進委員会につきましては、六月末で任期が切れますので、これは、既に全国知事会なんかもいろいろ言つてきておりまますので、関係の省庁と十分相談して、どうするのか、あるいは形を変えてどうするのか、そういう

ことを含めて検討いたしたい、こう考えておりま

す。

今、重野委員言われましたように、法定受託事務のマルクマール、これは、御承知のように実は地方分権推進計画の中に書かれているんですね。だから、それはそれで用が足りていると私は思うんですが、御指摘は法制化はどうか、こういうことですね。だから、その辺、法制化というのもまたなかなか、私は個人的には大変だと思っておりますが、検討はさせていただきます。

○重野委員 以上で質問を終わりますけれども、さつきから申していますように、大臣は非常に能動的な印象を持っていますので、一度地域に出ていつもらつて、例えば医療過疎に悩む地域とか高齢化率が物すごく高い地域だとか、実際に行つて印象に焼きつけて、それを総務省行政の中に生かしていただきたいと思います。

○荒井(広)委員 次に、荒井広幸君。

○御法川委員長 次に、荒井広幸君。

○荒井(広)委員 自由民主党の荒井でございます。先ほど来から非常に、大臣の新しい省における意気込みと、そしてイメージ的に、三つが一緒になつたらどうするんだ、先ほどの郵便局のイメージ、コミュニティーセンターだと、非常に私たちにも心の中で結ぶわけでございますが、改めて、きょう一日の議論で、また言い足りないところもあるうかと思います。早速、初代大臣である片山大臣に、新しい総務省、政策面でのメリットをどう發揮していくか、こんなことをお考えなのか、お尋ねいたします。

ればならない、こういうふうに思つております。

今回のこれは、単に役所の体制を直すだけではなくて、それと同時に行政の中身、あり方も見直して直していく。それは、ひいては國のありようまでつながっていく。二十世紀をどういうふうにこの国にうまく根づかせていくか。まあ二十世紀は戦争と革命と何とかの世紀なんという意見もありますけれども、二十世紀に引き続いて平和で安定して繁栄する世紀にするために、私は総務省

は大きな役割を担わなければいかぬ。大きな役

所だといつていろいろなことを言われてもそれを心配するな、大きな役所は大きな仕事をして大きな貢献を國家国民にしようではないか、そのためには三十万四千名が心を一にして頑張ろう、こういふふうに思つております。

そのためにも、何度も申し上げますけれども、

国、地方を通ずる行政改革や行政の簡素化や、官

民を通じる情報化、IT化を強力に推進することや、一番国民との接点であります郵便局や市町村

役場に頑張つてもらつて、国民福祉に、あるいは

住民の皆さんへの便宜に大きな働きをしてもらうよ

うに今お願いしているところでございまして、ゼ

ひ総務委員会の諸先生の御指導や御鞭撻をいた

きたい、こういうふうに思つております。

○荒井(広)委員 大臣の今のお話を、また所信の中でも、国民との接点というお言葉を使われおられます。そして、融和と結束、こういったことでござりますが、新たに政策を行なう職員の皆さんのが融和をしていただいて結束をしていただく、そのためには、大臣だと私は認識しています。

○片山国務大臣 お励まし、いろいろな御注意を含めてありがとうございました。

皆さんの意向が大分私もわかつてしましましたけれども、やはり中央省庁再編は成功させなければならぬ、そのためには、建制順では筆頭になり

ます総務省がまずこの統合、融和を成功させなけ

もつて、新しい日本をつくつていく国民のために

やる。そういうことでは、職員の皆さんの融合といふ意味は非常に重要なことです。改めて、いかがございましょうか。

○片山国務大臣 そのためには、私は、できるだけコミュニケーションの場を縦横で持つた方がいいと思いまして、総務省では、最高幹部会議を毎週一回、私、副大臣、大臣政務官、事務次官、それから事務次官待遇の総務審議官、官房長、秘書課長、総務課長、それだけ入れて、コミュニケーションをやつております。省議は原則月に一回やる、これは局長以上ですね。それから、着手の横断的なプロジェクトチームをつくりまして、今四つつくっていますかね、そこでいろいろな議論をやつてもらつております。今、旧三省庁の人事交流を一部やつておりますが、これがだんだん大きめに行われれば、私は、今言いましたように、頼を合わせて、心を合わせて、力を合わせることになつていくのではなかろうか、そういう機運をぜひつくっていきたい、こういうふうに思つておりますので、これまたよろしくお願ひいたしたいと思います。

○荒井(広)委員 今までやつておつた仕事と違う部分があるわけですが、例えば消防庁、一生懸命頑張つていただいて、全国九十六万人の消防団員の皆さん、日夜、災害列島日本のために、国民の皆さんのために頑張つておられます。今まで、制度があつて忘れていたのがあつたわけです。消防団員の皆さんのが消防の屯所に行く、屯所から家に帰る、この公務上のマイカーの自損事故の制度といふのはなかつたのですね。ですから、そういうものを、例えはこれは大臣初め皆さんにお取り組みをいただきて、我が自民党も与党として御相談して、対応をつくつていくわけでございますけれども、いわゆる、今まで余りにも一つの役所にいたために見えなかつたことというのが私はあると思うのです。

互いに初めてだからこそ知り得る、あるいはつか

やる。そういうことでは、職員の皆さんの融合といふ意味は非常に重要なことです。改めて、いかがございましょうか。

○片山国務大臣 そのためには、私は、できるだけコミュニケーションの場を縦横で持つた方がいいと思いまして、総務省では、最高幹部会議を毎週一回、私、副大臣、大臣政務官、事務次官、それから事務次官待遇の総務審議官、官房長、秘書課長、総務課長、それだけ入れて、コミュニケーションをやつております。省議は原則月に一回やる、これは局長以上ですね。それから、着手の横断的なプロジェクトチームをつくりまして、今四つつくっていますかね、そこでいろいろな議論をやつてもらつております。今、旧三省庁の人事交流を一部やつておりますが、これがだんだん大きめに行われれば、私は、今言いましたように、頼を合わせて、心を合わせて、力を合わせることになつていくのではなかろうか、そういう機運をぜひつくっていきたい、こういうふうに思つておりますので、これまたよろしくお願ひいたしたいと思います。

二十一世紀の国民の皆さんの求めるものにこたえて、いついただきたいと思つております。さて、そういう意味でも、政策評価というものが非常に問われています。選挙もだんだん政策評価で投票するような時代になつたかと思います。あるいは行政評価という言葉で、概念的にはいろいろ混同されていますが、きょうは、少し幅広く、行政評価、政策評価というのは一緒のよな概念で使わせていただきたいと思います。

一月から政策評価制度ができまして、これをきちんと標準的ガイドラインに沿つてオール政府でやつていいこう、こういうことで進んでおります。また、実効性をきちんと担保するという意味からも、行政機関政策評価法が予定されている、こういう状況でございます。

そこで、国と同時に歩調を合わせる地方、自主化の中でもあります。やはりちょっと寂しい状況かな。去年の秋以降の調査を見ますと、市町村では、これから検討するところが半分以上あるのですね。県の方はそれなりに、五〇%程度は進んでおるようですが、やはりちょっと寂しい状況かな。だからこそ、地方の行政評価を今後どう進めていくか、その点についてお尋ねをさせていただきます。

○遠藤副大臣 地方公共団体におきまして、行政評価に既に国に先駆けてかなり前から熱心に取り組んでいただいているところがござります。今までございましたけれども、それが、この公務上のマイカーの自損事故の制度といふ話がございましたけれども、昨年の八月末現在でございまして、導入済みはまだ七十七団体でござりますと、都道府県におきましては既に行なっております。

によって、大臣もきょうの本会議でもおつしやつておきましたし、この委員会でもそうですが、やはり大転換を図らないと、どうもこの閉塞感は晴れないと私は思うのです。

その一つとして、やはり市町村というものを、ある評価を下すとして、こういったものを入れていけば、町村合併というのは避けて通れない課題であるなどいうふうに思います。もちろん、いい点があり、また改善するべき点というのはあるのですけれども、總じて言えば、これは住民の皆さんがみずから問題として自発的に積極的に市町村合併というのを考えいただきたい、このよううに思つてます。

この国の姿勢に連なりまして、地方におきましてもそれぞの条例等をつくつていただくことが出てくるのではないか。そしてさらに、各地方の公共団体におきましても、積極的に行政評価に取り組んでいただけるようになるものと期待をしているものでございます。

○荒井(広)委員 そういう方向で進んでいきますと、一つは、いわゆる現在の行政の状況を認識し

て、そして、国民の皆さん、住民の皆さんが求め

る新たな課題を見見する、こういう手段として非

常に有効だと思うのです。同時に、どれだけの効

果があつたかということアトカムという言葉

を最近使う度でございますが、私も聞きなれな

い言葉ですが、住民に対してもだけの効果をも

たらしたのか、そういうことがパロメーターとし

てわかるようになるということは、ある意味では、

政治や行政がきちんと、説明責任、アカウンタビ

リティーで、国民の皆さんに、住民の皆さんに評

価の材料を提供できる、それがまたファードバッ

クして、我々は選挙で選ばれていく、こういうこ

とでもございます。社会革命という意味で私は非

常に意義のあることだと思いますので、どうぞ、充実するようにこの委員会でも引き続き議論をさせいただきたいと思つております。

さて、そういう意味で行政評価、政策評

価ということを考えたときに、地方分権、そして主役は住民、サポーターは自治団体、こういうこ

とだらうと思います。この受け皿が、いわゆる自

治団体が国民の皆さんに対する必要とするもの

サービスが行えるか。有形無形のものでございま

す。こういったものを仮に政策評価、なかなかな

じまないところがありますけれども、そういうた

巴口メーテーに合わせてみますと、地方分権、そ

して住民主義、日本のシステムを大変換すること

先ほどお話しいただきましたように、旧市町村

を推進していただける意義は大変大きいものでございました。

二十一世紀の国民の皆さんの求めるものにこたえて、いついただきたいと思つております。

さて、そういう意味でも、政策評価というものが非常に問われています。選挙もだんだん政策評価で投票するような時代になつたかと思います。

このままでは、今までさまざまな助言をしてきたわけですが、今回この通常国会におきまして、行政機関の政策評価法案、これを提出いたしまして、ぜひ成立させていただきたい、このよう

に思つてます。

この姿勢に連なりまして、地方におきましてもそれぞの条例等をつくつていただくことが

出てくるのではないか。そしてさらに、各地方の

公共団体におきましても、積極的に行政評価に取

り組んでいただけるようになるものと期待をして

いるものでございます。

この姿勢に連なりまして、地方におきましても

それぞの条例等をつくつていただくことが

出てくるのではないか。そしてさらに、各地方の

公共団体におきましても、積極的に行政評価に取

り組んでいただけるようになるものと期待をして

いるものでございます。

の役場、こういった機能が、市町村合併に伴う新しい体制の中で、支所あるいは出張所として従来どおり積極的に活用されることは極めて大事な部分であると思つておりますし、また、先ほどもお話を出まして、大臣からも答弁がありましたように、住民サービス、住民の皆さん的生活向上のために、大変身近な部分に存在をしています郵便局等をより一層積極的に活用するということが考えられるわけでございます。

昨年の四月から、地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方についての研究会、こういったものを設けまして、論議を続けていたところでございましたが、既に、地方公共団体と郵便局、あるいは地方公共団体と住民、こういう形で試行的いろいろと検討をしている中で、例えばひまわりサービスといって、お年寄りのところへの立ち寄りだとか聞き取り、こういったことをやつてみたり、あるいは郵便局に具体的に住民票の交付のための自動交付機、そういう機械を試行的に設置してみたり、いろいろと今進めているところでございます。

特に、地方公共団体と住民の皆さんのニーズがどこにあるのかということをいろいろと論議をしておりまして、特にニーズとして多いのは、やはり住民票とか納税証明書あるいは印鑑登録証明書等の各証明書、こういったものを早く近くで手に入れたい、こういうニーズがありますし、先ほど言いましたような、本当に田舎に行けば、お年寄りがひとり暮らしで大変な中を、郵便局員が立ち寄つて声をかけてもらう、それを楽しみにしている、こういったことはぜひやってほしいとか、あるいはバスの回数券等の発券についても郵便局での利便性を高めてほしいとか、いろいろな声が出ております。

そういったところから、その中間まとめをいたしました。また、そういうものを検討しながら、こういう住民票の写しの交付等につきまして、特定の事務を郵便局において取り扱えるような法案を今国会提出することとしておりまして、ぜひとも、

またその際は御審議いただき、御協力を賜りたいと思います。
御指摘のように、市町村が合併を行う場合の行政サービスの水準維持といいますか、この対処策として有効に活用していただけるもの、このよう確信しておりますので、よろしくお願ひします。

○荒井(広)委員 なお、ロンドンのニューハムという行政区では、本店には職員さんを極力置かないで、歩いて十五分圏内でサービスができるよう

にワントップサービスステーションを置いています。
それは、例えば、日本だったら、商店街のガレージ通り、シャッター通りがあるわけです。そういうところをお借りしてもいいです。そして学校、一番十五分圏内です。空き教室を使つてもいいです。そして郵便局。そういったものを使いながら生活圏の中に出向いていく、これが新しい時代の役所のあり方だろうと私は思いますので、またそういういつた御検討もお願いしたいと思います。

続きまして、総務省は、三つが一緒になりまし

たので、ある意味で緊張が欲しいものがあります。

例えば、これは財投改革の部分でございます。

地方財政審議会の議を経るとともに、財務省と協議を行うなど、総額の決定や貸し付けに当たつての多くのチェックが働く仕組みになつておるわけ

であります。

○荒井(広)委員

今度の郵政国営公社に向けての制度設計をやつていかなきゃならないということ

で、大臣から、ことしじゅうに骨格をまとめると、ということですが、あくまでも国営の新しい公社であります。そういう意味では、このようしたことを見ましても、非常に重要な国民の皆さんの、

そして從来からありました地方への還元、こういったことも極めて透明性高く、また必要に応じてできる。同時に、地方自治団体も財政が厳しい

中で非常に有効に國民の淨財を使える、こういうことでもありますので、どうぞ厳しく、そして有効に使っていただかよにお願いしたいと思います。

時間もなくなつてしまいまして、少しテンポを速めさせてお話をさせていただきたいと思いま

ますが、携帯電話。

実は、I-Tというものは、IはモードのI、携

帶電話とインターネット、I-TのTはテレビジョンとインターネットということで、日本が世界の国々の人にも恩恵を与えると言われている

のは、まさに携帯とテレビ、この「一つとインターネット」の時代である、こういうふうに言われています。

ところが、携帯電話の不通話地帯、不感地帯と

も言つてございますが、まだまだあるわ

けであります。

役場までは何とかなつてます。そして、皆様方に、國の方でも積極的に二分の一の補助をつくりつてくださいておりますが、今すぐに携帯電話が通じるということにならなければ十五年のe-Japanをつくつても、結局、今携帯からさまざまなものに入つていくという方が多いのです。

さらに言うならば、地方債の許可については、

地方財政審議会の議を経るとともに、財務省と協議を行うなど、総額の決定や貸し付けに当たつての多くのチェックが働く仕組みになつておるわけ

であります。

このように、郵貯・簡保資金の運用と地方債の

発行の両面からチェックを行つことによりまし

て、貸し付けに対する透明性は確保されるものと

認識をいたしております。

○荒井(広)委員

今度の郵政国営公社に向けての

制度設計をやつていかなきゃならない

ということ

で、大臣から、ことしじゅうに骨格をまとめると、

ということですが、あくまでも国営の新しい公社であります。そういう意味では、このようのことこ

とが見ましても、非常に重要な国民の皆さんの、

そして從来からありました地方への還元、こう

いったことも極めて透明性高く、また必要に応じ

てできる。同時に、地方自治団体も財政が厳しい

中で非常に有効に國民の淨財を使える、こういう

ことでもありますので、どうぞ厳しく、そして有効に使っていただかよにお願いしたいと思いま

す。

現在、「一分の一補助」ということで今度の予算を

出されていますけれども、直ちに全国に携帯電話

が使えるように一挙にやつてしまふべきではない

かと思いますが、御見解をお願いします。

○小坂副大臣

携帯電話の普及に当たりましては、

荒井委員御自身が力を尽くされましたし、また通

信部会等でも御指導いただいているところでござ

ります。

御指摘のとおりに、今や國民の一人に一台とい

う形で普及をいたしておりますし、通信の速度も

よいよ上がつてしまりますと、インターネット

のあらゆる機能が携帯のような端末を通じてでき

る口も近い、こう思うわけでございまして、この

普及が日本のI-Tの将来を決めていく、こうい

うふうにも言えると思つております。また、その意

味では世界に輸出していく日本の技術として、先

生のおっしゃるとおり期待のされるところでござ

ります。

平成十一年度までに二百九十八施設、鉄塔の整備をしてまいりました。移動通信用鉄塔施設整備事業、こういう形で支援をしてまいりまして、今回、御支援もいただきまして、二分の一の補助という形にかさ上げをして一層の推進を図つて、こう、通じない、いわゆる不感地域と呼ばれる地域を絶滅しようということで取り組んでまいるわけでございますが、なかなかいろいろな問題がござります。

その一つは、この不感地域というのをいろいろ、通じないことはすぐわかるわけですけれども、それじゃ一体そこにアンテナを立てる範囲がカバーできるのか、またその地権者等との交渉もありますし、いろいろな意味で、決めればすぐそこに鉄塔が建つというわけにもなかなかいけません。

そういう意味で、それでは今一〇〇%になるにはどのくらい必要なだ、こういう御質問かとも思いますが、目標が、市町村の役場及び支所、主要な観光地、産業団地、工業団地等のすべてがカバーされている市町村、この割合で見ますと、九五%にすることを目標に整備しておりますが、現在九三%、残りの二%を上げて九五%にするまでにあと二三百カ所程度の鉄塔整備が必要でございまして、約百十億円の投資が必要かと思つております。さらに、その残りの五%を上げて一〇〇%にしよう、こうしますと、さらに二百八十億円くらいの費用を要するものと……（荒井（広）委員「積み増しですか」と呼ぶ）はい、積み増しでございます。今までかかったと同じ費用で建てられるという形で計算しますと、そのようになります。

○荒井（広）委員 踏み込んでいただいてありがとうございます。百十億プラス二百八十億ということで解釈するのか、二百八十億と解釈するのかなんですが、例えば、テレビの不感地帯が、やつと大東島まで行つたというのは本当に昭和四十七年で、電話がついたのがやつと五年前、三年前といふのが大東島の実態なんです。

ところが、今までは、テレビだったなら映るだけでございました、これからは違います。電話は、端的に、インターネット、お互いにやりとりしながらやめなんですから、どこか通じないところがあるということは用をなさないということです。しかも、そこに莫大な生活の利便性やビジネスがあるのでから、これは大臣、もし緊急経済対策とかそういう段階が今後ことじゅうにあれば、一挙に三百八十億円積み増して、一挙にことじゅうでおやりになるつもりはございませんか。

○小坂副大臣 大臣の方の決意はこの後すぐに述べていただきましたとして、実際に百十億、二百八十億足して三百九十億のものを確保して、いきなり投入したらどうなるか。先ほど申し上げましたように、用地の確保とか、そのための調査とか、いろいろござりますので、やはりこれはある意味では段階的に進めなきやいけないところでござりますが、それがどのくらいのスピードでできるかどうかは大臣次第でござりますので、大臣にちょっと。

○荒井（広）委員 大臣のお話は最後に承るといつしまして、結局、やはりスピードの時代です。同時に、これは悪いことじゃないですね。ダイヤルQ2でいろいろな問題があるかもしれません。しかし、こういったものの格差は正をしていくといふ発想から、まさに総務省は、デジタルオボチュニティー、デバイド、格差から機会均等という発想になつていただきたいなというふうに思います。

それで大臣、最後にお願いしたいのですが、これは西田大臣のときから、そして片山大臣につながつて、ひいては、一般競争入札です。そうした大東島で、市で二百億円の公共事業があります。そのうち、地方自治法で全体の大体六七割は入札をやっておりますね。ほとんど一般競争入札が前提と

なつて、いる法律というのをわかりませんでした。それで、公共事業の入札及び適正化に関する法律というのを去年立てましたけれども、その立てた中で、ガイドラインができるということになつているわけなんです。改正要らないのです、一般競争入札ですから。

それで、横須賀はどういうことを言つているか。競争性が高まり定着した、いわゆる談合の懸念が小さくなつた、入札参加希望者にとって受注機会が増大した、発注情報の透明性が向上した、落札価格が低下した、これは一五%低くなつています、入札事務の情報化が進み、契約課の窓口事務が省力化したことなんですね。

課題もありますけれども、これだけITというのは、社会革命、政治や行政や業界との関係を今言われているときに、断ち切る効果があるのです。一般競争入札なんて一番いいのです。こういうのを総理と大臣がどんどん、これは政府がやつていいのですから、三党でやつて、これが政府がやつてそれをやはり国民に見せるということによつて、IT社会とは何なんだ、そして我が政権、政府が何をやろうとしているんだと、こんなわかりやすいものはないのです。談合懸念がなくなつた、一五%、ロードアーリミットぎりぎりで来ている。こういうことを大臣が堂々と、総理も言つて、いたく、こういうことが必要だと思うのです。

このインターネット入札、これはガイドラインでやつていくわけでござりますが、早急に全国、政府、取り入れるべきだと思いますが、先ほどの携帯電話の不通話地域に対する思い入れも含めます。このインターねつ入札、これはガイドライン概要について御説明申し上げます。

平成十三年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を推進する一方、景気対策への取り組み、IT革命の推進等十一世紀の発展基盤の構築など当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

以下、平成十三年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、自動車の環境負荷に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の創設等の所要の措置を講ずることとしております。

また、通常収支における地方財源不足見込み額については、これまでの交付税特別会計における借入方式を見直し、国と地方の折半という考え方でありますので、補正予算その他の、あるいはどういう地方財政措置でここまでやれるか、そういうことを含めて、私も、できるだけ委員の御要請にこたえる方向でしつかりと検討してまいりたい、こういうふうに思います。

それから、今の横須賀市の話ですね。電子政府、電子自治体というの、e-Japan計画の大綱、アクションプランの中に入れまして、ぜひ進めていきたい。私も、大変結構なことだ、こういふふうに思つております。

○荒井（広）委員 大変期待をいたしまして、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○御法川委員長 地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、平成十三年度地方財政計画について説明を聽取いたします。片山総務大臣。

○片山国務大臣 平成十三年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成十三年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を推進する一方、景気対策への取り組み、IT革命の推進等十一世紀の発展基盤の構築など当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

以下、平成十三年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、自動車の環境負荷に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の創設等の所要の措置を講ずることとしております。

は堅持しつつ、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については特別地方債の発行により対処するという考え方のもとに、地方財政の運営上支障が生じないよう補てん措置を講ずるとともに恒久的な減税に伴う影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引き上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

さらに、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに、平成十三年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十九兆三千七十一億円、前年度に比べ三千七百七十一億円、〇・四%の増となつております。以上が、平成十三年度の地方財政計画の概要であります。

よろしくお願ひいたします。

○御法川委員長 以上で説明は終わりました。

○御法川委員長 次に、先刻付託になりました内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方法等の一部を改正する法律案
地方法等の一部を改正する法律案
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○片山国務大臣 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び公害の防止に関する法律案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び適正化等を図るため、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設、一定の者に関する輸入軽油に係る軽油引取税の課税の時期の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例等の延長を行うこととしております。また、株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化を二年間延期することとしております。まことに、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、不動産の流動化の促進のため、特定目的会社、投資法人及び投資信託に係る不動産の取得に対する課税標準の特例措置の拡充、創設を行うとともに、商法改正による会社分割制度の創設に伴う一定の分割に係る不動産の取得に対する課税標準の特例措置を講ずることとしております。

その三は、自動車税についての改正であります。自動車税につきましては、排出ガス及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置の創設等の措置を講ずることとしております。

その四是、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、震災等の事由により住宅が滅失、損壊した場合に、被災年度の翌年度及び翌々年度に限り、その敷地であった土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の規定を適用すること等の措置を講ずることとしております。

その五は、軽油引取税についての改正であります。

軽油引取税につきましては、特約業者及び元売業者以外の者が輸入する軽油に係る軽油引取税の申告納付期限を当該軽油の輸入のときまでとすること等の措置を講ずることとしております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十三年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、平成十四年度及び平成十五年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の償還を平成十九年度以降に繰り延べるとともに、平成十四年度及び平成十五年度における一般会計から同特別会計への繰り入れに係る特例を設ける等の改正を行うこととしております。

また、平成十三年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定方法の簡明化を図るため、港湾費における漁港の管理に係る経費について、新たに測定単位を設けることとしております。

第二は、地方財政法の一部改正に関する事項であります。

地方分権推進計画等に基づき、国庫負担金及び国庫補助金の区分の明確化を図ることとしております。

また、平成十三年度から平成十五年度までの間に限り、地方団体は、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うに必要とされる財源に充てるため、地方債を起こすことができるものとする旨の特例を設けることとしております。

第三は、公営企業金融公庫法の一部改正に関する事項であります。

る事項であります。

財政投融资改革に対応していくとともに、資金調達手段の多様化、効率化を図るため、資産担保型の財投機関債の発行等について所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

一 分割の日前に納付し、又は納入する義務の成立した地方税（第七十四条の九及び第四百七十二条の規定により申告納付の方法によつて徴収される道府県たゞに税及び市

第四は首都圏、近畿圏及び中部圏の近代整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に関する事項であります。

都府県分の利子補給措置及び市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について、同法の適用期間を五年間延長することとしております。

第五は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に関する事項であります。

地方特例交付金等の算定の基礎となる法人事業税減収見込み額の算定方法等について所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申上げます。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限は、現在、平成十三年三月三十日とされておりますが、関係地域

の実情等にかんがみ、平成十三年度以降も引き続き公害防止対策事業の促進を図るために国の財政上の特別措置を継続する等の必要があると考えて

おりまます。このため、法律の有効期限を十年間延長し、平成二十三年三月三十一日までとすることをいたしております。

なお、廃棄物の処理施設の設置の事業に係る匡助割合については、平成十八年三月三十一日までに定められた公害防止計画に基づく事業にあっては二分の一とし、平成十八年四月一日以後に定められた公害防止計画に基づく事業にあっては二分の一以内で政令で定めることとしたしております。

以上が、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。
以上であります。

午後四時三十八分散會

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

八号) の一部を次のように改正する。

二)」を「連帯納税義務等(第十条一第十条の三)に改める。

「第三節 連帶納稅義務」を「第三節 連帶納稅義務等」に改める。

第一章第三節中第十条の二の次に次の二条を加える。

(法人の分割に係る連帯納税の責任)

年法律第三十四号) 第二条第十二号の十に規定する分社型分割を除く。以下本条において

業を承継した法人（第十四条の九第一項第七項）と同じ。）をした場合には、当該分割により當

号において「分割承継法人」という。は、当該分離をした法人の次に掲げる地方税（当該

地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び納期延滞金

分費を含む)について、連帯して納付し、又は納入する責めに任ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度と

二 分割の日前に納付し、又は納入する義務の成立した地方税（第七十四条の九及び第四百七十二条の規定により申告納付の方法によつて徵収される道府県たばこ税及び市町村たばこ税（次号において「申告納付によるたばこ税」という。）を除く。）

二 分割の日の属する月の前月末日までに納付する義務の成立した申告納付に係るたばこ税

2 第四条第三項の規定によつて課する普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）若しくは第五条第三項の規定によつて課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）又は第四条第六項若しくは第五条第七項の規定によつて課する目的税（以下「法定外目的税」という。）のうち前項の規定により難いものとして当該地方団体の条例で定めるものについては、同項第一号中「分割の日前」とあるのは、「分割の日前の日で条例で定める日まで」として、同項の規定を適用する。

第十一条の四第一項中「昭和四十年法律第三十四号」を削る。

第十一条の五第三号中「第一百三十二条」の下に「若しくは第百三十二条の二」を加える。

第十三条の三第四項中「第四条第三項の規定によつて課する普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）若しくは第五条第三項の規定によつて課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）又は第四条第六項若しくは第五条第七項の規定によつて課する目的税（以下「法定外目的税」という。）を「道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税」に改める。

第十四条の九第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 分割承継法人の当該分割をした法人から承継した財産（以下本号において「承継財産」という。）から徵収する分割承継法人

の固有の地方税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の第十条の三に規定する連帯して納付し、若しくは納入する責任（以下本号において「連帯納税責任」という。）に係る地方税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納税責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の地方税（分割のあつた日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る。）の分割のあつた日

年法律第三十四条号」の下に「第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子）に改め、「昭和四十八年法律第五十三号」の下に「第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる収益の分配又は同項第三号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を加え、「又は同項第四号に掲げる収益の分配」を「同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子」とみなされる金額に相当する部分に限る。」を加え、「又は同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。」を加え、「又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。」を加え、「利子の額」を「利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額」に改め、同号ト中「預金保険法」の下に「第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる収益の分配又は同項第三号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を加え、「農水産業協同組合貯金保険法」の下に「第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第二号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を加える。

条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約（イ又は第八項第三号に掲げるもの及び当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものと除く。）のうち、病院又は診療所に入院して第一号に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由に基づ因して保険金が支払われるもの。

三十四条第一項第五号の三中「損害保険係る契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。）又おいて締結した損害保険契約を除く。）又支出に関する共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約をい農業協同組合の締結した建物更生共済若しくは火災共済若しくは身体の傷害若しくは医療費を支払われる損害保険契約等又は「に基因して保険金若しくは」を「その他の政令で定める事由に基因して」に「もの（以号において「損害保険契約等」という。）」共済金が支払われる損害保険契約等又は「に基因して保険金若しくは」を「その他の政令で定める事由に基因して」に「もの（以号において「損害保険契約等」という。）」に改め、同条第十一号中「第八項」を「第九項」及び同条第十一号中「第八項」を「第九項」に、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第一項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ第七項の次に次の一項を加える。

第一項第五号の三に規定する損害保険契約とは、次に掲げる契約をいう。

保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生することのある損害をてん補するもの（第三号又は第一

項第五号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したもの(除く。)。

二 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約。

三 第二号に規定する損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した身体の傷害に因して保険金が支払われる保険契約(当該外国損害保険会社等又は当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したもの(除く。))。

第五十一条第二項中「同条同項」を「同項」に、「又は合併」を「合併による解散を除く。以下第五十三条第十七項及び第十九項を除き、本節において同じ。」に改める。

第五十二条第二項第二号中「解散した」を「解散をした」に改める。

第五十三条第一項中「第十項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項」に、「六箇月」を「六ヶ月」に、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同条第二項中「、第百四条第一項又は第一百六十六条第一項」を「又は第百四条第一項」に改め、同条第三項中「第七項又は第八項」を「第九項又は第十項」に改め、「還付を受けた法人税額」の下に「(以下本項から第五項までにおいて「控除対象法人税額」という。)」を加え、「控除する法人税額」を「控除対象法人税額」に改め、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二

十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第九項から第十一項まで及び第十五項（第十六項）」を「第十一項から第十三項まで及び第十七項（第十八項）」に、「第十五項」を「第十五項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十八項中「第九項から第十一項まで及び第十五項（第十六項）」を「第十一項から第十三項まで及び第十七項（第十八項）」に、「第十九項」を「第二十一項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「第十九項」を「第二十一項」に、「第十七項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十七項中「第十五項」とし、同条第十七項中「第十一項」を「第十五項」を「第十七項」に、「第十七項」に、「消滅した」を「解散をした」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十九項」を「第二十一項」に、「消滅した」を「解散をした」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第四項」を「第六項及び第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三百二十二条の八第五項」を「第三百二十二条の八第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同

条第三項の次に次の二項を加える。

⁴ 適格合併等(適格合併(法人税法第一条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本項において同じ。)又は合併類似適格分割型分割(同法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。次項において同じ。)をいう。以下本項において同じ。)が行わたった場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人)(合併によりそ

人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人を「分割法」の有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項及び次項において同じ。）又は分割法（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人を「被合併法人」（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人を「合併法人」とし、以下本項及び次項において同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度（以下本項において「前五年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が同法第八十一条（同法第二百四十五条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項、第十二項及び第十七項において同じ。）が同法第八十一条の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るもの）を含み、当該法人税額の計算の基礎となつたその超える損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第五十七条の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるに限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該前五年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済還付法人税額」（あるとき法人又は、当該適格合併等に係る合併法人等（合併法人又は分割承継法人（分割により分割法

から資産及び負債の移転を受けた法人をいいう。」をいう。以下本項において同じ。)の当該適格合併等の日の属する事業年度(以下本項において「合併等事業年度」という。)以後の事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度に係る控除未済額は、それぞれ当該控除未済額に係る当該合併法人等の事業年度(当該合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前五年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあっては、当該合併等事業年度の前事業年度)に係る控除対象法人税額とみなす。

5 合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度以後の事業年度における第三項の規定の適用については、当該事業年度前の事業年度に係る控除対象法人税額は、ないものとする。

第五十三条の二中「第七項」を「第九項」に改める。

第五十四条第一項中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第五十五条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第五項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第七項」に改める。

第五十六条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、「第五十三条第七項」に改める。

第五十七条第二項中「又は合併」を削る。

第六十二条第一項中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第六十三条第二項中「若しくは合併」を削る。

第六十四条第一項中「第四項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「十三条第七項」を「第五十三条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第一項中「第四項」を「第六項」に改める。

「第五十三条第十項」に改める。

第六十五条の二第一項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第二十一項」に改める。

第七十条の二第一項中「及び第四項」を「、次項及び第五項」に改め、同条第四項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定信託事務の引継ぎが」を「特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が」に改め、「受けた法人」の下に「又は当該特定信託に係る営業を承継した法人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人である特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割（以下本条において「特定信託分割」という。）をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承

「第五十三条第十項」に改める。

第六十五条の二第一項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第二十一項」に改める。

第七十条の二第一項中「及び第四項」を「次項及び第五項」に改め、同条第四項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定信託事務の引継ぎが」を「特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が」に改め、「受けた法人」の下に「又は当該特定信託に係る営業を承継した法人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法人である特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割（以下本条において「特定信託分割」という。）をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した法人は、当該特定信託分割をした法人に課されるべき、又は当該特定信託分割を受けた法人が納付すべき法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る地方団体の徴収金を納付する義務を承継する。

第七十一条の二第六第一項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第十三項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改める。

第七十二条の七第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項、第七十二条の十三第八項及び第七十二条の六十三第一項において

同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項及び第七十二条の六十三第二項において同じ。)及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七十二条の十三第六項中「」が解散し、又は法人が合併により消滅した」を「次項及び第八項において同じ。)が解散(合併による解散を除く。以下次項並びに第七十二条の二十三の三第一項及び第三項を除き、本節において同じ。)をした」に改め、「又は合併」を削り、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「一年前」の下に「の日」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 事業年度の中途において、法人が合併により解散をした場合においては、本節の適用について、その事業年度開始の日から合併の日の前までの期間を一事業年度とみなす。

8 事業年度の中途において、法人が当該法人を分割法人とする分割で分社型分割(法人税法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。)以外の分割を行つた場合には、本節の適用については、その事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第七十二条の十三に次の二項を加える。

16 第十二項に規定する政令で定める場合に該当する場合における計算期間の月数への換算その他計算期間に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の十四第一項中「同条第一項」の下に「及び第八項」を加え、同条第三項中「次

の各号に掲げる清算所得の区分に応じ、当該各号に掲げる「法人が解散した場合におけるその残余財産の価額からその解散の時における資本の金額又は出資金額、法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額及び同法第九十三条第二項に規定する利益積立金額等の合計額を控除した」に、「特別の定め」を「特別の定め」に、「外」を「ほか」に改め、各号を削り、同条第四項中「前項第一号」を「前項」に改める。

第七十二条の二十二第五項及び第七十二条の二十三中「解散」又は「合併により消滅した」を「解散をした」に、「解散又は合併」を「解散」に改める。

第七十二条の二十三の二中「合併の日」の下に「の前日」を加える。

第七十二条の二十三の三第一項中「行なう」を「行う」に、「をこえ」を「を超えて」に、「こえる」を「超える」に、「消滅した」を「解散をした」に改め、「合併法人」の下に「(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本節において同じ。)」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「消滅した」を「解散をした」に改める。

第七十二条の二十六第二項各号列記以外の部分中「合併に因り存続した」を「適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本項及び次項において同じ。)により存続した」に、「こえ」を「超えて」に、「合併が」を「適格合併が」に、「その合併に因り消滅した」法人の合併と同時に終了した事業年度の直前の事業年度の事業税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した、又は納付すべきことが確定した税額(以下「被合併法人の確定事業税額」という。)を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改め、後段を削り、同項第一号中「合併が」を「適格合併が」に、「合併の」を「適格

合併の」に改め、「被合併法人の確定事業税額の下に「(被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係る事業税額をいう。次号及び次項において同じ。)」を加え、同項第二号中「合併が」を「適格合併が」に、「合併後」を「適格合併後」に改め、同条第三項中「合併に」を「適格合併に」に、「こえる」を「超えてる」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「解散して」を「解散をして」に、「資本金額等」を「資本の金額又は出資金額、法人税法第一条第十七条号に規定する資本積立金額及び同条第十八条号に規定する利益積立金額等の合計額」に、「法人税法第二条第十八条号」を「同号」に、「同」を「資本金額等」というに改める。

第七十二条の三十一を次のよう改める。

第七十二条の三十二 削除

第七十二条の三十三第一項中「前条」を「第七十二条の三十一」に改め、同条第二項中「前条」を「第七十二条の三十一」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「前条」を「第七十二条の三十一」に改める。

第七十二条の三十四中「第七十二条の三十一第一項及び第七十二条の三十二第二項」を「及び第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十二第二項」を「又は第七十二条の三十一第一項」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十二」を「第七十二条の三十一」に改め、同条第四項第一号中「解散した」を「解散をして」に改め、「又は被合併法人」及び「又は合併の三十一第一項又は第七十二条の三十二第一項」を「又は第七十二条の三十一第一項」に改める。

第七十二条の六十三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 分割があつた場合の前項の規定の適用については、分割法人(分割をした法人をいう。以下本項において同じ。)は前項第二号に規定する課税資産の譲渡等をする義務があると認められる者とみなす、分割承継法人(分割により分割法人の営業を承継した法人をいう。)は同号に規定する課税資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者とみなす。

第七十三条の四第一項第九号中「(以下本号において「公団法」という。)を削り、「同条第一項第十一号に規定する業務の用に供する家屋

行為又は計算の否認等)に改め、同条に次の二項を加える。

4 道府県知事は、第七十二条の四十一の規定によつて課税標準額又は事業税額の更正又は決定をする場合において、合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二条号の六に規定する事後設立(以下本項において「合併等」という。)によりその有する資産の移転を行い、若しくはこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人(以下本項において「移転法人」という。)、当該合併等により当該資産の移転を受け、若しくはこれと併せて当該負債の移転を受けた法人(以下本項において「取得法人」という。)又は移転法人若しくは取得法人の株主等(株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出资者をいう。以下本項において同じ。)である法人の行為又は計算でこれを認めた場合においては事業税の負担を不当地減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの法人の行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところによつて、当該移転法人、当該取得法人又は当該移転法人若しくは取得法人の株主等である法人の課税標準額又は事業税額を計算することができる。

第七十二条の八十四第二項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「法人」の下に「又は当該特定信託に係る営業を承継した法人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 信託業を行う法人である特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割(以下本項において「特定信託分割」という。)をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した法人は、当該特定信託分割をした法人に課されるべき、又は当該特定信託分割をした法人が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する事業税に係る地方税の徴収金を納付する義務を承継する。

第七十二条の八十四第二項を「第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十二第一項」を「又は第七十二条の三十一第一項」に改める。

第七十二条の三十二第一項又は第七十二条の三十一第一項を「第七十二条の三十一第一項」に改め、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第七十二条の六十三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 分割があつた場合の前項の規定の適用については、分割法人(分割をした法人をいう。以下本項において同じ。)は前項第二号に規定する課税資産の譲渡等をする義務があると認められる者とみなす、分割承継法人(分割により分割法人の営業を承継した法人をいう。)は同号に規定する課税資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者とみなす。

第七十三条の四第一項第九号中「(以下本号において「公団法」という。)を削り、「同条第一項第十一号に規定する業務の用に供する家屋

で都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第六号に規定する教養施設に該当するもののうち政令で定めるもの、公団法第二十八条第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項第九号の三を削り、同項第十二号中「若しくは第八号又は炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第一百九十九号）第二十三条第一項第二号」を「又は第八号」に改め、同項第十四号中「第三十九条第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号又は」に改め、「又は石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）第十二条第一項第四号ハ若しくはホ」を削り、同項第十六号中「から第六号まで」及び「同項第三号に規定する業務にあつては、」を削る。

第七十三条の六第三項中「第十七条第二項及び」を「第十七条第二項」に改め、「第七条第二項」の下に「及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十三条第二項」を加える。

第七十三条の七中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「又は法人の」を「又は」に、「因る」を「よる」に改め、同条第二号の二を同条第二号の四とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 法人が新たに法人を設立するためには現物出資（現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合（政令で定める場合に限る。）における不動産の取得

二の三 共有物の分割による不動産の取得（当該不動産の取得者の分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分の取得を除く。）

第十七条第一項第一号を加える。

十八 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行が同法第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる

決定を受けて行う同法第二条第十二項に規定する被管理金融機関からの同条第十三項に規定する営業の譲受け等による不動産（同法第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の取得

第七十三条の八第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第三号に規定する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七十四条の八第一項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第三号に規定する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七十四条第一項各号を次のように改め

二 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）	イ 営業用	一 総排気量が一リットル以下のもの	年額 七千五百円
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	総排気量が一リットルを超える、一・五リットル以下のもの	年額 八千五百円	年額 九千五百円
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	総排気量が一・五リットルを超える、二リットル以下のもの	年額 一万三千八百円	年額 一万五千七百円
(3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3)	総排気量が二リットルを超える、二・五リットル以下のもの	年額 一万七千九百円	年額 二万五百円
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	総排気量が二・五リットルを超える、三・五リットル以下のもの	年額 二万三千六百円	年額 二万七千二百円
(5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)	総排気量が三リットルを超える、四・五リットル以下のもの	年額 四万五千円	年額 四万七千円
(6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6)	総排気量が四・五リットルを超える、六リットル以下のもの	年額 五万八千円	年額 六万六千五百円
(7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	総排気量が六リットルを超えるもの	年額 七万六千五百円	年額 八万八千円
(8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8)	トランク（三輪の小型自動車であるものを除く。）	年額 六千五百円	年額 十一万円
(9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9)	イ 営業用	総排気量が四リットルを超える、四・五リットル以下のもの	年額 七万六千五百円
(10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10)	総排気量が四・五リットルを超える、六リットル以下のもの	年額 八万八千円	年額 十一万円

ハ けん引自動車		口 自家用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）		(9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2)	
(1) 営業用	(1) 営業用	最大積載量が一トン以下のもの	年額 八千円	最大積載量が二トンを超えるもの	年額 一万二千円
(2) 自家用	(2) 自家用	最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの	年額 一万千五百円	最大積載量が三トンを超えるもの	年額 一万五千円
(i) 小型自動車であるもの	(i) 小型自動車であるもの	最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの	年額 一万六千円	最大積載量が四トンを超えるもの	年額 一万八千五百円
(ii) 普通自動車であるもの	(ii) 普通自動車であるもの	最大積載量が三トンを超えるもの	年額 二万五百円	最大積載量が五トンを超えるもの	年額 二万九千五百円
被けん引自動車	被けん引自動車	最大積載量が四トンを超え、六トン以下のもの	年額 二万九千五百円	最大積載量が六トンを超えるもの	年額 二万九千五百円
小型自動車であるもの	小型自動車であるもの	最大積載量が五トンを超えるもの	年額 三万円	最大積載量が七トンを超えるもの	年額 二万九千五百円
普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	最大積載量が六トン以下のもの	年額 三万五千円	最大積載量が八トンを超えるもの	年額 三万五千円
普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	最大積載量が七トンを超えるもの	年額 四万五百円	最大積載量が八トンを超える部分一千七百円を加算した額	年額 四万五百円
年額 三千九百円	年額 七千五百円	最大積載量が八トンを超える部分一千七百円を加算した額	年額 四万五百円	最大積載量が八トンを超える部分一千七百円を加算した額	年額 四万五百円
年額 七千五百円	年額 一万二千円	までごとに六千三百円を加算した額	年額 三万五千円	までごとに六千三百円を加算した額	年額 三万五千円
年額 七千五百円に最大	年額 一万五千円	までごとに六千三百円を加算した額	年額 三万五千円	までごとに六千三百円を加算した額	年額 三万五千円

年額	五千三百円	積載量が八トン超える部分一ト
年額	一万二千円	までごとに三千一百円を加算した額
年額	一万三百円に最	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	一万四千五百円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	一万七千五百円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	二万円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	二万三千五百円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	三万二千円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	三万六千五百円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	四万千円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	四万九千円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	五万七千円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	五万七千円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	六万四千円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	六万五千五百円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	七万四千円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額
年額	八万三千円	までの積載量が八トンを超える部分一トまでごとに五千円を加算した額

われる保険契約（当該外国損害保険会社等又は当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したもの除く。）第三百十四条の六第二項中「又は合併」を削る。

第三百二十二条の八第一項中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十三項」に、「六箇月」を「六月」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第二項中「第一百四条第一項」を「又は第二百四条第一項」に、「解散又は合併」を「解散」に、「それ」を「当該解散した法人又は合併により消滅した」を「当該解散をした」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第三項中「第七項又は第八項」を「第九項又は第十項」に改め、「還付を受けた法人税額」の下に「（以下本項から第五項までにおいて「控除対象法人税額」という。）」を加え、「控除する法人税額」を「控除対象法人税額」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第五項までにおいて同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第九項」から第十一項（第十二項）を「第十一項から第十三項（第十四項）に、「第九項の」を「第十項の」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十一項の」を「第十三項の」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項（第十二項）を「第十一項から第十三項（第十四項）に、「第九項の」を「第十項の」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十一項の」を「第十三項の」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項（第十四項）に、「消滅した」を「解散をした」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五十三条第九項」を「第五十一条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四項及び第八項」を「第六項及び第十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、「次の各号のいずれか」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第六項」に、「次の各号の」を「第六項」に改め、「第六項及び第十項」に改め、同項を同条第三項とし、「第六項及び第十項」に改め、「第六項」に、「第六項」を削る。

八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次項を加える。
4 適格合併等（適格合併（法人税法第二条第二号の八に規定する適格合併をいう。以下本項において同じ。）又は合併類似適格分割型分割（同法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。次項において同じ。）を行われた場合において、当該適格合併等による被合併法人等（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）又は分割法人税額に係る前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前五年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該被合併法人等が同法第八十一条（同法第四十五条において同様）の規定によつて還付を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）をいう。以下本項において同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度（以下本項において「前五年内事業年度」という。）において損金の額が合併法人等が同法第八十一条（同法第四十五条において同様）の規定によつて準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項、第十二項及び第十三項において同じ。）が同法第八十一条の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属于する事業年度に係るもの）を認められるものである。

5 合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度以後の事業年度における第三項の規定の適用については、当該事業年度前の事業年度に係る控除対象法人税額は、ないものとする。
九項に改める。
第三百二十二条の九第一項中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。
第三百二十二条の八の二中「第七項」を「第十九項」に改める。
第三百二十二条の九第一項中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第三百二十二条の十一第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第五項中「第三百二十二条の八第五項」を「第三百二十二条の八第七項」に改める。
第三百二十二条の十一第二項中「第四項」を「第六項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第六項」に改める。
第三百二十二条の十三第二項中「又は合併」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、「第六項」に、「第六項」を削る。
第三百二十二条の十三第二項中「第四項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「第六項」に、「第六項」を削る。
第三百二十二条の十三第二項中「又は合併」の三を次のように改める。
二の二及び二の三 削除
第三百四十八条第二項第二号の七中「建設された立体交差化施設で政令で定めるもの」の下に、「公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設」を加え、同項第十九号中「若しくは第八号又は炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第

4 有に係る家屋（以下本項及び第六項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で被災年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けたもの（震災等の発生した日以後に分割された土地を除く。以下本項及び次項において「被災共用土地」という。）に対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納稅義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納稅義務者であるものとする。以下本項において「被災共用土地納稅義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地が第三百四十九条の三の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地に係る持分の割合（当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合においては、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは、「特定仮換地等に対応する前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地に係る納稅義務者」とあるのは、「特定仮換地等納稅義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは、「特定仮換地等に対応する前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは、「第三百四十九条の三の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第一項」とする。

第三百五十二条の二に次の二項を加える。

6 被災区分所有家屋の敷地の用に供されてい
た土地で被災年度分の固定資産税について前
項の規定の適用を受けたもの（震災等の発生
した日以後に分割された土地を除く。以下本
項及び次項において「特定被災共用土地」と
いう。）に対して課する当該被災年度の翌年
度分又は翌々年度分の固定資産税について
は、当該特定被災共用土地に係る納稅義務者
(当該特定被災共用土地に係る被災区分所有
家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有
していたものがあつた場合においては、これ
らの二以上の者を当該特定被災共用土地に係
る一の納稅義務者であるものとする。以下本
項において「特定被災共用土地納稅義務者」
という。)全員の合意により第三項の規定に
よりあん分する場合に用いられる割合に準じ
て定めた割合によって当該特定被災共用土地
に係る固定資産税額をあん分することを、当
該市町村の条例の定めるところにより、市町
村長に申し出た場合において、市町村長が同
項の規定によるあん分の方法を參照し、当該
割合によりあん分することが適當であると認
めたときは、当該特定被災共用土地に係る各
特定被災共用土地納稅義務者は、第十条の二

第一項の規定にかかるわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合によつてあん分した額を、当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

7 特定仮換地等に対応する從前の土地が特定被災共用土地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災共用土地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等の納稅義務者」とする。

第三百五十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項及び第三百九十六条第二項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項及び第三百九十六条第二項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割承継法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第三百八十四条の次に次の一条を加える。

第三百八十四条の二 市町村長は、被災住宅用地の所有者等が第三百四十九条の三の三第一項の規定の適用を受けようとする場合、被災住宅用地の共有者等が同条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けようとする場合、特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等が同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けようとする場合又は特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者若しくは共有者である被災住宅用地の共有者等が同条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができることとする。

第三百八十五条第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

第三百九十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第四百七十条第六項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）とす

の分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第三号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第三号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとす。

第四百七十一條第一項第二号中「同条第一項」を「同条第三項」に改める。

第五百一十五条规定第四项同本条第五项，同本条第三项同本条第四项，同本条第二项中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三项とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号に掲げる者を分割承継法人（分割による有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第五百八十六条第一項第一号ハを削り、二ハとし、ホを削り、ヘをニとし、トをホとし、
項第一号の九を次のように改める。

第五百八十六条第二項第一号の十三を次のよ
に改める。

高度化等のための措置のうち政令で定めるものに係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの及び同法」を削り、同項第十五号中「又は第二項」「(同条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて

第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
第六百九十九条の四第二項第二号中「又は法人の」を「又は」に改め、同号の次に次の二号を加える。

の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入に改め、同項第五号中「又は輸入」を削り、同項に次の一号を加える。

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

第七百条の六の二第一項第一号中「石油業法（昭和三十七年法律第二百一十八号）第四条の規定による許可を受けた者」を「軽油の製造量を

の他の事項について総務省令で定める基準に該当する者」に改める。

第七百条の八第五項中「第二項」を「第三項」と改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

受けた法人をいう。以下本項において同じ。)及び前項第一号から第三号までに掲げる者を

分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第四号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七百条の九第一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七百条の十四第一項に次の一号を加える。

七 第七百条の四第一項第六号に掲げる者に
あつては、当該軽油の輸入の時までに、当

該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当

該納税者の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

同条第十八項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）」の施行の日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「都市計画法第十二条第一項第一号に掲げる駐車場として都市計画に定められ、かつ、市中心街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第六条第一項に規定する基本計画に定められた特定自転車駐車場（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令で定める特殊の装置を用いて設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものをいう。以下本項において同じ。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「要件を満たす特定自転車駐車場」の下に「（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令に規定する國の機關と共同して研究を行う民法」に、「研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第十二条第一項」を「同項」に、「同項に規定する國の機關と共同して行う」を

「当該」に改め、「家屋で政令で定めるもの」の下に「又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが当該特定独立行政法人が所有する土地（その使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に当該研究に必要な施設の用に供する家屋で政令で定めるもの」を加え、「平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条二十四項中「平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間」に、「六分の一」を「十分の一」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項から第二十七項までを「一項ずつ繰り上げ、同条に次の五項を加える。

27 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する信託会社等が、同法第一条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第二十五条第一項又は第十九条の四第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下本項及び次項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

28 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人（同法第八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定

する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対しても課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

29 林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項に規定する林業經營改善計画について同項の認定を受けた者が、同法第十条の都道府県知事のあつせんによつて土地を取得した場合における当該土地の取得に対しても課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十五年三月三十一日までに行われたとき限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

30 農業協同組合連合会「農業協同組合法第十三条第一項第三号に規定する事業を行うものに限る。」が、農業協同組合から同法第五十条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第一項の規定による信用事業（同法第十二条第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲渡により不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対する課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

31 農林中央金庫が、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する特定農業協同組合（第一号において「特定農業協同組合」という。）又は同条第三項に規定する信用農業協同組合連合会（以下本項において「信用農業協同組合連合会」という。）から同法第二十七条において準用する同法第十五条第一項の規定に

よる主務大臣の認可を受けて行う同法第二条第五項に規定する事業譲渡（同項第一号に掲げるものに限る。以下本項において「事業譲渡」という。）により不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対て課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 農林中央金庫が特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会から事業譲渡（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第四項に規定する信用事業（次号において「信用事業」という。）の全部を譲渡するものに限る。）により不動産を取得した場合 当該不動産の価格の四分の一に相当する額

二 農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡（信用事業の一部を譲渡するものに限る。）により不動産を取得した場合 当該不動産の価格の二分の一に相当する額

附則第十一条の二第一項及び第十二条の三第一項中「平成十三年六月三十日」を「平成十六年六月三十日」に改める。

附則第十二条の四第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の五第三項中「同条第十二条に規定する道路一体建物に係る道路法第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合」を削り、同項の表附則第十二条第十二項の項を削る。

附則第十三条の六中「第五項若しくは第十項」を「若しくは第五項」に改める。

附則第十三条の七中「平成十三年三月三十一日

附則第十二条第一項中「同条第七項まで」の下に「第九項」を加え、「及び第十五項」を「第十五項及び第十九項」に改め、同条第二項中「第十七項から第二十項まで、第二十一項第二号、第二十四項及び第二十五項」を「第二一項、第二十六項、第十七項第二十一項から第二十四項まで、第二十五項第二号、第二十八項及び第二十九項」に改め、同条第三項中「又は第十二項」を「第十二項、第十五項第二号又は第十七項」に、「同条第十九項若しくは第二十項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に改める。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

(自動車税の税率の特例)

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で、総務省令で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で、総務省令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で、総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で、総務省令で定めるものを内燃機関の燃料とし

三百四千五百円	三万七千九百円	三百四十七条第一項第一号口
四万九千五百円	三万一千四百円	三百四十七条第一項第一号
二万九千五百円	二万九千五百円	三百四十七条第一項第一号
四万七百円	二万七千二百円	三百四十七条第一項第一号
二万九千五百円	二万九千五百円	三百四十七条第一項第一号
三万四千五百円	三万四千五百円	三百四十七条第一項第一号

三万九千五百円	四万三千四百円	三百四十七条第一項第一号八(1)
四万五千円	四万九千五百円	三百四十七条第一項第一号八(2)
五万八千円	六万三千八百円	三百四十七条第一項第一号八(3)
六万六千五百円	七万三千百円	三百四十七条第一項第一号八(4)
七万六千五百円	八万四千百円	三百四十七条第一項第一号八(5)
八万八千円	九万六千八百円	三百四十七条第一項第一号八(6)
十一万千円	十二万三千百円	三百四十七条第一項第一号八(7)
六千五百円	七千百円	三百四十七条第一項第一号八(8)
九千円	九千九百円	三百四十七条第一項第一号八(9)
一万二千円	一万三千二百円	三百四十七条第一項第一号八(10)
一万五千円	一万六千五百円	三百四十七条第一項第一号八(11)
一万八千五百円	二万三千円	三百四十七条第一項第一号八(12)
二万二千円	二万四千二百円	三百四十七条第一項第一号八(13)
二万五千五百円	二万八千円	三百四十七条第一項第一号八(14)
二万九千五百円	三万二千四百円	三百四十七条第一項第一号八(15)
四千七百円	五千百円	三百四十七条第一項第一号八(16)
八千円	八千八百円	三百四十七条第一項第一号八(17)
一万五千五百円	一万二千六百円	三百四十七条第一項第一号八(18)
一万六千円	一万七千六百円	三百四十七条第一項第一号八(19)
二万五千五百円	二万二千五百円	三百四十七条第一項第一号八(20)
二万五千円	二万八千円	三百四十七条第一項第一号八(21)
三万円	三万三千円	三百四十七条第一項第一号八(22)
三万五千円	三万八千五百円	三百四十七条第一項第一号八(23)
四万五百円	四万四千五百円	三百四十七条第一項第一号八(24)
六千三百円	六千九百円	三百四十七条第一項第一号八(25)
七千五百円	八千二百円	三百四十七条第一項第一号八(26)
一万五千五百円	一万六千六百円	三百四十七条第一項第一号八(27)
一万五百円	一万一千二百円	三百四十七条第一項第一号八(28)
二万六百円	二万二千六百円	三百四十七条第一項第一号八(29)

第一百四十七条第一項第三号イ(2)

二万六千五百円	二万九千百円
三万二千円	三万五千二百円
三万八千円	四万一千八百円
四万四千円	四万八千四百円
五万五百円	五万五千五百円
五万七千円	六万二千七百円
六万四千円	七万四百円
三万三千円	三万六千三百円
四万九千円	四万五千百円
五万七千円	五万三千九百円
六万五千五百円	六万二千七百円
七万四千円	八万九百円
八万三千円	九万千三百円
四千五百円	四千九百円
六千円	六千六百円
三千七百円	四千百円
四千七百円	五千二百円
六千三百円	六千九百円
五千二百円	五千七百円
六千三百円	六千九百円
八千円	八千八百円

第一百四十七条第一項第三号ロ

三万三千円	三万六千三百円
四万九千円	四万五千百円
五万七千円	五万三千九百円
六万五千五百円	六万二千七百円
七万四千円	八万九百円
八万三千円	九万千三百円
四千五百円	四千九百円
六千円	六千六百円
三千七百円	四千百円
四千七百円	五千二百円
六千三百円	六千九百円
五千二百円	五千七百円
六千三百円	六千九百円
八千円	八千八百円

2 前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用

については、同条第三項中「前二項」とあるのは「前一項(附則第十二条の三第一項又は第二項)」とする。

3 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十一条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る政令で定める基準に適合するもの(第五項及び第七項において「低燃費車」という)のうち、窒素酸化物の排出量が総務省令で定

めの許容限度(第五項及び第七項並びに附則第三十二条第六項において「窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えない

自動車で総務省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第一百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に

それぞれ読み替えるものとする。
では平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に

第一百四十七条第一項第一号イ

七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千円
二万七千二百円	一万四千円
四万七百円	二万五百円
二万九千五百円	一万五千円
三万四千五百円	一万七千五百円
三万九千五百円	二万円
五万円	二万五千五百円
五万八千円	二万九千円
六万六千五百円	三万三千五百円
七万六千五百円	三万八千五百円
八万八千円	四万四千円
十一万円	五万五千五百円
六千五百円	三千五百円
九千円	四千五百円
一万二千円	六千円

第一百四十七条第一項第一号ロ

七千五百円	四千円
八千五百円	五千円
九千五百円	六千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千円
二万七千二百円	一万四千円
四万七百円	二万五百円
二万九千五百円	一万五千円
三万四千五百円	一万七千五百円
三万九千五百円	二万円
五万円	二万五千五百円
五万八千円	二万九千円
六万六千五百円	三万三千五百円
七万六千五百円	三万八千五百円
八万八千円	四万四千円
十一万円	五万五千五百円
六千五百円	三千五百円
九千円	四千五百円
一万二千円	六千円

第一百四十七条第一項第一号イ

七千五百円	四千円
八千五百円	五千円
九千五百円	六千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千円
二万七千二百円	一万四千円
四万七百円	二万五百円
二万九千五百円	一万五千円
三万四千五百円	一万七千五百円
三万九千五百円	二万円
五万円	二万五千五百円
五万八千円	二万九千円
六万六千五百円	三万三千五百円
七万六千五百円	三万八千五百円
八万八千円	四万四千円
十一万円	五万五千五百円
六千五百円	三千五百円
九千円	四千五百円
一万二千円	六千円

第一百四十七条第一項第一号ロ

七千五百円	四千円
八千五百円	五千円
九千五百円	六千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千円
二万七千二百円	一万四千円
四万七百円	二万五百円
二万九千五百円	一万五千円
三万四千五百円	一万七千五百円
三万九千五百円	二万円
五万円	二万五千五百円
五万八千円	二万九千円
六万六千五百円	三万三千五百円
七万六千五百円	三万八千五百円
八万八千円	四万四千円
十一万円	五万五千五百円
六千五百円	三千五百円
九千円	四千五百円
一万二千円	六千円

2 前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「前二項」とあるのは「前一項(附則第十二条の三第一項又は第二項)」とする。

3 前二項(附則第十二条の三第一項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項(附則第十二条の三第一項)」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(附則第十二条の三第一項)」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(附則第十二条の三第一項)」である。

			第三百四十七條第一項第四号
		三千五百円	三千五百円
	六千円	六千円	三千五百円
	三千七百円	三千七百円	二千八百円
	四千七百円	四千七百円	三千五百円
	六千三百円	六千三百円	五千円
五百四十七條第一項第二号	五千二百円	五千円	五千円
八千円	六千三百円	五千円	六千円

6 前項の規定の適用がある場合における第一百四十二条第一項、第二項、第三項の適用

前項の規定の適用する場合にあっては、第四十七条第三項から第五項までの規定の適用

7 については、第二項の規定を準用する。
8 氏然費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒

素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない

自動車（第三項又は第五項の規定の適用を受

のに対する第百四十七條第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十

三年四月一日から平成十四年三月三十日ま

卷之三

第一百四十七条第一項第一号イ

100

104

100

104

104

1000

11

1000

1000

第一百四十七条第一項第一号口

THE JOURNAL OF CLIMATE

—

卷之三

四十七条第三項から第五項までの規定の適用 8
前項の規定の適用がある場合における第百

については、第二項の規定を準用する。

「附則第十五条第四項及び第十一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第十二項を次のよう改める。
12 都市緑地保全法第二十条の五の規定する認定計画に従つて整備された緑化施設で総務省令で定めるもののうち、都市緑地保全法の一部を改正する法律(平成十三年法律第号)の施行の日から平成十五年三月三十日までの間に新設されたものに對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第十四項中「当該機械その他の設備につき平成十一年四月一日から平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」に改め、「に限る。」を削り、「総務省令で定めるものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七」を「地熱の有効利用の促進に資するもので総務省令で定めるものにあつては当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七、太陽熱の有効利用の促進に資するもので総務省令で定めるものにあつては当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の九分の九」に改め、同条第十七項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「民法」を「研究交流促進法第十二条第二項」を「同項」に、「同項に規定する国の機関と共同して研究を行う民法」に、「当該」に改め、「償却資産で政令で定めるもの」

通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（独立行政法人の下に「又は特定独立行政法人（独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが当該特定独立行政法人が所有する土地（その使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日四月一日から平成十三年三月三十一日まで」をまでの間に新たに取得した当該研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの」を加え、同条第二十七項中「平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が」「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」の間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が「（電気通信基盤充実号に規定する電気通信事業者が）に臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十五号）による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第一条第二項に規定する施設整備事業を含む。）により平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項各号」を「により新設した同条第一項各号」に改め、「限る。」の下に「又は有線放送電話に関する法律第五条第一項に規定する有線放送電話業務の用に供するものに限る。」を加え、「十業により新設した同条第一項各号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの（有線放送電話に法第二条第一項に規定する高度通信施設整備事業により新設した同条第一項各号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの（有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供するものに限る。」を加え、「十

改め、「平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に」及び「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十二号）」の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に」を削り、「三分の二」を「四分の三」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第三十一項中「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「四分の三（当該施設のうち総務省令で定めるものにあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七）」に改め、同条第三十二項中「平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三十七項を次のように改める。

37 鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものを受けて行う既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事で当該駅又は停留場の周辺の地域の都市機能の増進に資するものとして政令で定めるものにより平成十三年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（以下本項において「停車場建物等」という。）のうち、同法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者に貸し付けられ、かつ、鉄道事業又は軌道事業の用に供されるものに対して課する固定資産税

の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該停車場建物等に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条第三十九項、第四十項及び第四十五項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項中「第五項又は第六項」を「又は第五項から第七項まで」に改め、同条第三項中「及び第六項」を「第六項及び第七項」とし、第二項中「地上階数をいう。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第五項又は第六項」を「又は第五項から第七項まで」に改め、同条第三項中「及び第六項」を「第六項及び第七項」とし、第二項中「地上階数をいう。次項」の下に「(主)要構造部を耐火構造としたもので地上階数三以上を有するものに限る。」で政令で定めるものを、「第三項」の下に「又は前項」を加え、同条に次の二項を加える。

7 第二項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二号)の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅で政令で定めるもの(第二項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第二項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」と読み替えるものとする。

附則第二十九条の六第一項の表の第一号中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同表の第二号中「平成十年十二月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改め、

区域の下に「平成六年四月一日から平成十年十二月三十一日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、又は当該期間内に土地区画整理事業等に係る認可等がされたものに限り、」を加え、「三分の一」を「六分の一」に改め、同表の第三号中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に、「六分の一」を「十分の一」に改める。

附則第三十一条の二第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項から第四項までの規定の」を「第一項から第三項までの規定の」に、「附則第三十二条の二第一項から第四項まで」を「附則第三十二条の二第一項から第三項まで」に、「附則第三十二条の二第一項から第三項まで」に、「附則第三十二条の二第六項」を「附則第三十二条の二第五项」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第三十二条の二第一項中「附則第六項若しくは第八項から第十項まで又は第十二条第十九項若しくは第二十七項」を「附則第十条第五項若しくは第七項から第十一項まで又は第十二条第十七項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項若しくは第三十一項第一号若しくは第二号」に改める。

附則第三十二条の三第五項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成十一年度から平成十四年度まで」を「平成十四年度から平成十六年度まで」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項中「三分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

附則第三十一条の三中第九項を第十項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に基づき同法第三十四条第二項第一号に規定する者が同法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設の用に供する土地の取得又は同号に規定する特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地の取得で平成十五年三月三十一日までにされたものに對して課する特別土地保有税については、第五百九十六条第二号（第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の一に相当する額」とする。

附則第三十一条の三の二第一項中「平成十一年四月一日」を「平成十三年四月一日」に、「次項において同じ」を「次項並びに次条第一項において同じ」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「住宅地等予定地」を「非課税土地等予定地」に、「大規模な宅地の造成でその」を「工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の」に、「第五百八十六条第二項第十八号若しくは第十九号に掲げる土地」を「第五百八十六条第二項各号に掲げる土地（同項第八号及び第二十三号から第二十五号の二までに掲げる土地、同項第十八号に掲げる土地のうち第三百四十八条第二項第一号又は第七号から第八号までに掲げる土地に該当するもの、第五百八十六条第二項第十九号に掲げる土地のうちその取扱いが第七十三条の五第一項の規定の適用がある場合に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第三十号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。）に、「住宅用地」を「非課税土地」に改め、「限る。」の下に「第三項及び」を加え、同条第三項中「徴収の猶予の取消し」を「土地に」に改め、「徴収金」の下に

「既に徵収したものを除く。」を加え、同条第四項中「住宅用地」を「非課税土地」に、「同条第三項の規定により徵収の猶予を取り消した当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徵収金」を「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徵収金（既に徵収したもの）を除く。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

もの、第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の第五項の規定の適用がある取得に該当するもの及びに第五百八十六条第二項第三十号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。以下本項において「非課税土地」という。)として使用し、若しくは使用せることを予定であること又は当該土地について第六百二条第一項各号に掲げる者のうち当該

徵収したもの(を除く。)の徵収を猶予するものとする。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

「とができないこと」と、同条第七項中「第一項の規定の適用があることとなつた」とあるのは、「附則第三十一条の三の三第一項の規定により同項の土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徵収金額(同項に規定する免除期間に係るものに限る。以下本項において同じ。)に係る納稅義務を免除した」と読み替えるものとする。

第三十一条の三の三 市町村は、平成十三年四月一日において、第六百一一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）、第六百二条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第二項において準用する第六百一一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）又は第六百三十三条の二第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第三項において準用する第六百二条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）が定められている土地の所有者等が、同日から平成十五年三月三十一日までの期間（当該期間内に免除期間各号に定める土地の譲渡（以下本項において「特例譲渡」という。）をする予定であることにつき市町村長の認定を受け、当該認定の日から二年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下本項及び第三項において「予定期間」という。）内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させ、又は当該土地について特例譲渡をしたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（免除期間又は予定期間に係るものに限る。第三項において同じ。）に係る納税義務を免除するものとす。

2 市町村長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る第六百一条

の末日がある場合には、平成十三年四月一日から当該免除期間の末日までの期間)内に、当該免除期間に係る第六百一条第三項又は第四項(これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による徴収の猶予の申出をし、かつ、当該申出に係る土地を第五百八十六条第二項各号に掲げる土地(同項第八条及び第二十三号から第二十五号の二までに掲げる土地、同項第二十八号に掲げる土地のうち第三百四十八条第二項第一号又は第七号から第八号までに掲げる土地に該当する

2 市町村長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る第六百一条第三項又は第四項の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から前項の認定をする日までの期間(当該徴収の猶予の取消しの日の属する月の翌々月の末日までに同項の認定を求める旨の申請がないときは、当該徴収の猶予の取消しの日から同日の属する月の翌々月の末日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは、政令で定める日までの期間とする)、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(免除期間に係るものに限り、既に

に係る地方団体の徵収金（既に徵収したもの
を除く。）と、同条第四項中「第二項」とあ
り、及び「同項」とあるのは「附則第三十一
条の三第三項において読み替えて準用す
る第二項」と、「納稅義務の免除に係る期間」
とあるのは「附則第三十二条の三第一項
に規定する予定期間」と、「当該土地に係る
特別土地保有税に係る地方団体の徵収金」と
あるのは「同項に規定する当該土地に係る特
別土地保有税に係る地方団体の徵収金（既に
徵収したものを除く。）」と、同条第五項中「第
一項の規定の適用がないこと」とあるのは「附
則第三十二条の三第一項の確認をするこ

第一項の認定及び確認の手続その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条第三項及び第四項中「平成十三年三月三十一日」に改める。
同条第六項中「第二十条第一号」を「第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号」に改め、同条第六項中「第二十条第一号」を「同法第十八条第一項に規定する」を「もののうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない」に、「平成二十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第四号中「平成十三年三月三十一日」を「平

成十三年九月三十日」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得(第四項、第六項、第八項又は第九項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く)に対して課

合の自動車の取得で政令で定めるもの及び前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く)に対して課する自動車取得税の税率は、同条の規定により昭和五十八年八月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものにつき政令で定める日前(総務省令で定めるものにつき政令で定める日前)に申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして政令で定める自動車を取得した場合(総務省令で定める場合に限る)には、当該取得が平成十三年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に行われたとき限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかるらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、百分の〇・五を控除した率とする。

附則第三十二条第十項中「又は第八項」を「第八項又は前項」に改め、同条に次の二項を加える。

11 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得(第四項、第六項、第八項又は第九項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の

各号に掲げる期間内に行われたときに限り、

第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十三年四月一日から平成十四年九月三十日まで 百分の一

二 平成十四年十月一日から平成十五年二月二十八日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の二第二項中「若しくは譲渡」を「譲渡若しくは輸入」に改める。

附則第三十二条の三第三項中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に改め、同条第四項中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「平成十三年分」を「平成十五年分」に改める。

附則第三十二条の四第一項、第二項及び第十

項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第十一項を削り、

同条第十一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同

条第十一項とし、同条第十三項から第十六項ま

月一日」を「平成十五年四月一日」に、「平成

十三年分」を「平成十五年分」に改め、同条第

七項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十

五年四月一日」に、「平成十三年分」を「平成

十五年分」に改める。

附則第三十二条の七第四項中「平成十三年四

月一日」を「平成十五年四月一日」に、「平成

十三年分」を「平成十五年分」に改め、同条第

七項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十

五年四月一日」に、「平成十三年分」を「平成

十五年分」に改め、同条第三項を削り、

同条第三項中「同項各号」とあるのは

項を同条第三項とする。

附則第三十二条の九第三項から第五項までの規定及び第八項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条に

規定による承認を受けたものに限る。以下本項において「承認高度化等計画」という。)に従つて実施される同法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる同項に規定する特定基盤の技術的高度化等のための措置のうち政令

で定めるものに係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの(以下本項において「高度化等施設」という。)又は同法第二十四条第二項に規定する承認進出計画(以下本項において「承認進出計画」という。)に基づく同法第二十三条第一項に規定する特定分野への

進出(以下本項において「特定分野への進出」という。)後の事業及び承認進出計画に基づく特定分野への進出のための事業で政令で定めるもの(これらの事業に係る承認進出計画に基づく特定分野への進出が平成十五年三月三十一日までに開始されたものに限る。)の

適用がなく、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、百分の〇・五を控除した率とする。

附則第三十二条の八第二項中「又は第二項」を「又は第三項の承認に係る合併により設立した

法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人で政令で定めるものを含む。)及び

「又は同条第二項に規定する事業提携」を削り、

附則第三十五条の五中「第七百三条の五第一項」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第七項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十第六項」を「第九条の四第一項」に改め、同条第五項中「第九条の七第一項」を「第九条の五第一項」に改め、同条第七項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十第六項」を「第四号」を「第三十七条の十第七項第四号」に改め、同条第八項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第三十五条の三第八項中「第二条第十三

項」を「第二条第十七項」に改める。

附則第三十五条の五中「第七百三条の五第一

項」を「同条第九項中「同項各号」とあるのは

第五年分」に改め、同条第三項を削り、同条第四

項を「同条第九項中「同項各号」とあるのは

第五年分」に改め、同条第三項を削り、同条第四

を経過する日までの間に行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)又は附則第三十二条の四の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十日」に改め、同条第五項中「第九項」を「第十五年分」に改める。

附則第三十四条第二項中「平成十二年度分及び平成十三年度分」を「平成十二年度から平成十六年度までの各年度分」に改め、同条第四項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第五項中「一日」に改め、同条第五項中「第九項」を「第十五年分」に改める。

車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

の預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関(同法第二条第四項に規定する破綻金融機関)をいう。以下この項において同じ。)の同号に規定する営業の全部若しくは一部の譲受け又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託を受けて行う破綻金融機関の資産の買取りにより不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について、旧法附則第十条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「預金保険法」とあるのは、「預金保険法」の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十三条号)第六条の規定による改正前の預金保険法

2 新法第三百三十四条の二の規定の適用について、平成十四年度分の個人の市町村民税に限り、同条第一項第五号二中「支払われるもの」とあるのは「支払われるもの(当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結したものにあっては、当該損害保険契約の保険期間の定めのないものにあつては、その効力を生ずる日。第八項において同じ。)が平成十三年七月一日以後あるものに限る。」と、同項第五号の三中「基因して共済金」とあるのは「基因して保険金若しくは共済金」と、同条第八項第一号中「損害保険契約のうち」とあるのは「損害保険契約(当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。)のうち」と、「もの(第三号又は第一項第五号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。)」とあるのは「もの及び当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる損害保険契約で病院又は診療所に入院して第一項第二号に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの(当該損害保険契約の保険期間の始期が平成十三年六月三十日以前であるものに限ることとして、第三号に掲げるものを除く。)」と、同項第三号中「を除く」とあるのは「を除くものとし、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等が締したものにあつては、当該損害保険契約の保険期間の始期が平成十三年七月一日以後あるものに限る」とする。

第六条 新法第四十七条及び附則第十二条の三の規定は、平成十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税について適用する経過措置)

3 新法附則第五条第二項の規定は、平成十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用

用し、平成十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

4 新法附則第三十五条の四の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 施行日から平成十四年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の四の規定の適用については、同条第二項第一号及び第四項中「第十項」とあるのは、「第九項」とする。

6 新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度分の法人の市町村民税及び各計算期間の法人税額に係る法人の市町村民税並びに施行日以後に解散が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人の市町村民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税及び施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

7 新法附則第五条第二項の規定は、平成十八年度分までの固定資産税について課

は、なお従前の例による。

3 地域振興整備公団が平成十四年三月三十一日までに取得した旧法第三百四十八条第二項第二号の三に規定する固定資産に対して課する平成十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十八条第二項第二号の七の規定中公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設に係る部分は、施行日以後に新たに建設された当該立体交差化施設に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 旧法第三百四十八条第二項第十九号に規定する固定資産のうち雇用・能力開発機構が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第二十三条第一項第二号に規定する年数分までの固定資産税については、旧法第三百四十八条第二項第十九号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とあるのは、「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とする。

6 新法第三百四十九条の三第十五項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する線路設備等に対する課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第十五項に規定する線路設備等に対する課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新法第三百四十九条の三第三十一項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する線

路設備に対する課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
8 新法第三百四十九条の三第三十六項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
9 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
10 新法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
11 新法第三百五十二条の二第三項、第四項、第五項及び第七項の規定は、平成十二年一月一日以後に発生した新法第三百四十九条の三第一項に規定する震災等（次項及び附則第十四条第三項において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
12 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に設置された旧法附則第十五条第十二項に規定する特定自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
13 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
14 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
15 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
16 平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する設備若しくは施設で電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供するもの又は平成八年八月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する設備で有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
17 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
18 平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
19 平成八年四月一日から平成十三年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
20 平成六年一月一日から平成十三年三月三十日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
21 第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十二条の三の二から第三十二条の四までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
22 第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十二条の二から第三十二条の四までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税については、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
23 施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号に規定する設備を同号ハの区域又は同号ホの地域において製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
24 平成十三年十一月十二日までに新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の九に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税及び同日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
25 施行日から農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行日の前日までの間における新法附則第三十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十一項」とあるのは、「第十一条 第二条の規定による改正後の地方税法附則第三十二条第八項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対しても課すべき自動車取得税について適用する。」とある。
26 施行日から農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行日の前日までの間における新法附則第三十二条第八項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対しても課すべき自動車取得税について適用する。

中「平成十一年度」の下に「及び平成十二年度」を加え、同表市町村の項第十号中「昭和五十六年度から平成十二年度まで」に改め、同表市町村の項第十二号及び第十四号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同表市町村の項第十五号中「平成十一年度及び平成十一年度」を「及び平成十一年度から平成十二年度までの各年度」に改め、同表第二項の表第三号及び第四号中「又は当該地方団体の長」を削り、同表第六号中「漁港を含む。」及び「漁港にあつては、漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るものを」を削り、同表第五十一号中「平成十一年度及び平成十一年度」を「及び平成十一年度から平成十二年度までの各年度」に改め、「規定により平成十一年度」の下に「及び平成十二年度」を加え、同号を同表第五十二号とし、同表第五十三号とし、同表第五十一号とし、同表第四十九号を同表第五十号とし、同表第四十八号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第四十七号を同表第四十九号とし、同表第四十六号中「昭和五十五年度か号」とし、同表第四十六号中「昭和五十五年度か

ら平成十一年度まで』を『昭和五十六年度から平成十二年度まで』に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第四十五号中『平成十一年度』の下に『及び平成十二年度』を加え、同号を同表第四十六号とし、同表第三十二号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十一号

中「の農家数」を「の農家（農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第一条第七項に規定する農業生産法人を含む。）の数」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表第二十六号から第三十号までを「号ずつ繰り下げ、同表第二十一号中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加え、同号を同表第二十六号とし、同表第十七号から第二十四号までを「号ずつ繰り下げ、同表第十六号中「の中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第十九号において同じ。）」を加え、同号を同表第十七号とし、同表第十五号中「の中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）及び中等教育学校の前期課程」を加え、同号を同表第十六号とし、同表第七号から第十四号までを「号ずつ繰り下げ、同表第六号の次に次の一号

1 費	(1) 道路橋りょう 経常経費	(1) 道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正 及び寒冷補正					
2	(2) 河川費 経常経費	(2) 河川の延長	道路の延長	種別補正及び寒冷補正				
3	(1) 港湾費 経常経費	(1) 港湾における係留施設の延長	港湾における係留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正 態容補正及び寒冷補正				
4	(2) 投資的経費 その他の土木 経常経費	(2) 投資的経費 投資的経費	漁港における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	段階補正、密度補正及び態容補正 態容補正				
5	(2) 校費 特殊教育諸学 経常経費	(2) 投資的経費 教育費 中学校費 高等学校費 経常経費	(1) 人口 教職員数 教職員数 教職員数 生徒数 生徒数 生徒数 教員数 児童及び生徒の数	正種別補正、密度補正及び態容補正 正種別補正、態容補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正 正種別補正、密度補正及び態容補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正 正種別補正、密度補正及び態容補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正				
費	その他の教育 の数	投資的経費 学級数 人口	人口 教員数 児童及び生徒の数	種別補正、密度補正及び態容補正 種別補正、密度補正、態容補正 種別補正、密度補正、態容補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正 段階補正、密度補正及び態容補正 正種別補正、態容補正及び寒冷補正				

4 その他の諸費	3 恩給費	3 恩給受給権者数
(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口
灾害復旧費	八 費 補正予算償償還	面積
償償還金	災害復旧事業費の財源に充てたため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	昭和五十年度から平成十年度までの各半度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行する元利償還金
償還費	九 地方税減収補てん ん債償還費	十一 地域財政特例対策債償還費 十二 臨時財政特例債償還費
十三 減税補てん債 償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	地域財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
特別に起こすことができるところにされた地方債の額	種別補正	種別補正
平成六年度による平成六年度から平成八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	種別補正	種別補正
平成十年度から平成十二年までの各年度における減收を補てんするため当該各年度において発行を許可された地方債の額	種別補正	種別補正
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度における減收を補てんするため当該各年度において発行を許可された地方債の額	種別補正	種別補正
段階補正、密度補正、熊容補正及び寒冷補正	熊容補正	熊容補正及び寒冷補正

十一 臨時財政特例 償償還費	十二 財源対策債償 還費	十三 減税補てん債 償還費
平成六年度から までの各年度まで 該各年許可された地 域に於ける発行を許可さ る。	平成八年度から までの各年度まで 該各年許可された地 域に於ける発行を許可さ る。	平成十年度から までの各年度まで 該各年許可された地 域に於ける発行を許可さ る。

の交付税の総額に加算することとされてい
た額 三千九百六十九億八千万円
附則第四条第三号中「第十一号」を「第十二
号」に、「平成十三年度から平成二十四年度ま
で」を「平成十六年度から平成三十年度まで」
に、「二千八十七億円」を「千七百一十五億円」
に改め、同条第十一号中「平成十二年度」を「平
成十三年度」に、「八千二百七十九億円」を「六
千三百二十九億円」に改め、同号を同条第十二
号とし、同条第十号中「平成十一年度」を「平
成十二年度」に、「二十二兆一千百九十一億五
千八百三十二万九千円」を「二十六兆二千六百
三十二億五千八百三十二万九千円」に改め、同
号を同条十一号とし、同条第九号中「平成十一
年度」を「平成十二年度」に、「七千五百八十一
二億二千万円」を「一兆五千五百七十六億二千
万円」に改め、同号を同条第十号とし、同条第
八号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、
同条第九号とし、同条第七号中「平成十二年度」
を「平成十三年度」に、「二十六兆二千六百三

年 度	金 額
平成十六年度	一千二百七十九億円
平成十七年度	一千四百八十八億円
平成十八年度	一千五百四十八億円
平成十九年度	一千四百七十一億円
平成二十年度	二千五百四億円
平成二十一年度	二千八百二十九億円
平成二十二年度	三千百十一億二千万円
平成二十三年度	九百一十八億円
平成二十四年度	一千二十二億円
平成二十五年度	一千二百三十七億円
平成二十六年度	一千三百五十九億円
平成二十七年度	一千四百九十六億二千九百万円
平成二十八年度	三百十五億円
平成二十九年度	百七十三億円
平成三十年度	

十二億五千八百三十二万九千円」を「二十八兆一千五百二十億八千七百三十二万九千円」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「平成十二年度」を「平成十三年度まで」、「平成十三年度から平成二十二年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「一兆五千五百七十六億二千万円」を「一兆二千八百五億四千九百円」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「十兆三千百九億千七百五十万円」を「十一兆七千四百七十八億千七百五十万円」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前二号」を「前各号」に、「臨時特例加算額」を「臨時財政対策のための特例加算額」に、「一千五百億円」を「一兆四千三百六十八億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二号に掲げる額に相当する額のうち次条第五項の規定に基づき平成十六年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同条第二項中「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十四年度から平成三十年度まで」に改め、同条第三項中「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十四年度から平成三十年度まで」に改め、同条第四項中「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十四年度から平成三十年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十四年度	一千四百億円
平成十五年度	一千九百二十五億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成二十二年度	四千二百八十九億円
平成二十三年度	五千三百三十九億円
平成二十四年度	五千八百八十八万九千円
平成二十五年度	六千三百七十億円
平成二十六年度	五千三百四十七億円
平成二十七年度	五千三百四十七億円
平成二十八年度	五千三百四十七億円
平成二十九年度	五千三百四十七億円
平成三十年度	五千三百四十七億円

附則第四条の二第五項中「平成十三年度から平成二十二年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

成三十年度までに改め、同項の表を次のように改める。

附則第四条の二第六項中「平成十三年度から平成二十七年度まで」を「平成十四年度から平成三十年度まで」に、「平成十三年度から平成二十二年度までの各年度」を「平成十四年度から平成十五年度」に、「第二項から第五項までの規定により加算される額及び」を「当該各年度において第二項及び第三項の規定により加算される額並びに」に、「平成二十三年度及び平成二十四年度」を「平成二十六年度から平成三十年度まで」に、「平成二十四年度」を「平成二十九年度及び平成三十年度」に、「応ずる同表の下欄に定める金額」を「おいて第二項から前項までの規定により加算される額」に改め、同項の表を次のように改める。

別表（第十二条関係）		附則第四条の二第七項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「である六千七百二十四億七千五百六十二万二千円」を「のうち六千五十二億七千五百六十二万二千円」に、「である一千九百八十一億百八十九万七千円」を「のうち一千八百八十三億百八十九万七千円」に改める。	
道府県	経費の種類	測定単位	方法の特例
一 警察費	警察職員数	単位費用	第九条の一 東京都三宅村に対する交付すべき平成十三年度から平成十八年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第二項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法並びに第十三条の測定単位の数値の補正について、総務省令で特例を設けることができる。
二 土木費	1 道路橋りょう	一人につき	別表を次のように改める。
		一〇、七〇四、〇〇〇円	

										市町村		
										十五 債償還費 臨時税収補てん	十四 償還費 減税補てん債	
										一 消防費	十 人	
(1)	5 (2) 下水道費 経常経費	4 (1) 公園費 経常経費	3 (1) 都市計画費 経常経費	2 (2) 投資的経費	1 (1) 港湾費 経常経費	2 (2) 投資的経費	1 (1) 道路橋りょう 経常経費	2 (2) 投資的経費	1 (1) 道路の面積 延長	人口	千円につき	
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	千円につき	
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	千円につき	
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	千円につき	
一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一一二	

										三 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 3310 3311 3312 3313 3314 3315 3316 3317 3318 3319 33100 33110 33120 33130 33140 33150 33160 33170 33180 33190 331000 331100 331200 331300 331400 331500 331600 331700 331800 331900 3310000 3311000 3312000 3313000 3314000 3315000 3316000 3317000 3318000 3319000 33100000 33110000 33120000 33130000 33140000 33150000 33160000 33170000 33180000 33190000 331000000 331100000 331200000 331300000 331400000 331500000 331600000 331700000 331800000 331900000 3310000000 3311000000 3312000000 3313000000 3314000000 3315000000 3316000000 3317000000 3318000000 3319000000 33100000000 33110000000 33120000000 33130000000 33140000000 33150000000 33160000000 33170000000 33180000000 33190000000 331000000000 331100000000 331200000000 331300000000 331400000000 331500000000 331600000000 331700000000 331800000000 331900000000 3310000000000 3311000000000 3312000000000 3313000000000 3314000000000 3315000000000 3316000000000 3317000000000 3318000000000 3319000000000 33100000000000 33110000000000 33120000000000 33130000000000 33140000000000 33150000000000 33160000000000 33170000000000 33180000000000 33190000000000 331000000000000 331100000000000 331200000000000 331300000000000 331400000000000 331500000000000 331600000000000 331700000000000 331800000000000 331900000000000 3310000000000000 3311000000000000 3312000000000000 3313000000000000 3314000000000000 3315000000000000 3316000000000000 3317000000000000 3318000000000000 3319000000000000 33100000000000000 33110000000000000 33120000000000000 33130000000000000 33140000000000000 33150000000000000 33160000000000000 33170000000000000 33180000000000000 33190000000000000 331000000000000000 331100000000000000 331200000000000000 331300000000000000 331400000000000000 331500000000000000 331600000000000000 331700000000000000 331800000000000000 331900000000000000 3310000000000000000 3311000000000000000 3312000000000000000 3313000000000000000 3314000000000000000 3315000000000000000 3316000000000000000 3317000000000000000 3318000000000000000 3319000000000000000 33100000000000000000 33110000000000000000 33120000000000000000 33130000000000000000 33140000000000000000 33150000000000000000 33160000000000000000 33170000000000000000 33180000000000000000 33190000000000000000 331000000000000000000 331100000000000000000 331200000000000000000 331300000000000000000 331400000000000000000 331500000000000000000 331600000000000000000 331700000000000000000 331800000000000000000 331900000000000000000 3310000000000000000000 3311000000000000000000 3312000000000000000000 3313000000000000000000 3314000000000000000000 3315000000000000000000 3316000000000000000000 3317000000000000000000 3318000000000000000000 3319000000000000000000 33100000000000000000000 33110000000000000000000 33120000000000000000000 33130000000000000000000 33140000000000000000000 33150000000000000000000 33160000000000000000000 33170000000000000000000 33180000000000000000000 33190000000000000000000 331000000000000000000000 331100000000000000000000 331200000000000000000000 331300000000000000000000 331400000000000000000000 331500000000000000000000 331600000000000000000000 331700000000000000000000 331800000000000000000000 331900000000000000000000 3310000000000000000000000 3311000000000000000000000 3312000000000000000000000 3313000000000000000000000 3314000000000000000000000 3315000000000000000000000 3316000000000000000000000 3317000000000000000000000 3318000000000000000000000 3319000000000000000000000 33100000000000000000000000 33110000000000000000000000 33120000000000000000000000 33130000000000000000000000 33140000000000000000000000 33150000000000000000000000 33160000000000000000000000 33170000000000000000000000 33180000000000000000000000 33190000000000000000000000 331000000000000000000000000 331100000000000000000000000 331200000000000000000000000 331300000000000000000000000 331400000000000000000000000 331500000000000000000000000 331600000000000000000000000 331700000000000000000000000 331800000000000000000000000 331900000000000000000000000 3310000000000000000000000000 3311000000000000000000000000 3312000000000000000000000000 3313000000000000000000000000 3314000000000000000000000000 3315000000000000000000000000 3316000000000000000000000000 3317000000000000000000000000 3318000000000000000000000000 3319000000000000000000000000 33100000000000000000000000000 33110000000000000000000000000 33120000000000000000000000000 33130000000000000000000000000 33140000000000000000000000000 33150000000000000000000000000 33160000000000000000000000000 33170000000000000000000000000 33180000000000000000000000000 33190000000000000000000000000 331000000000000000000000000000 331100000000000000000000000000 331200000000000000000000000000 331300000000000000000000000000 331400000000000000000000000000 331500000000000000000000000000 331600000000000000000000000000 331700000000000000000000000000 331800000000000000000000000000 331900000000000000000000000000 3310000000000000000000000000000 3311000000000000000000000000000 3312000000000000000000000000000 3313000000000000000000000000000 3314000000000000000000000000000 3315000000000000000000000000000 3316000000000000000000000000000 3317000000000000000000000000000 3318000000000000000000000000000 3319000000000000000000000000000 33100000000000000000000000000000 33110000000000000000000000000000 33120000000000000000000000000000 33130000000000000000000000000000 33140000000000000000000000000000 33150000000000000000000000000000 33160000000000000000000000000000 33170000000000000000000000000000 33180000000000000000000000000000 33190000000000000000000000000000 331000000000000000000000000000000 331100000000000000000000000000000 331200000000000000000000000000000 331300000000000000000000000000000 331400000000000000000000000000000 331500000000000000000000000000000 331600000000000000000000000000000 331700000000000000000000000000000 331800000000000000000000000000000 331900000000000000000000000000000 3310000000000000000000000000000000 3311000000000000000000000000000000 3312000000000000000000000000000000 3313000000000000000000000000000000 3314000000000000000000000000000000 3315000000000000000000000000000000 3316000000000000000000000000000000 3317000000000000000000000000000000 3318000000000000000000000000000000 3319000000000000000000000000000000 33100000000000000000000000000000000 33110000000000000000000000000000000 33120000000000000000000000000000000 33130000000000000000000000000000000 33140000000000000000000000000000000 33150000000000000000000000000000000 33160000000000000000000000000000000 33170000000000000000000000000000000 33180000000000000000000000000000000 33190000000000000000000000000000000 331000000000000000000000000000000000 331100000000000000000000000000000000 331200000000000000000000000000000000 331300000000000000000000000000000000 331400000000000000000000000000000000 331500000000000000000000000000000000 331600000000000000000000000000000000 331700000000000000000000000000000000 331800000000000000000000000000000000 331900000000000000000000000000000000 3310000000000000000000000000000000000 3311000000000000000000000000000000000 3312000000000000000000000000000000000 3313000000000000000000000000000000000 3314000000000000000000000000000000000 3315000000000000000000000000000000000 3316000000000000000000000000000000000 3317000000000000000000000000000000000 3318000000000000000000000000000000000 3319000000000000000000000000000000000 33100000000000000000000000000000000000 33110000000000000000000000000000000000 33120000000000000000000000000000000000 33130000000000000000000000000000000000 33140000000000000000000000000000000000 33150000000000000000000000000000000000 33160000000000000000000000000000000000 33170000000000000000000000000000000000 33180000000000000000000000000000000000 33190000000000000000000000000000000000 331000000000000000000000000000000000000 331100000000000000000000000000000000000 331200000000000000000000000000000000000 3313

九 費 補正予算債償還	八 償還費 辺地対策事業債	七 災害復旧費	(2) 投資的経費	4 (1) その他の諸費用 経常経費	3 2 徴税費 台帳費	1 (2) 企画振興費 投資的経費 経常経費	六 その他の行政費 経常経費	5 1 農業経営費 農業行政費 経常経費 投資的経費	五 1 農業経営費 農業行政費 経常経費 投資的経費
充るの各平年昭和十五年度に於ける事業費等についての算出額を元に得たたいた地債償還金	財源に於ける事業費等についての許可を得たたいた地債償還金	災害復旧事業費等に於ける許可を得たたいた地債償還金	人口	面積	世帯数	人口	林業、水産業及び 鉱業の従業者数及び 林業、水産業及び	農家数	人口
充るの各平年昭和十五年度に於ける事業費等についての算出額を元に得たたいた地債償還金	財源に於ける事業費等についての許可を得たたいた地債償還金	災害復旧事業費等に於ける許可を得たたいた地債償還金	人口	面積	世帯数	人口	林業、水産業及び 鉱業の従業者数及び 林業、水産業及び	農家数	人口
一〇八,〇〇〇	一一二,一〇〇	一二四,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	一一二,一〇〇	一二四,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	一一二,一〇〇	一二四,〇〇〇	一〇八,〇〇〇
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
八〇〇	八〇〇	九五〇	一、七〇〇	一、六四一、〇〇〇	一〇、三〇〇	四、二七〇	一、五五〇	九、七〇〇	一、八二〇
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき

十 人 債 償 還 費 地方税減収補てん	十一 地 域 財 政 特 例 対策債償還費	十二 債 償 還 費 臨時財政特例 債償還費	十三 公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債 償 還 費	十四 財 源 対 策 債 償 還 費	十五 減 税 補 て ん 債 償 還 費
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
六五	六九	八七	一四九	九四	四一
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
六七	六七	六七	六七	六七	六七

正		(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)			
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。		附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十一年度から平成三十七年度まで」に、「平成十二		十六 臨時税収補てん債償還費	
年	度	控除	額	に起ることとされた地方債の額	に起ることとされた地方債の額
平成十六年度	一兆六百五十九億円	九千六百五十九億円	九千六百五十九億円	八十二万九千円	八十二万九千円
平成十七年度	一兆六百三十二億円	一兆六百八十三億円	一兆六百八十三億円	五百三千万円	五百三千万円
平成十八年度	一兆二千五百四十四億円	一兆二千五百七十六億円	一兆二千五百七十六億円	二千四百七十一億円	二千四百七十一億円
平成十九年度	一兆四千五百八十九億円	一兆四千五百八十九億円	一兆四千五百八十九億円	二千八百二十九億円	二千八百二十九億円
平成二十一年度	一兆五千九百八十九億円	一兆五千九百八十九億円	一兆五千九百八十九億円	三千百十一億円	三千百十一億円
平成二十二年度	六千七百五十万円	二千五百万円	二千五百万円	二千五百万円	二千五百万円
平成二十三年度	三千七百二十六億円	九百二十八億円	九百二十八億円	二兆三千五百三十二億円	二兆三千五百三十二億円
平成二十四年度	三千八百六十億円	一千二十二億円	一千二十二億円	二兆二千一百四十九億円	二兆二千一百四十九億円
平成二十五年度	三千九百八十九億円	一千百二十五億円	一千百二十五億円	二兆七百八十八億円	二兆七百八十八億円
平成二十六年度	四千三百八十七億円	一千二百三十七億円	一千二百三十七億円	五百五十五万円	五百五十五万円

年 度	金 額	年 度	金 額
平成十四年度	千九百二十五億円	平成十六年度	千二百七十九億円
平成十五年度	一千四百零五億円	平成十七年度	一千四百八億円
平成十八年度	一千五百四十八億円	平成十八年度	一千五百四十八億円
平成十九年度	二千四百七十一億円	平成十九年度	二千四百七十一億円
平成二十年度	二千五百四十九億円	平成二十一年度	二千五百四十九億円
平成二十二年度	三千百十一億二千万円	平成二十二年度	三千百十一億二千万円
平成二十三年度	九百二十八億円	平成二十三年度	九百二十八億円
平成二十四年度	一千二十二億円	平成二十四年度	一千二十二億円
平成二十五年度	一千三百五十九億円	平成二十五年度	一千三百五十九億円
平成二十六年度	一千二百三十七億円	平成二十六年度	一千二百三十七億円
平成二十七年度	一千三百五十六億円	平成二十七年度	一千三百五十六億円
平成二十八年度	一千三百五十九億円	平成二十八年度	一千三百五十九億円
平成二十九年度	一千三百五十五億円	平成二十九年度	一千三百五十五億円
平成三十年度	百七十三億円	平成三十年度	百七十三億円

(地方財政法の一部改正)

の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「基いて」を「基づいて」

は改め 同條中第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、同條第二十

三号の一中「基く」を「基づく」に改め、同号

を同条第二十四号とし、同条中第一二二号及び

第二十三号を削り、第二十一号を第二十二号と
、第三十号を第一号、第一十一号を第二十二号と

第二十号を削り、第十九号を第二十号と
第十八号を削り、第十七号を第二十一号と

し、第十号から第十六号までを削り、第九号を

第一二十号とし、第八号の六を第十九号とし、第

八号の五を第十八号とし、第八号の四を第十七号とする。

考どし、第六号の三を第十六号どし、第八号の二を第十五号と六、第八号を第十四号とべ、第

七号の五を第十三号とし、第七号の四を第十二号

号とし、第七号の二^一を第十一号とし、同条第七

号の二中「及び婦人相談員」を削り、同号を同

六号の二十七号二十六号二十七号二十八号の二十九号とし、同条中第七号を第九号とし、第

六号の二を第八号とし第六号を第七号とし
同條第五号中「予防接種並びに」を「臨時の予

防接種並びに」に改め、同号を同条第六号とし、

同条中第四号を第五号とし、第三号を削り、第

第一類第三号 総務委員会議録第三号 平成十三年二月二十一日

号中「法人税に」を「平成十一年改正前の規定による収入見込額（法人税に）に改め、「法人税等負担軽減措置法附則第十条による改正後の」を削り、「平成十一年改正後の地方税法第七百三十四条第二項」を「地方税法第七百三十四条第二項」に改め、「から当該各年度」に改め、同項第六号及び第七号中「平成十一年改正後の」を「同法第五条第二項第一号」に、「から当該各年度」を「をいう。」から当該各年度」に改め、同項第六号及び第七号中「平成十一年改正後」を「平成十一年改正前の規定による収入見込額（）に、「を当該各年度」を「をいう。」を当該各年度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第一号から第五号までに規定する平成十一年改正前の規定による収入見込額は、これららの規定に規定する地方税を平成十一年改正前の地方税法に定める標準税率（地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率をい。う。以下この条において同じ。）によって課するものとした場合の額とし、同項第一号から第五号までに規定する当該各年度の収入見込額は、これらの規定に規定する地方税を地方税法に定める標準税率によつて課するものとした場合の額とする。

3 第二条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、第一項第三号に規定する平成十一年改正前の規定による収入見込額及び当該各年度の収入見込額のうち地方税法第七十二条の十九に規定する課税標準により課する法人の事業税に係るものについては、同法第七十二条の十二に規定する課税標準以外の課税標準を用いる法人の事業税に係る平成十一年改正前の規定による収入見込額及び当該各年度の収入見込額にあつては、都道府県が同法第七十二条の二十一第九項の規定により当該各年度において適用されるべき税率として定める税率によつて課するものとした場合の額とし、同法第七十二条の十二

に規定する課税標準を用いる法人の事業税に係る平成十一年改正前の規定による収入見込額及び当該各年度の収入見込額にあっては、当該各事業税を前項の規定により標準税率によって課するものとした場合の平成十一年改正前の規定による収入見込額及び当該各年度の収入見込額に、都道府県が同法第七十二条の二十二第九項の規定により当該各年度において適用されるべき税率として定める税率を同法附則第四十条第十項（同法附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同一法第七十二条の二十二第一項に規定する標準税率で除して得た率（当該率が一を超えるときは、一とする。）を、それぞれ乗じて得た額とする。

第四条第二項の表第三号及び第五条第四項の表第三号中「の額」を「の数値」に改める。

の地域保健法（昭和二十二年法律第二百一十一号）の規定、附則第十一条の規定による改正後の産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の規定及び附則第十四条の規定による改正後の売春防止法（昭和三十一年法律第二百一十八号）の規定は、平成十三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）について適用し、平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二年以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国が負担するものとされた国の負担及び平成十二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（公営企業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際公営企業金融公庫が借り入れている短期借入金については、第四条の規定による改正後の公営企業金融公庫法第十二条の規定により主務大臣の認可を受けまるまでの間は、同法第三十条の規定は適用せず、なお従前の例による。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第六条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十三年度分の交付金から適用する。（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（地域保健法の一部改正）

第八条 地域保健法の一部を次のように改正す

第十五条 国は、保健所の施設又は設備に要する費用を支出する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の全部又は一部を補助することができる。

(予防接種法の一部改正)

第九条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「額」の下に「（第六条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）」を加える。

第三十二条の二を削る。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第十一条 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「公営企業債券、住宅金融公庫債券、中小企業債券又は沖縄新港開発金融公庫債券を失つた」を「住宅金融公庫債券、中小企業債券若しくは沖縄新港開発金融公庫債券又は外国を発行地とする公営企業債券を失つた」に改める。

(産業教育振興法の一部改正)

第十三条 産業教育振興法の一部を次のように改正する。

目次中「国の負担及び補助」を「国の補助」に改める。

「第三章 国の負担及び補助」を「第三章 国の補助」に改める。

第十五条の見出しを「（国の補助）」に改め、同条第一項中「負担する」を「当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改め、同条第二項中「負担する」を「当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改める。

第十六条中「負担する」を「当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改める。

第十七条の見出し中「負担金」を「補助金」に、「を受けた」を「の交付を受けた」に改める。

第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金」を「補助金」に改める。

第十九条第一項中「第十五条及び第十六条中「負担する」とあるのは、「該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。」と、「第十七条中「負担金」とあるのは、「補助金」と、「第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金」とあるのは、「補助金」の交付」とを削る。

(学校図書館法の一部改正)

第十二条 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一章 総則

第三章を削る。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第十三条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「国の負担」を「国の補助」に、「負担する」を「補助する」に改める。

(元春防止法の一部改正)

第十四条 売春防止法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第二号」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるものについては、その」を「次の各号に掲げる費用の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都道府県が第三十八条第一項の規定によつては、なお従前の例による。

り支弁した費用のうち、同項第一号から第四号までに掲げるるもの

二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

三 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

四号までに掲げるもの

五 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

六 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

七 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

八 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

九 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十一 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十二 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十三 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十四 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十五 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十六 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十七 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十八 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

十九 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十一 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十二 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十三 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十四 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十五 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十六 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十七 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十八 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

二十九 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

三十 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

三十一 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

三十二 市が第三十八条第三項を第一項とし、第四項を第三項とする。

平成十三年三月六日印刷

平成十三年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

の法律案を提出する理由である。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成十二年」を「平成二十二年」に、「平成十三年度」を「平成二十三年度」に改める。

別表第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業の項を次のように改める。

P